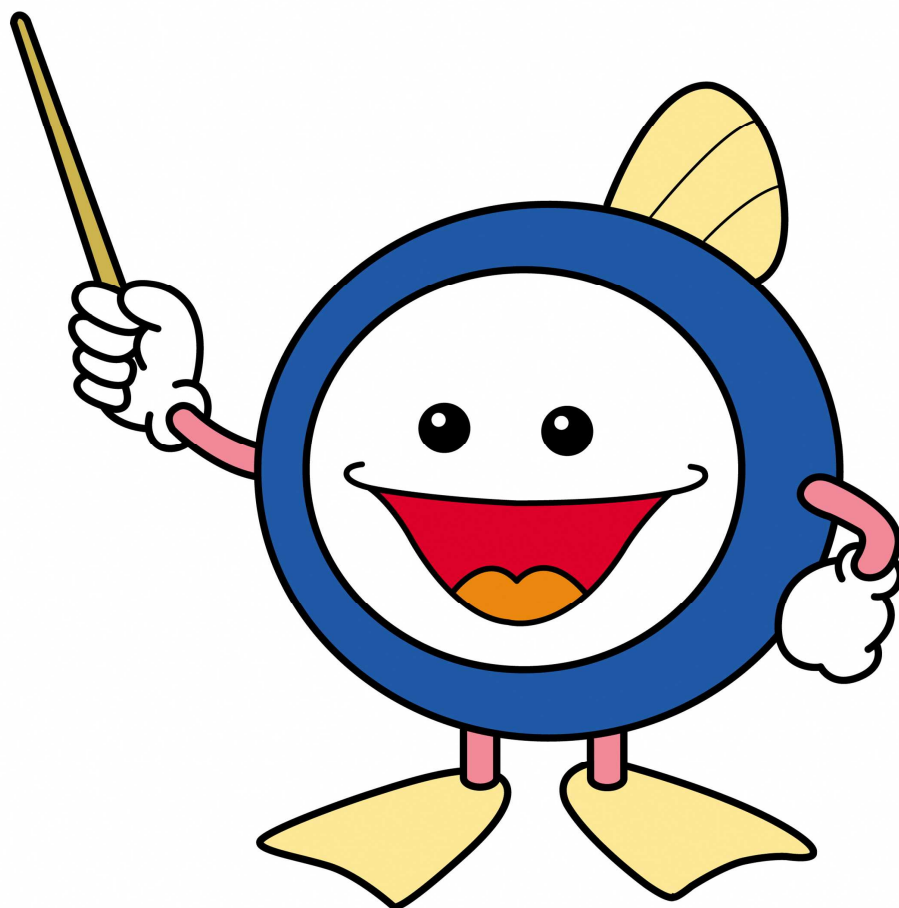


2022

# あきたの下水道

〔資料編〕

あきたびじょん



下水道マスコットキャラクター  
「スイスイ」

秋田県 建設部 下水道マネジメント推進課

あきたの下水道の本編については、県のウェブサイト  
「美の国あきたネット」の下水道マネジメント推進課の  
ページからダウンロードできます。  
URLは「<http://www.pref.akita.lg.jp/gesuido/>」です。

# 目 次

	Page
<b>1. あきた循環のみず推進計画</b>	
(1) 概要	1
(2) 広域化・共同化の取組	1
<b>2. ～大変革の時代～ 新秋田元気創造プラン</b>	
(1) 概要	2
(2) プランにおける下水道事業の位置づけ	2
<b>3. 汚水処理整備状況</b>	
(1) 秋田県の生活排水処理整備	
1) 秋田県生活排水処理構想（第4期）	
① 市町村別 全体フレーム	3
② 市町村別 全体フレーム普及率	3
③ 市町村別 令和17年目標	4
④ 市町村別 令和17年目標普及率	4
2) 汚水処理人口普及率	
① 令和3年度末 市町村別汚水処理人口普及率	5
② 令和3年度末 秋田県汚水処理人口普及率	6
③ 令和3年度末 市町村人口規模別普及状況	7
④ 汚水処理人口普及率推移グラフ	8
⑤ 令和3年度末 市町村別汚水処理人口普及率・接続率（参考）	9
(2) 秋田県の下水道	
1) 下水道のあゆみ	10
2) 流域下水道の状況	
① 流域下水道事業の実施状況	11
② 流域下水道事業の概要	12
3) 公共下水道の状況	
① 公共下水道事業の実施状況	13
② 令和3年度末 下水道処理人口普及率	14
③ 令和3年度末 下水道整備率	15
④ 令和3年度末 下水道接続率	16
⑤ 県代行・県費補助の実施状況	17
⑥ 公共下水道事業の計画概要	18
4) 下水道終末処理場の概要	19
5) 下水汚泥の状況	
① 下水汚泥の処理処分状況	20
② 下水汚泥の現状	21
(3) 全国の汚水処理人口普及状況	
1) 都道府県別普及状況（汚水処理全体、公共下水道）	22
2) 都道府県別汚水処理人口普及状況	23
3) 都道府県別生活排水処理人口普及率	24
4) 人口規模別生活排水処理普及状況	25
<b>4. 下水道使用料・負担金・助成金の制定状況</b>	
(1) 下水道使用料	26
(2) 受益者負担金	28
(3) 水洗化助成・貸付制度	30
<b>5. 水質の規制状況</b>	
(1) 処理場流入水に対する規制（排除基準）	32
(2) 放流水に対する規制（排水基準）	33
(3) 上乘せ排水基準に係る水域の区分	34
<b>6. 農業集落排水施設</b>	
(1) 農業集落排水施設整備のあゆみ	35
(2) 農業集落排水施設 地区(処理区)一覧表	36
(3) 令和3年度末 農業集落排水施設 処理人口普及率	37
(4) 令和3年度末 農業集落排水施設 整備率	38
(5) 令和3年度末 農業集落排水施設 接続率	39
(6) 農業集落排水施設 使用料	40
(7) 農業集落排水施設 水洗化助成・貸付制度	41
<b>7. 漁業集落排水施設・林業集落排水施設・簡易小規模排水処理施設等</b>	
(1) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 処理区(地区)一覧表	42
(2) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 整備率・接続率	43
<b>8. 合併処理浄化槽整備事業</b>	
(1) 合併処理浄化槽整備事業概要	44
(2) 法定検査の実施状況（第7条及び第11条検査）	45
(3) 合併処理浄化槽施設 使用料	46
(4) 合併処理浄化槽 補助金制度	47

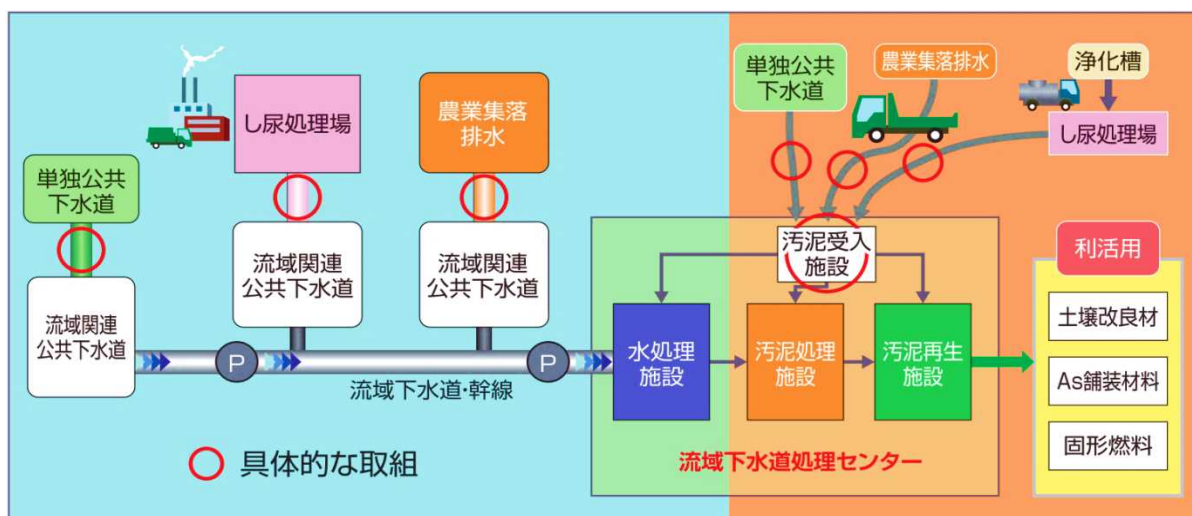
# 1. あきた循環のみず推進計画

## (1) 概要

少子高齢化の進行に伴う人口減少や、厳しい財政状況等を踏まえると、生活排水処理事業者が単独で事業運営を続けていくことが難しくなっていくおそれがあります。将来にわたって生活排水処理事業のサービス水準を維持していけるよう、県と市町村が連携して効果的な運営を目指すための指針として、「あきた循環のみず推進計画2016 秋田県生活排水処理構想（第4期構想）」を策定し、広域化・共同化の取組を進めてまいります。

## (2) 広域化・共同化の取組

### 1) 広域化・共同化のイメージ(流域下水道処理施設を核とした広域化・共同化)



### 2) これまでの取組

- H 2 2 秋田県生活排水処理事業連絡協議会(県、全市町村)を設置
- H 2 4 「あきた循環のみず推進計画」を策定し公表
- H 2 8 「あきた循環のみず推進計画2016 秋田県生活排水処理構想(第4期構想)」を策定し公表

R 3 年度は、農集排 6 地区の広域共同化を実施  
(流域下水道へ接続 4 箇所、公共下水道へ接続 2 箇所)

### 3) これからの取組

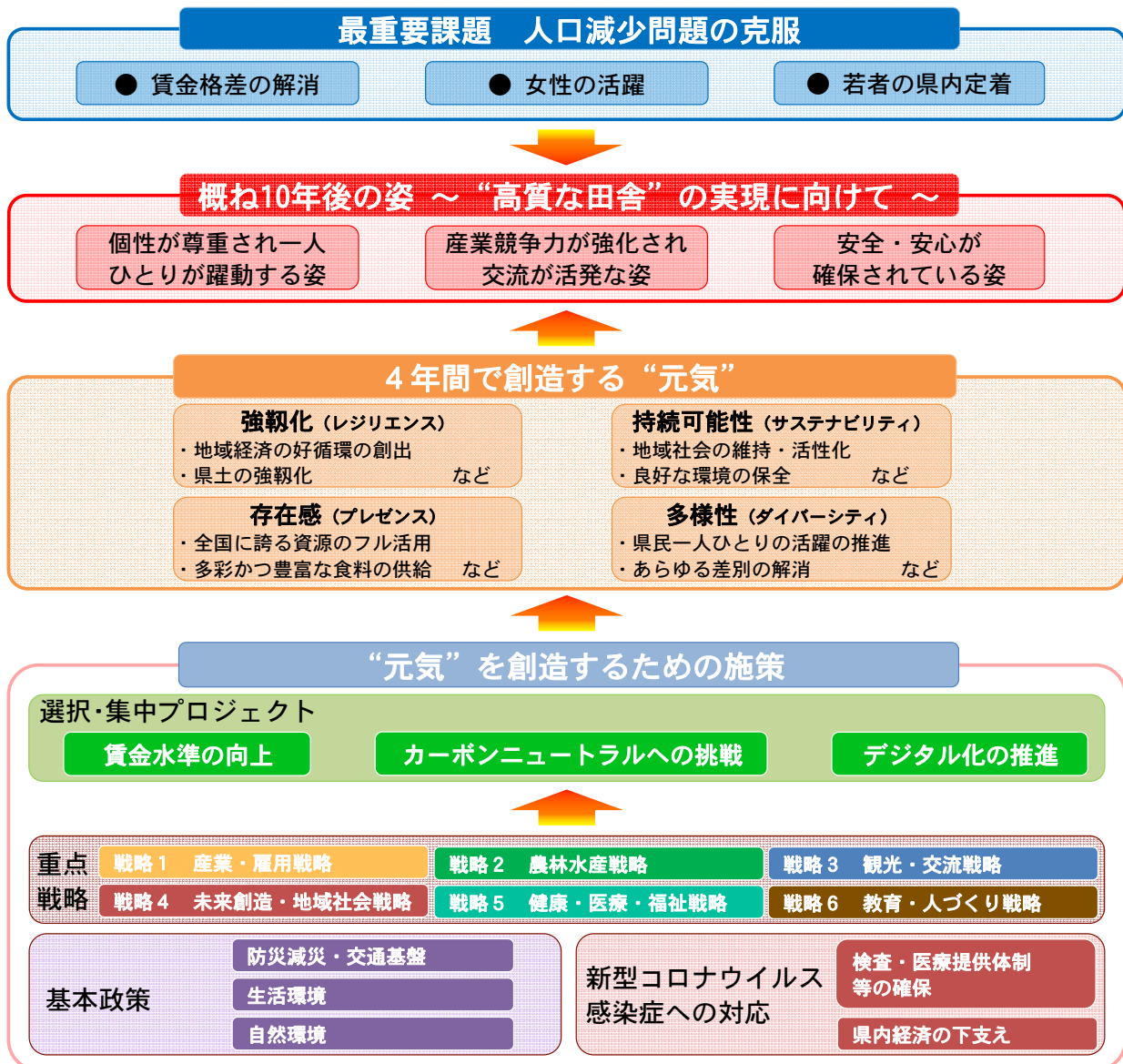
- 県南地区広域汚泥資源化事業(供用目標 R 7)  
流域下水道処理場内に汚泥資源化施設を設置し、県南地区の流域下水道終末処理場、公共下水道終末処理場から発生する汚泥を集約処理する。  
(対象 4 市 2 町)
- 管路包括管理(R 4~)  
県と市町村が管理する管路施設を共同管理する包括的民間委託を、令和 4 年度から臨海処理区で開始しており、他の地域への水平展開を目指す。
- 広域補完組織の設立(目標 R 5)  
マンパワーと財源に限られる中、持続的な事業運営を図るため、県・市町村・民間事業者のノウハウを結集した新たな組織を設立し、自治体の事務を補完する。

## 2. ～大変革の時代～ 新秋田元気創造プラン

### (1) 概要

秋田県では、時代の潮流やこれまでの成果と課題を踏まえつつ、新たな視点を加えながら、本県の更なる発展を図ることを目指し、2022年度から2025年度までの4年間における新たな県政運営指針として、「～大変革の時代～ 新秋田元気創造プラン」を策定しました。

計画では“高質な田舎”の実現に向けた「4つの元気」の創造を目指し、本県の先進性や優位性を最大限発揮しつつ時代の潮流や社会経済情勢の変化に対応するための「6つの重点戦略」を掲げています。また、重点戦略に基づく取組のうち、特に注力して行政資源を投入するものとして「選択・集中プロジェクト」を位置づけています。



さらに、県民の基礎的な生活環境の整備を図るため、着実かつ継続的に取り組む政策分野について、「基本政策」及び「新型コロナウイルス感染症への対応」として整理・体系化し、着実に推進します。

### (2) プランにおける下水道事業の位置づけ

重点戦略4「未来創造・地域社会戦略」における施策の方向性の一つとして、県・市町村間の協働の推進を掲げています。下水道事業については、平成28年度に策定した「あきた循環のみず推進計画2016 秋田県生活排水処理構想(第4期構想)」に基づく施策を推進し、流域下水道を核とした汚水・汚泥処理の広域化・共同化に取り組んでまいります。

また、「基本政策2 生活環境」における施策の方向性の一つとして、良好な生活排水処理基盤の整備を掲げています。将来にわたって良好な生活排水処理基盤を維持できるよう、生活排水処理施設の集約・再編などを推進してまいります。

### 3. 汚水処理整備状況

#### (1) 秋田県の生活排水処理整備

##### 1) 生活排水処理構想 (第4期)

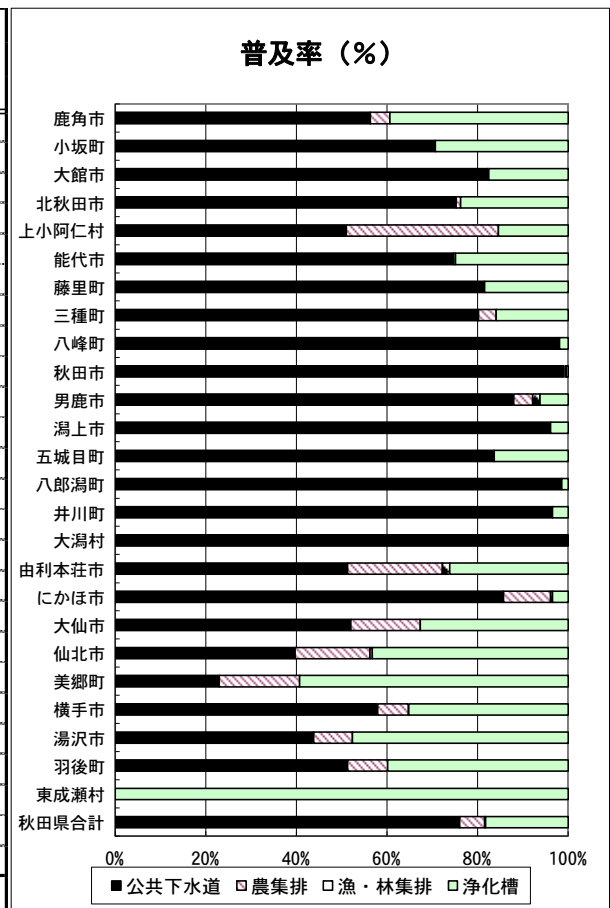
##### ① 市町村別 全体フレーム 令和17年 (整備手法別 処理人口・処理区数)

地区名	市町村名	集合処理施設											個別処理施設				合計							
		公共下水道					集落排水						合併処理		浄化槽市			個別排水						
		単独		流域関連 (公共・特環)	計	農業 集落排水	漁業・林業 集落排水	簡易・小規模 排水	計	小計	浄化槽 (個人設置)	町村整備 推進事業	処理施設 整備事業	小計	合計									
		公共	特環																					
鹿角市	鹿角市	1	200	-	1	12,810	2	13,000	2	990	-	-	-	2	990	4	13,990	9,090	-	-	9,090	23,080		
	小坂町	-	-	1	80	2,330	2	2,410	-	-	-	-	-	-	-	2	2,410	1,000	-	-	1,000	3,410		
北秋田市	大館市	-	-	-	1	45,720	1	45,720	1	130	-	-	-	1	130	2	45,850	7,740	1,450	550	9,740	55,590		
	北秋田市	3	15,070	1	820	-	4	15,890	2	200	-	-	-	2	200	6	16,080	4,290	720	-	5,010	21,100		
	上小阿仁村	-	-	1	730	-	1	730	1	480	-	-	-	1	480	2	1,200	220	-	-	220	1,430		
山本	能代市	1	28,750	-	-	-	1	28,750	1	150	-	-	-	1	150	2	28,900	1,800	7,760	-	9,560	38,460		
	藤里町	-	-	1	1,720	-	1	1,720	-	-	-	-	-	-	-	1	1,720	130	260	-	390	2,110		
	三種町	-	-	-	-	9,080	1	9,080	2	440	-	-	-	2	440	3	9,510	1,800	-	-	1,800	11,310		
	八峰町	-	-	1	4,670	-	1	4,670	-	-	-	-	-	-	-	1	4,670	30	60	-	90	4,760		
秋田	秋田市	-	-	1	40	251,330	2	251,370	2	740	-	-	-	2	740	4	252,100	-	930	70	1,000	253,100		
	男鹿市	-	-	-	-	16,480	1	16,480	1	780	2	300	-	3	1,080	4	17,560	1,000	170	-	1,170	18,730		
	潟上市	-	-	-	-	24,610	1	24,610	-	-	-	-	-	-	-	1	24,610	780	210	-	990	25,600		
	五城目町	-	-	-	-	4,820	1	4,820	-	-	-	-	-	-	-	-	4,820	940	-	-	940	5,760		
	八郎潟町	-	-	-	-	4,870	1	4,870	-	-	-	-	-	-	-	1	4,870	70	-	-	70	4,940		
	井川町	-	-	-	-	3,600	1	3,600	-	-	-	-	-	-	-	1	3,600	110	-	20	130	3,730		
由利	大潟村	-	-	-	-	3,210	1	3,210	-	-	-	-	-	-	-	3,210	-	-	-	-	3,210			
	由利本荘市	2	24,790	3	6,640	-	5	31,430	34	12,790	2	900	8	130	44	13,820	49	45,250	15,720	270	10	16,000	61,250	
仙北	にかほ市	1	18,760	-	-	-	1	18,760	5	2,270	-	-	3	90	8	2,360	9	21,120	60	-	700	760	21,880	
	大仙市	1	1,660	3	2,200	1	27,610	5	31,470	18	9,300	-	-	-	18	9,300	23	40,770	17,400	970	1,330	19,710	60,480	
	仙北市	1	2,740	-	-	1	4,680	2	7,420	5	3,090	2	90	1	10	8	3,190	10	10,610	1,890	6,160	30	8,070	18,680
	美郷町	-	-	-	-	3,370	1	3,370	4	2,590	-	-	-	-	4	2,590	5	5,960	8,690	-	-	8,690	14,650	
	横手市	-	-	-	-	40,020	1	40,020	5	4,660	1	30	1	20	7	4,700	8	44,720	21,950	1,280	1,060	24,290	69,000	
	湯沢市	1	10,830	4	3,040	-	5	13,870	2	2,710	-	-	-	-	2	2,710	7	16,570	11,640	3,440	-	15,070	31,650	
	羽後町	-	-	1	5,470	-	1	5,470	1	940	-	-	-	-	1	940	2	6,410	4,250	-	-	4,250	10,660	
	東成瀬村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,710	-	-	1,710	1,710	
	合計	11	102,780	17	25,390	15	454,520	43	582,700	86	42,250	7	1,320	13	240	106	43,810	149	626,510	110,590	25,400	3,770	139,750	766,260
	構成比		13.4%	3.3%	59.3%	76.0%	5.5%	0.2%	0.0%	5.7%	81.8%	14.4%	3.3%	0.5%	18.2%	100.0%								
市町村数合計		8	10	15	24	16	4	16	24	22	14	8	24	25										

\*平成28年度策定「秋田県生活排水処理構想」より引用 (一部令和3年度に見直し実施)  
注)普及率は四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。

##### ② 市町村別 全体フレーム普及率 令和17年

No.	市町村名	計画処理人口普及率				合計
		公共 下水道	農業集落 排水	漁・林業 集排他	合併処理浄 化槽	
1	鹿角市	56.3	4.3	0.0	39.4	100
2	小坂町	70.7	0.0	0.0	29.3	100
3	大館市	82.2	0.2	0.0	17.5	100
4	北秋田市	75.3	0.9	0.0	23.7	100
5	上小阿仁村	51.0	33.6	0.0	15.4	100
6	能代市	74.8	0.4	0.0	24.9	100
7	藤里町	81.5	0.0	0.0	18.5	100
8	三種町	80.3	3.9	0.0	15.9	100
9	八峰町	98.1	0.0	0.0	1.9	100
10	秋田市	99.3	0.3	0.0	0.4	100
11	男鹿市	88.0	4.2	1.6	6.2	100
12	潟上市	96.1	0.0	0.0	3.9	100
13	五城目町	83.7	0.0	0.0	16.3	100
14	八郎潟町	98.6	0.0	0.0	1.4	100
15	井川町	96.5	0.0	0.0	3.5	100
16	大潟村	100.0	0.0	0.0	0.0	100
17	由利本荘市	51.3	20.9	1.7	26.1	100
18	にかほ市	85.7	10.4	0.4	3.5	100
19	大仙市	52.0	15.4	0.0	32.6	100
20	仙北市	39.7	16.5	0.5	43.2	100
21	美郷町	23.0	17.7	0.0	59.3	100
22	横手市	58.0	6.8	0.1	35.2	100
23	湯沢市	43.8	8.6	0.0	47.6	100
24	羽後町	51.3	8.8	0.0	39.9	100
25	東成瀬村	0.0	0.0	0.0	100.0	100
秋田県合計		76.0	5.5	0.2	18.2	100





## 2) 汚水処理人口普及率

### ① 令和3年度末 市町村別汚水処理人口普及率（事業区分別）

注) 本項以降に用いられている「汚水処理人口普及率」は下水道等施設の普及率を表す全国統一表記であり、「下水道等普及率」と同意語である。

R4.3.31現在

市町村名	公共下水道		農業集落排水		漁・林・簡易・小規模		合併処理浄化槽		汚水処理人口合計		R3までの整備手法					住民基本台帳人口 (人) (R4.3.31)	
	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	公共下水道		集落排水等				合併
											単	流	農	漁林	簡小		
秋田市	285,559	94.7	7,014	2.3	0	0.0	5,117	1.7	297,690	98.7	●	●	●			●	301,573
能代市	26,272	52.5	194	0.4	0	0.0	11,586	23.2	38,052	76.1	●		●			●	50,012
横手市	43,650	51.2	6,899	8.1	60	0.1	18,139	21.3	68,748	80.6	●	●	●	●	●	●	85,253
大館市	42,284	61.5	5,663	8.2	0	0.0	7,181	10.4	55,128	80.2		●	●			●	68,728
男鹿市	18,398	72.8	1,104	4.4	359	1.4	1,083	4.3	20,944	82.9		●	●	●		●	25,264
湯沢市	18,895	44.9	3,546	8.4	0	0.0	9,920	23.6	32,361	76.8	●		●			●	42,120
鹿角市	13,374	46.2	1,588	5.5	0	0.0	4,052	14.0	19,014	65.7	●	●	●			●	28,933
由利本荘市	35,036	47.6	20,763	28.2	1,337	1.8	11,342	15.4	68,478	93.1	●		●	●	●	●	73,548
潟上市	30,088	94.1	817	2.6	0	0.0	357	1.1	31,262	97.8		●	●			●	31,963
大仙市	37,587	48.6	15,188	19.6	0	0.0	13,307	17.2	66,082	85.5	●	●	●			●	77,299
北秋田市	15,929	53.4	5,330	17.9	0	0.0	3,822	12.8	25,081	84.0	●		●			●	29,847
にかほ市	16,052	68.8	6,183	26.5	90	0.4	806	3.5	23,131	99.2	●		●		●	●	23,323
仙北市	9,455	38.6	3,907	16.0	116	0.5	5,592	22.8	19,070	77.9	●	●	●	●	●	●	24,480
小坂町	3,597	75.8	0	0.0	0	0.0	675	14.2	4,272	90.0	●	●				●	4,748
上小阿仁村	854	40.8	938	44.8	0	0.0	251	12.0	2,043	97.7	●		●			●	2,092
藤里町	2,265	76.2	163	5.5	0	0.0	408	13.7	2,836	95.5	●		●			●	2,971
三種町	11,154	73.1	1,718	11.3	0	0.0	1,444	9.5	14,316	93.9		●	●			●	15,250
八峰町	4,570	69.2	1,114	16.9	650	9.8	105	1.6	6,439	97.5	●		●	●		●	6,603
五城目町	6,660	78.1	0	0.0	0	0.0	766	9.0	7,426	87.1		●				●	8,530
八郎潟町	5,386	98.7	0	0.0	0	0.0	17	0.3	5,403	99.0		●				●	5,457
井川町	4,331	96.9	0	0.0	0	0.0	129	2.9	4,460	99.8		●				●	4,469
大潟村	2,994	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2,994	100.0		●					2,994
美郷町	3,741	20.3	3,899	21.2	0	0.0	8,587	46.6	16,227	88.0		●	●			●	18,434
羽後町	6,207	44.8	2,229	16.1	0	0.0	2,354	17.0	10,790	77.8	●		●			●	13,869
東成瀬村	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2,066	85.9	2,066	85.9						●	2,404
市合計	592,579	68.7	78,196	9.1	1,962	0.2	92,304	10.7	765,041	88.7							862,343
町村計	51,759	58.9	10,061	11.5	650	0.7	16,802	19.1	79,272	90.3							87,821
県合計	644,338	67.8	88,257	9.3	2,612	0.3	109,106	11.5	844,313	88.9							950,164

(注) 普及率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

## ② 令和3年度末 秋田県汚水処理人口普及率

### ○ 令和3年度末 市町村別汚水処理人口普及率（事業区分別）

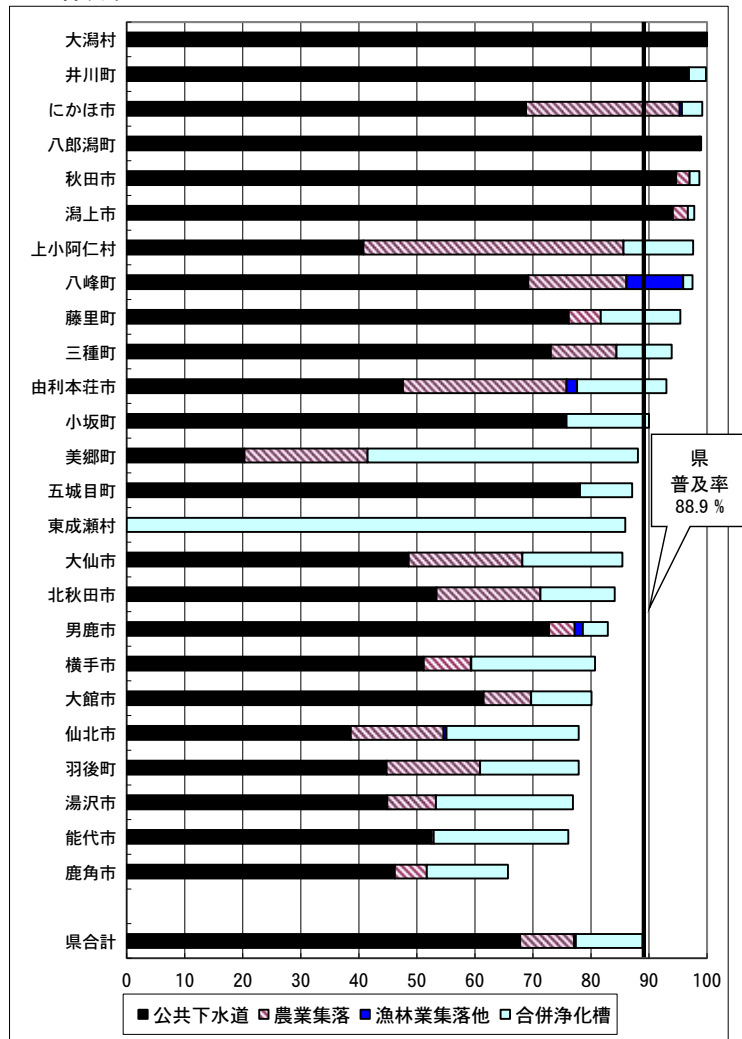
（単位：％）

順位	市町村名	公共下水道	農業集落	漁林業集落他	合併浄化槽	合計	R17目標
1	大潟村	100.0	-	-	-	100.0	100.0
2	井川町	96.9	-	-	2.9	99.8	99.8
3	にかほ市	68.8	26.5	0.4	3.5	99.2	100.0
4	八郎潟町	98.7	-	-	0.3	99.0	100.0
5	秋田市	94.7	2.3	-	1.7	98.7	100.0
6	潟上市	94.1	2.6	-	1.1	97.8	98.4
7	上小阿仁村	40.8	44.8	-	12.0	97.7	100.0
8	八峰町	69.2	16.9	9.8	1.6	97.5	100.0
9	藤里町	76.2	5.5	-	13.7	95.5	95.6
10	三種町	73.1	11.3	-	9.5	93.9	100.0
11	由利本荘市	47.6	28.2	1.8	15.4	93.1	90.6
12	小坂町	75.8	-	-	14.2	90.0	100.0
13	美郷町	20.3	21.2	-	46.6	88.0	100.0
14	五城目町	78.1	-	-	9.0	87.1	100.0
15	東成瀬村	-	-	-	85.9	85.9	98.4
16	大仙市	48.6	19.6	-	17.2	85.5	94.3
17	北秋田市	53.4	17.9	-	12.8	84.0	94.4
18	男鹿市	72.8	4.4	1.4	4.3	82.9	99.7
19	横手市	51.2	8.1	0.1	21.3	80.6	87.4
20	大館市	61.5	8.2	-	10.4	80.2	92.3
21	仙北市	38.6	16.0	0.5	22.8	77.9	88.0
22	羽後町	44.8	16.1	-	17.0	77.8	74.5
23	湯沢市	44.9	8.4	-	23.6	76.8	88.6
24	能代市	52.5	0.4	-	23.2	76.1	93.3
25	鹿角市	46.2	5.5	-	14.0	65.7	85.2
	県合計	67.8	9.3	0.3	11.5	88.9	95.0

- : 事業計画なし

$$\text{普及率} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100\%$$

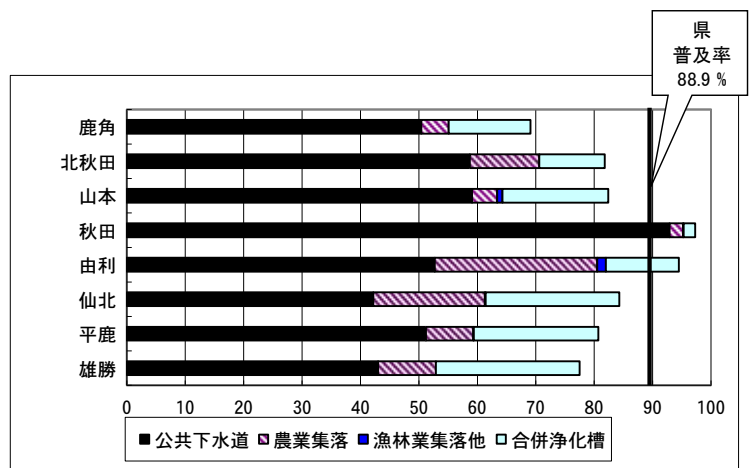
普及率グラフ



### ○ 地域振興局管内別普及率

（単位：％）

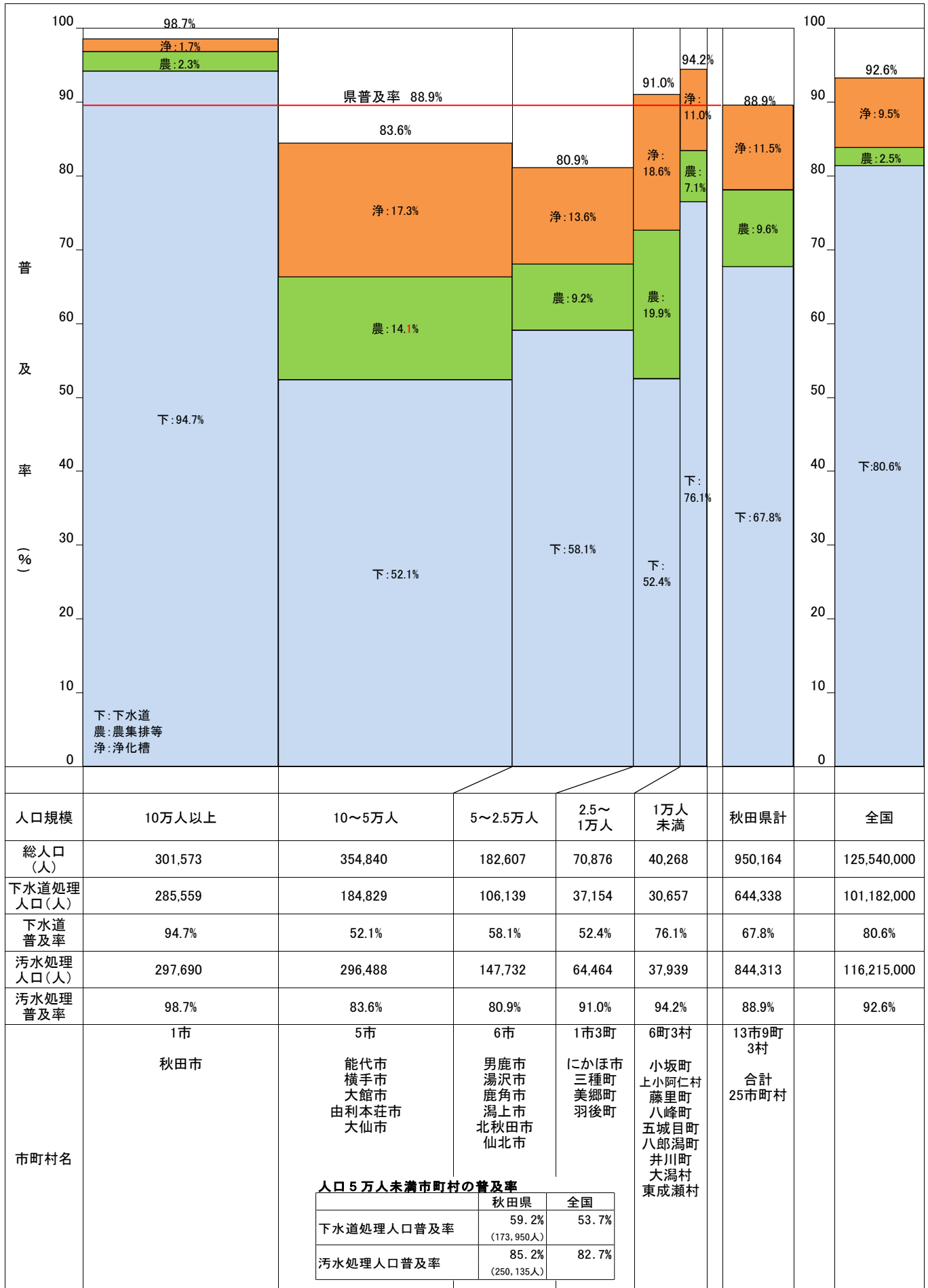
振興局名	公共下水道	農業集落	漁林業集落他	合併浄化槽	合計
鹿角	50.4	4.7	-	14.0	69.1
北秋田	58.7	11.9	-	11.2	81.7
山本	59.1	4.3	0.9	18.1	82.4
秋田	92.9	2.3	0.1	2.0	97.4
由利	52.7	27.8	1.5	12.5	94.6
仙北	42.2	19.1	0.1	22.9	84.3
平鹿	51.2	8.1	0.1	21.3	80.6
雄勝	43.0	9.9	-	24.6	77.4



(注) 1 普及率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。  
2 漁林業集落他には簡易排水施設、小規模集合排水処理施設を含む。



### ③ 令和3年度末 市町村人口規模別普及状況

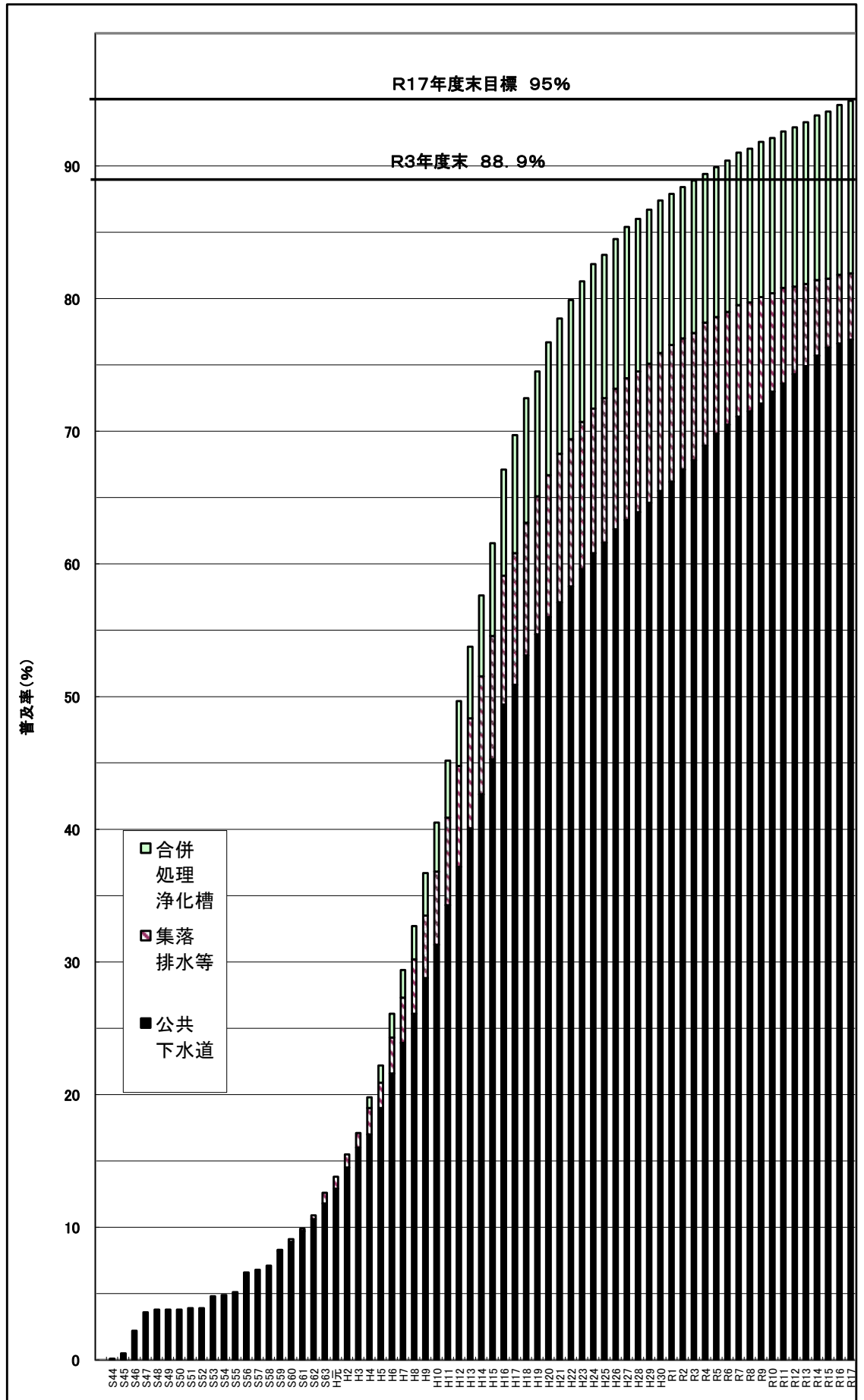


※全国のデータは、東日本大震災の影響により、福島県においては調査不能な市町村を除いたデータである。

# ④ 汚水処理人口普及率推移グラフ

R4.3.31現在

年 度	公共 下水道	集落 排水等	合併 処理 浄化槽	全体 普及率
S44	0.1			
S45	0.5			
S46	2.2			
S47	3.6			
S48	3.8			
S49	3.8			
S50	3.8			
S51	3.9			
S52	3.9			
S53	4.8			
S54	4.9			
S55	5.1			
S56	6.6			
S57	6.8			
S58	7.1	0		7.1
S59	8.2	0.1		8.3
S60	8.9	0.2		9.1
S61	9.7	0.2		9.9
S62	10.6	0.3		10.9
S63	11.8	0.8		12.6
H元	12.9	0.9		13.8
H2	14.5	1.0		15.5
H3	16.0	1.1	0	17.1
H4	17.0	2.0	0.8	19.8
H5	19.0	1.9	1.3	22.2
H6	21.6	2.7	1.8	26.1
H7	23.9	3.4	2.1	29.4
H8	26.1	4.1	2.5	32.7
H9	28.8	4.7	3.2	36.8
H10	31.3	5.5	3.7	40.6
H11	34.3	6.6	4.3	45.2
H12	37.2	7.6	4.9	49.7
H13	40.1	8.3	5.4	53.8
H14	42.6	8.9	6.1	57.6
H15	45.3	9.3	7.0	61.6
H16	49.4	9.7	8.0	67.1
H17	50.9	9.9	8.9	69.7
H18	53.1	10.0	9.4	72.5
H19	54.7	10.4	9.4	74.5
H20	56.0	10.7	10.0	76.7
H21	57.1	11.2	10.2	78.5
H22	58.3	11.1	10.5	79.9
H23	59.6	11.1	10.6	81.3
H24	60.8	10.9	10.9	82.7
H25	61.6	10.9	10.8	83.7
H26	62.6	10.6	11.3	84.5
H27	63.3	10.7	11.4	85.4
H28	63.9	10.6	11.5	86.1
H29	64.6	10.5	11.6	86.7
H30	65.5	10.4	11.5	87.4
R1	66.2	10.3	11.4	88.0
R2	67.1	9.9	11.4	88.4
R3	67.8	9.6	11.5	88.9
R4	68.9	9.3	11.2	89.4
R5	69.8	8.8	11.3	89.9
R6	70.5	8.5	11.4	90.4
R7	71.1	8.4	11.5	91.0
R8	71.5	8.2	11.6	91.3
R9	72.1	8.0	11.7	91.8
R10	73.0	7.4	11.7	92.1
R11	73.6	7.2	11.8	92.6
R12	74.3	6.6	12.0	92.9
R13	74.9	6.2	12.2	93.3
R14	75.7	5.7	12.4	93.8
R15	76.3	5.2	12.6	94.1
R16	76.6	5.2	12.8	94.6
R17	76.9	5.0	13.0	94.9



(注) 1. 普及率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。  
 2. 普及率は、R3までは実績値、R4以降は整備構想における計画値を記載している。



(2) 秋田県の下水道

1) 下水道のあゆみ

R4.3.31

年度	公共下水道着手都市		流域下水道着手	処理開始都市	処理開始処理場	普及率(%)			
	単独	流域関連				県	全国		
昭和7	◇秋田市(八橋)	1							
24	能代市	1							
44	▲大潟村	1		大潟村(単独)	1	大潟(H6廃止)	0 0 14		
45				秋田市(単独)	1	八橋(R2廃止)	0 1 16		
50			昭和町	1	臨海		4 23		
51			◇秋田市	1			4 24		
52							4 26		
53			男鹿市, 天王町	2			5 27		
54	田沢湖町	1					5 28		
55							5 30		
56	本荘市, ○小坂町(十和田湖)	2	大曲市	1	大曲		7 31		
57			飯田川町	1	横手	秋田市(流域)	1 7 32		
58			横手市	1			7 33		
59					能代市	1	8 34		
60	岩城町	1					9 36		
61			八郎潟町	1	大館	昭和町, 天王町, 田沢湖町	3 10 37		
62	◇秋田(金足)	1	大館市, 角館町, 井川町, 中仙町	4			11 39		
63	◇秋田(羽川), 由利町, 西目町	3	○鹿角市, 雄和町, 若美町, 琴丘町	4	鹿角	大曲市, 飯田川町	2 12 40		
平成元	◇秋田(太平山)	1	比内町, 五城目町, 河辺町, 平鹿町, 十文字町, 増田町, 雄物川町	7		横手市, 男鹿市	2 13 42		
2	森吉町	1	田代町, 山本町, 大雄村	3		八郎潟町, 井川町	2 15 44		
3	湯沢市, 鷹巣町	2	六郷町	1		本荘市, 中仙町, 小坂町(十和田湖)	3 16 45		
4	仁賀保組合(仁賀保町, 金浦町, 象潟町)	3	仙北町	1		大館市, 琴丘町, 若美町, 雄和町, 岩城町	5 17 47		
5	◎西仙北町(刈和野), 協和町	2	八竜町, ▲大潟村	2		五城目町, 河辺町, 平鹿町	3 19 49		
6	矢島町, 大内町, ◎西仙北町(強首)	3				比内町, 大潟村(流域), 角館町, 大雄村	3 22 51		
7	八森町	1	○小坂町	1		鹿角市(流域), 田代町, 山本町, 由利町, 西目町	5 24 54		
8	山内村, 羽後町	2				湯沢市, 八竜町, 仙北町, 十文字町	4 26 55		
9	上小阿仁村, 峰浜村	2				森吉町, 協和町, 雄物川町, 小坂町(流域), 鷹巣町, 仁賀保町, 金浦町, 象潟町, 西仙北町, 六郷町, 増田町	3 29 56		
10	合川町, 阿仁町, 藤里町, ◎皆瀬村(小安)	4				米内沢(森吉), 協和, 刈和野, 強首(西仙北), 鷹巣, 皆瀬(仁賀保組合)	4 31 58		
11							34 60		
12						大内町, 矢島町, 山内村	3 37 62		
13			神岡町	1		上小阿仁村, 八森町, 皆瀬村	3 40 64		
14	◎皆瀬村(皆瀬)	1				藤里町, 阿仁町	2 43 65		
15	稲川町	1				沢目(峰浜), 西馬音内(羽後)	2 45 66		
16	雄勝町	1					49 68		
17	大仙市(旧南外), ○鹿角市(湯瀬)	2				北秋田市(旧合川町)	1 51 69		
18						大仙市(神岡町), 湯沢市(旧稲川町)	2 53 71		
19							55 72		
20						湯沢市(旧雄勝町)	1 56 73		
21						大仙市(旧南外村), 鹿角市	2 57 74		
22							58 75		
23							60 76		
24							61 76		
25							62 77		
26							63 78		
27							63 78		
28							64 78		
29							65 79		
30							66 79		
令和元							66 79		
2							67 80		
3							68 81		
計	31市町村	32市町村	5処理区	60市町村 未供用: なし	37処理区 (内、県施設5, 市町村施設32)				
注) 本表はH16.4.1現在の市町村数で構成されている(9市50町10村 計69市町村)									
<table border="1"> <tr> <td> <p>○市町村合併(H16.11-H18.4)による市町村変遷</p> <p>H16.11 美郷町: 六郷町, 千畑町, 仙南村(3町)</p> <p>H17.1 秋田市: 秋田市, 雄和町, 河辺町(1市2町)</p> <p>H17.3 男鹿市: 男鹿市, 若美町(1市1町)</p> <p>H17.3 湯沢市: 湯沢市, 稲川町, 雄勝町, 皆瀬村(1市2町1村)</p> <p>H17.3 大仙市: 大曲市, 神岡町, 西仙北町, 中仙町, 協和町, 南外村, 仙北町, 太田町(1市6町1村)</p> <p>H17.3 由利本荘市: 本荘市, 岩城町, 由利町, 西目町, 大内町, 東由利町, 矢島町, 鳥海町(1市7町)</p> <p>H17.3 北秋田市: 鷹巣町, 森吉町, 合川町, 阿仁町(4町)</p> <p>H17.3 湯沢市: 天王町, 飯田川町, 昭和町(3町)</p> <p>H17.6 大館市: 大館市, 比内町, 田代町(1市2町)</p> <p>H17.9 仙北市: 角館町, 田沢湖町, 西木村(2町1村)</p> <p>H17.10にかほ市: 仁賀保町, 金浦町, 象潟町(3町)</p> <p>H17.10 横手市: 横手市, 増田町, 平鹿町, 雄物川町, 大森町, 十文字町, 山内村, 大雄村(1市5町2村)</p> <p>H18.3 能代市: 能代市, ニツ井町(1市1町)</p> <p>H18.3 三種町: 琴丘町, 山本町, 八竜町(3町)</p> </td> <td> <p>市町村合併前(H16.4.1現在)</p> <p>県全体69市町村中 下水道計画有り 60市町村</p> <p>↓</p> <p>市町村合併後(H18.4.1現在)</p> <p>県全体25市町村中 下水道計画有り ※24市町村 24市町村全部が着手・供用済</p> </td> </tr> </table>								<p>○市町村合併(H16.11-H18.4)による市町村変遷</p> <p>H16.11 美郷町: 六郷町, 千畑町, 仙南村(3町)</p> <p>H17.1 秋田市: 秋田市, 雄和町, 河辺町(1市2町)</p> <p>H17.3 男鹿市: 男鹿市, 若美町(1市1町)</p> <p>H17.3 湯沢市: 湯沢市, 稲川町, 雄勝町, 皆瀬村(1市2町1村)</p> <p>H17.3 大仙市: 大曲市, 神岡町, 西仙北町, 中仙町, 協和町, 南外村, 仙北町, 太田町(1市6町1村)</p> <p>H17.3 由利本荘市: 本荘市, 岩城町, 由利町, 西目町, 大内町, 東由利町, 矢島町, 鳥海町(1市7町)</p> <p>H17.3 北秋田市: 鷹巣町, 森吉町, 合川町, 阿仁町(4町)</p> <p>H17.3 湯沢市: 天王町, 飯田川町, 昭和町(3町)</p> <p>H17.6 大館市: 大館市, 比内町, 田代町(1市2町)</p> <p>H17.9 仙北市: 角館町, 田沢湖町, 西木村(2町1村)</p> <p>H17.10にかほ市: 仁賀保町, 金浦町, 象潟町(3町)</p> <p>H17.10 横手市: 横手市, 増田町, 平鹿町, 雄物川町, 大森町, 十文字町, 山内村, 大雄村(1市5町2村)</p> <p>H18.3 能代市: 能代市, ニツ井町(1市1町)</p> <p>H18.3 三種町: 琴丘町, 山本町, 八竜町(3町)</p>	<p>市町村合併前(H16.4.1現在)</p> <p>県全体69市町村中 下水道計画有り 60市町村</p> <p>↓</p> <p>市町村合併後(H18.4.1現在)</p> <p>県全体25市町村中 下水道計画有り ※24市町村 24市町村全部が着手・供用済</p>
<p>○市町村合併(H16.11-H18.4)による市町村変遷</p> <p>H16.11 美郷町: 六郷町, 千畑町, 仙南村(3町)</p> <p>H17.1 秋田市: 秋田市, 雄和町, 河辺町(1市2町)</p> <p>H17.3 男鹿市: 男鹿市, 若美町(1市1町)</p> <p>H17.3 湯沢市: 湯沢市, 稲川町, 雄勝町, 皆瀬村(1市2町1村)</p> <p>H17.3 大仙市: 大曲市, 神岡町, 西仙北町, 中仙町, 協和町, 南外村, 仙北町, 太田町(1市6町1村)</p> <p>H17.3 由利本荘市: 本荘市, 岩城町, 由利町, 西目町, 大内町, 東由利町, 矢島町, 鳥海町(1市7町)</p> <p>H17.3 北秋田市: 鷹巣町, 森吉町, 合川町, 阿仁町(4町)</p> <p>H17.3 湯沢市: 天王町, 飯田川町, 昭和町(3町)</p> <p>H17.6 大館市: 大館市, 比内町, 田代町(1市2町)</p> <p>H17.9 仙北市: 角館町, 田沢湖町, 西木村(2町1村)</p> <p>H17.10にかほ市: 仁賀保町, 金浦町, 象潟町(3町)</p> <p>H17.10 横手市: 横手市, 増田町, 平鹿町, 雄物川町, 大森町, 十文字町, 山内村, 大雄村(1市5町2村)</p> <p>H18.3 能代市: 能代市, ニツ井町(1市1町)</p> <p>H18.3 三種町: 琴丘町, 山本町, 八竜町(3町)</p>	<p>市町村合併前(H16.4.1現在)</p> <p>県全体69市町村中 下水道計画有り 60市町村</p> <p>↓</p> <p>市町村合併後(H18.4.1現在)</p> <p>県全体25市町村中 下水道計画有り ※24市町村 24市町村全部が着手・供用済</p>								
備考	<p>◇印市町村: 複数処理区の単独に加え、流域も実施 ・対象市町村: 秋田市</p> <p>○印市町村: 単独に加え、流域も実施 ・対象市町村: 鹿角市・小坂町(ただし、十和田湖は県事業)</p> <p>※下水道計画がない市町村: ニツ井町、東由利町、鳥海町、西木村、太田町、千畑町、仙南村、大森町、東成瀬村(9町村)</p>			<p>◎印市町村: 複数処理区の単独を実施 ・対象市町村: 西仙北町、皆瀬村</p> <p>▲大潟村: H6年に単独から流域関連に変更</p>					

## 2) 流域下水道の状況

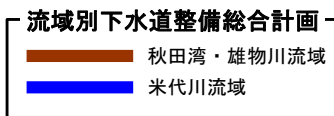
### ① 流域下水道事業の実施状況



#### 【流域下水道とは】

2市町村以上の区域の下水を処理する広域的な下水道で県が設置管理する。市町村の下水を受け入れる幹線管渠と終末処理場から成る。幹線管渠に接続する枝線管渠は関連する市町村が公共下水道として整備する。

秋田県では、秋田湾・雄物川流域下水道に臨海、大曲、横手の3処理区、米代川流域下水道に大館、鹿角の2処理区がそれぞれS57～H7年度にかけ供用開始している。



流域別下水道整備総合計画の策定状況

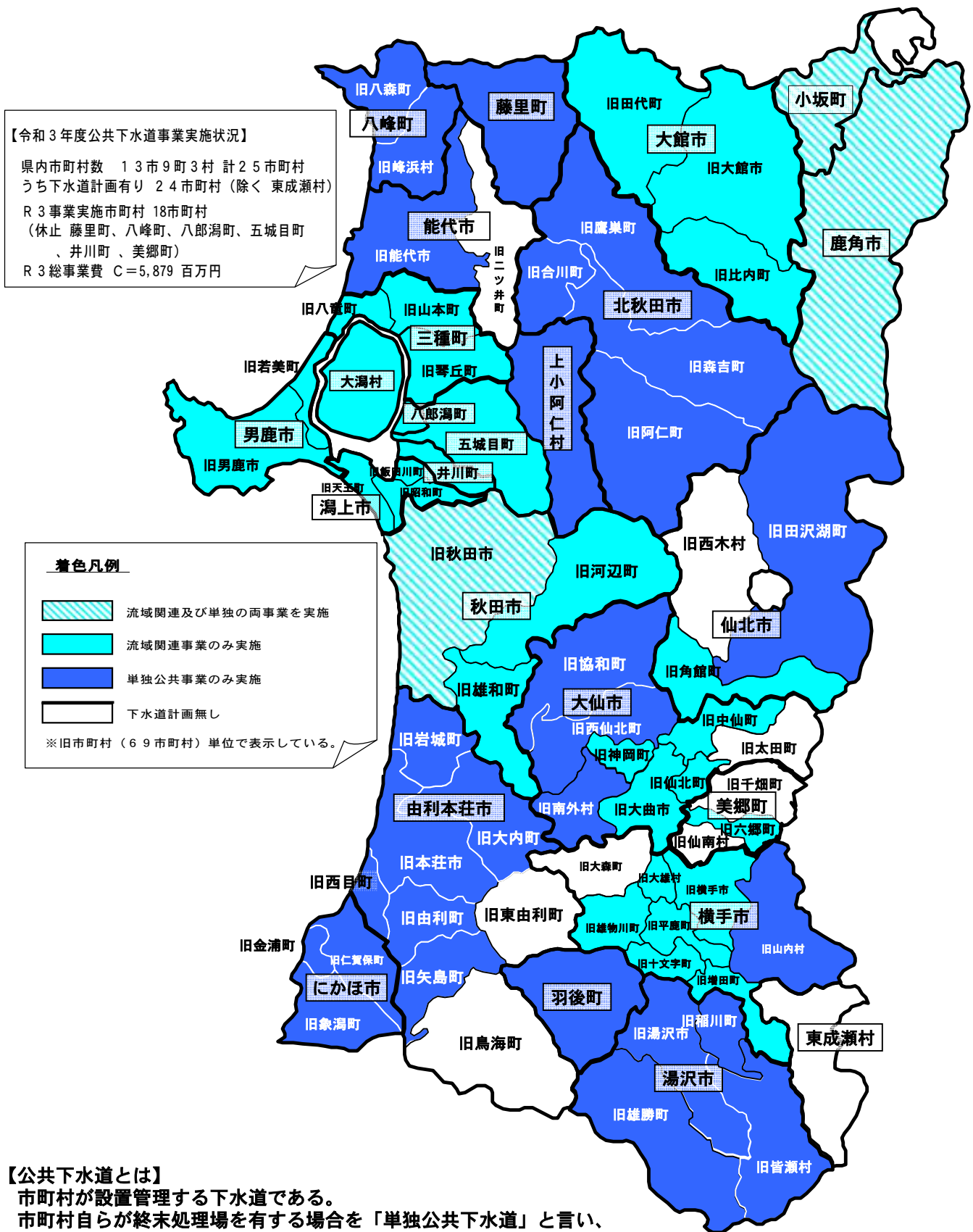
流域名	変更回数	経緯			基準年度	
		着手年度	協議申出	承認/同意	現状	目標
秋田湾・雄物川	当初	S48	S50.5.13	S56.9.16	S47	H7
	第1回変更	S57	H6.2.22	H7.2.14	S55	H17
	第2回変更	—	—	H13.3.5	S55	H17
	第3回変更	H14	—	H17.4.1	H12	H32
	第4回変更	H28	—	R1.11.1	H27	R27
米代川	当初	S49	S57.10.18	S59.9.18	S47	H7
	第1回変更	H7	H15.8.27	H17.1.5	H5	H27
	第2回変更	H25	H27.5.12	H28.3.31	H22	H52

## ② 流域下水道事業の概要(R3末)

流域下水道名		秋田湾・雄物川流域下水道			秋田湾・雄物川計	米代川流域下水道		米代川計	秋田県計
処理区名		臨海	大曲	横手		大館	鹿角		
下水道事業計画届出年月日	当初 最終(最新)	昭和51年2月26日 令和2年11月19日	昭和57年3月18日 平成30年11月5日	昭和58年2月23日 令和3年6月21日		昭和61年12月22日 令和2年6月1日	昭和63年12月8日 令和2年11月19日		
下水道事業年次	着手(~R2経年) 事業計画期間	昭和50年(47) 令和7年	昭和56年(41) 令和7年	昭和57年(40) 令和7年		昭和61年(36) 令和7年	昭和63年(34) 令和7年		
都市計画決定年月日	当初 最終(最新)	昭和50年10月25日 平成26年7月1日	昭和56年8月29日 平成30年10月12日	昭和57年11月20日 平成30年10月12日		昭和61年9月26日 平成30年10月12日	昭和63年7月12日 平成10年3月6日		
都市計画事業年次	着手 事業施行期間	昭和51年2月26日 令和8年3月31日	昭和57年1月22日 令和8年3月31日	昭和58年3月17日 令和8年3月31日		昭和62年2月6日 令和8年3月31日	昭和63年12月8日 令和8年3月31日		
処理開始年月		昭和57年4月1日	昭和63年4月1日	平成元年4月1日		平成4年4月1日	平成7年4月1日		
流域関連市町村 うち供用開始済み		3市4町1村 3市4町1村	2市1町 2市1町	1市 1市	6市5町1村 6市5町1村	1市 1市	1市1町 1市1町	2市1町 2市1町	8市6町1村 8市6町1村
全体計画処理面積	ha	12,869	2,277	2,078	17,224	2,431	848	3,279	20,503
整備済面積		10,349	1,835	1,921	14,105	1,707	702	2,409	16,514
整備率	%	80	81	92	82	70	83	73	81
全体計画処理人口	千人	276.7	31.8	33.5	342.0	38.7	9.3	48.0	390.0
整備済人口		363.7	41.6	42.3	447.6	42.3	16.7	59.0	506.6
整備率	%	131	131	126	131	109	180	123	130
計画区域内人口	千人	370.5	42.1	43.3	455.9	53.0	17.7	70.7	526.6
処理区域内人口		363.7	41.6	42.3	447.6	42.3	16.7	59.0	506.6
整備率	%	98	99	98	98	80	94	84	96
全体計画処理能力(日最大)	千m3/日	131.0	18.0	24.6	173.6	20.0	4.9	24.9	198.5
事業計画処理能力		163.0	18.0	24.6	205.6	18.0	6.5	24.5	230.1
現在処理能力		143.0	16.2	24.6	183.8	15.0	8.2	23.2	207.0
整備率	%	109	90	100	106	75	167	93	104
全体計画処理水量(日平均)	千m3/日	108.7	11.8	13.5	134.0	16.6	4.1	20.7	154.7
実流入水量		113.3	10.2	11.5	135.0	9.1	4.1	13.2	148.2
整備率	%	104	86	85	101	55	100	64	96
幹線管渠延長	km	127.3	42.2	45.1	214.6	29.2	25.9	55.1	269.7
整備済み延長		127.3	42.2	45.1	214.6	29.2	25.9	55.1	269.7
整備率	%	100	100	100	100	100	100	100	100
複線(2条管)区間延長	km	54.8	6.4	12.0	73.2	11.1	2.9	14.0	87.2
整備済み延長		38.6	6.0	7.3	51.9	5.2	2.2	7.4	59.3
整備率	%	70	94	61	71	47	76	53	68
管渠(全体延長)整備率	%	91	99	92	93	85	98	90	92
中継ポンプ場数(MP含まず)	箇所	15	2	5	22	4	1	5	27
稼働中施設数		14	2	5	21	4	1	5	26
うち暫定施設数		1	0	0	1	0	0	0	1

### 3) 公共下水道の状況

#### ① 公共下水道事業の実施状況 (令和3年度)

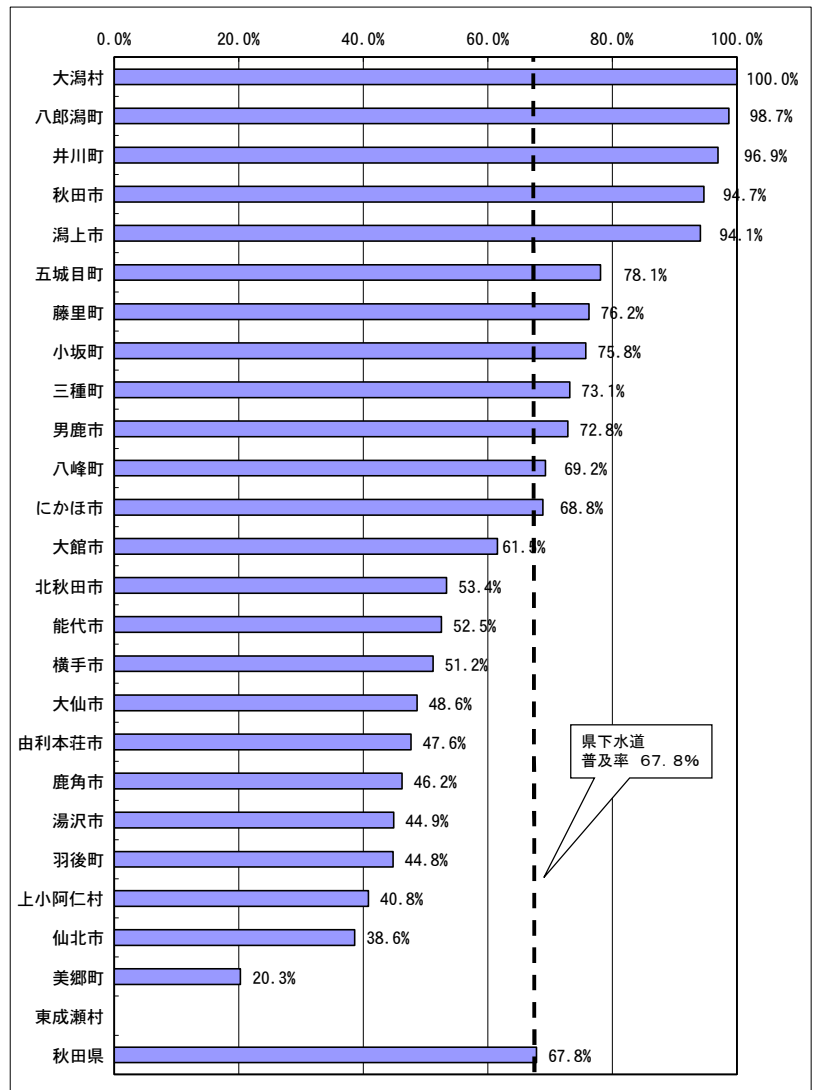


## ② 令和3年度末 下水道処理人口普及率

(令和4年 3月31日現在 25市町村)

順位	市町村名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	R3末普及率	着手年度	供用年度
1	大潟村	2,994	2,994	100.0%	S44	S44.5
2	八郎潟町	5,457	5,386	98.7%	S61	H2.10
3	井川町	4,469	4,331	96.9%	S62	H2.4
4	秋田市	301,573	285,559	94.7%	S7	S45.4
5	潟上市	31,963	30,088	94.1%	S50	S61.4
6	五城目町	8,530	6,660	78.1%	H1	H5.10
7	藤里町	2,971	2,265	76.2%	H10	H15.3
8	小坂町	4,748	3,597	75.8%	S56	H3.4
9	三種町	15,250	11,154	73.1%	S63	H4.5
10	男鹿市	25,264	18,398	72.8%	S53	H1.4
11	八峰町	6,603	4,570	69.2%	H7	H14.3
12	にかほ市	23,323	16,052	68.8%	H4	H10.4
13	大館市	68,728	42,284	61.5%	S62	H4.4
14	北秋田市	29,847	15,929	53.4%	H2	H9.4
15	能代市	50,012	26,272	52.5%	S24	S59.10
16	横手市	85,253	43,650	51.2%	S58	H1.4
17	大仙市	77,299	37,587	48.6%	S56	S63.4
18	由利本荘市	73,548	35,036	47.6%	S56	H3.4
19	鹿角市	28,933	13,374	46.2%	S63	H7.4
20	湯沢市	42,120	18,895	44.9%	H3	H8.4
21	羽後町	13,869	6,207	44.8%	H8	H16.3
22	上小阿仁村	2,092	854	40.8%	H9	H13.8
23	仙北市	24,480	9,455	38.6%	S54	S61.6
24	美郷町	18,434	3,741	20.3%	H3	H10.4
25	東成瀬村	2,404				
	秋田県計	950,164	644,338	67.8%		

普及率グラフ

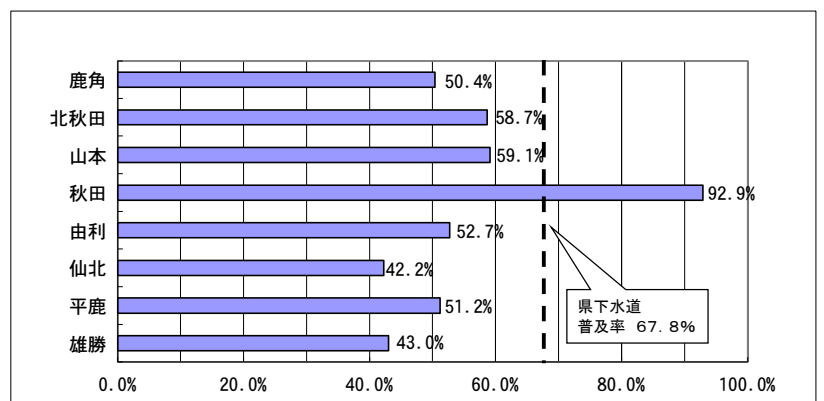


$$\text{普及率} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100\%$$

地域振興局別 下水道処理人口普及率

振興局名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	R3末普及率
鹿角	33,681	16,971	50.4%
北秋田	100,667	59,067	58.7%
山本	74,836	44,261	59.1%
秋田	380,250	353,416	92.9%
由利	96,871	51,088	52.7%
仙北	120,213	50,783	42.2%
平鹿	85,253	43,650	51.2%
雄勝	58,393	25,102	43.0%
県計	950,164	644,338	67.8%

地域振興局別 普及率グラフ



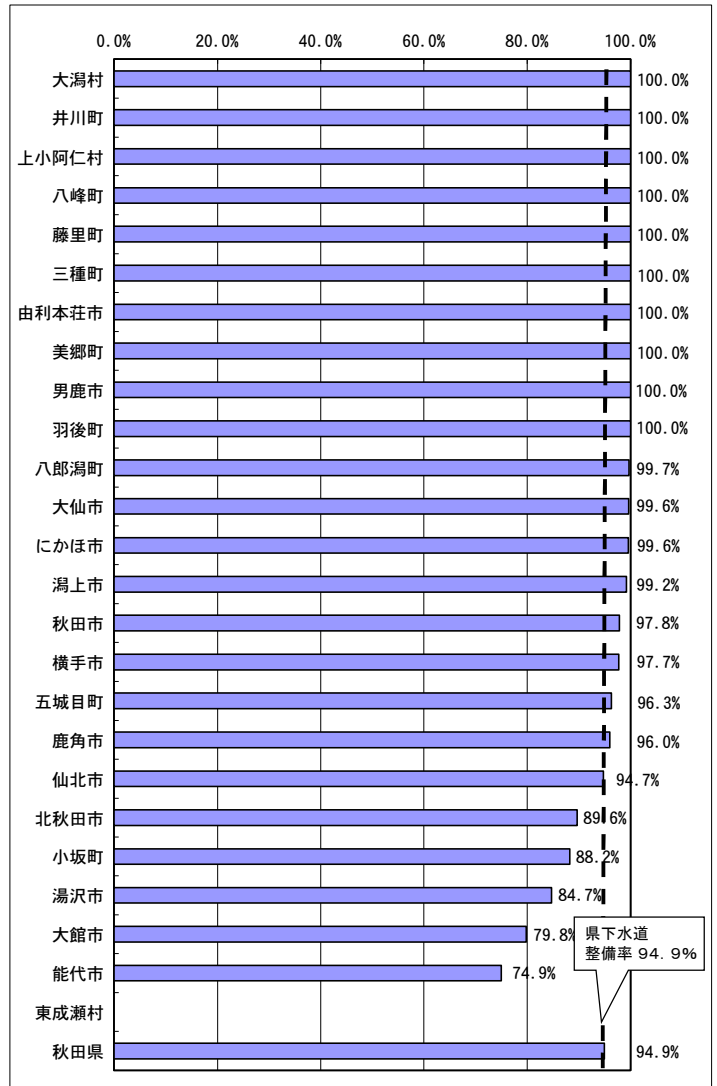


### ③ 令和3年度末 下水道整備率

(令和4年 3月31日現在 25市町村)

順位	市町村名	住民基本台帳人口	計画区域内人口	処理区域内人口	整備率	着手年度	供用年度
1	大潟村	2,994	2,994	2,994	100.0%	S44	S44.5
2	井川町	4,469	4,331	4,331	100.0%	S62	H2.4
3	上小阿仁村	2,092	854	854	100.0%	H9	H13.8
4	八峰町	6,603	4,570	4,570	100.0%	H7	H14.3
5	藤里町	2,971	2,265	2,265	100.0%	H10	H15.3
6	三種町	15,250	11,154	11,154	100.0%	S63	H4.5
7	由利本荘市	73,548	35,036	35,036	100.0%	S56	H3.4
8	美郷町	18,434	3,741	3,741	100.0%	H3	H10.4
9	男鹿市	25,264	18,398	18,398	100.0%	S53	H1.4
10	羽後町	13,869	6,207	6,207	100.0%	H8	H16.3
11	八郎潟町	5,457	5,401	5,386	99.7%	S61	H2.10
12	大仙市	77,299	37,731	37,587	99.6%	S56	S63.4
13	にかほ市	23,323	16,123	16,052	99.6%	H4	H10.4
14	潟上市	31,963	30,325	30,088	99.2%	S50	S61.4
15	秋田市	301,573	291,905	285,559	97.8%	S7	S45.4
16	横手市	85,253	44,666	43,650	97.7%	S58	H1.4
17	五城目町	8,530	6,915	6,660	96.3%	H1	H5.10
18	鹿角市	28,933	13,934	13,374	96.0%	S63	H7.4
19	仙北市	24,480	9,979	9,455	94.7%	S54	S61.6
20	北秋田市	29,847	17,769	15,929	89.6%	H2	H9.4
21	小坂町	4,748	4,076	3,597	88.2%	S56	H3.4
22	湯沢市	42,120	22,314	18,895	84.7%	H3	H8.4
23	大館市	68,728	53,012	42,284	79.8%	S62	H4.4
24	能代市	50,012	35,065	26,272	74.9%	S24	S59.10
25	東成瀬村	2,404					
	秋田県計	950,164	678,765	644,338	94.9%		

整備率グラフ

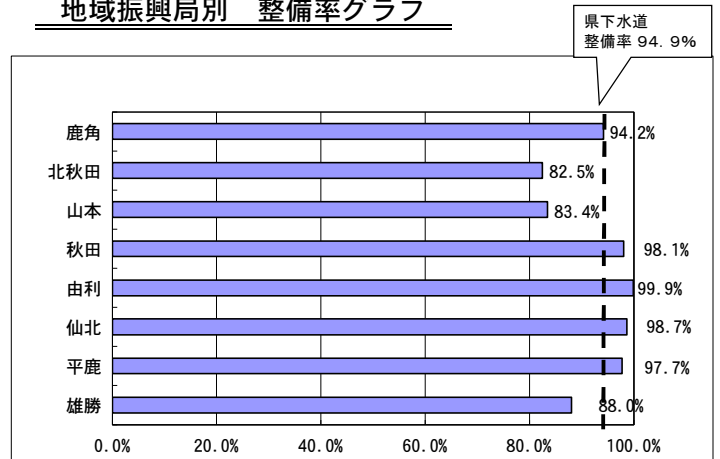


$$\text{整備率} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{計画区域内人口}} \times 100\%$$

地域振興局別 下水道整備率

振興局名	計画区域人口	処理区域内人口	R3末整備率
鹿角	18,010	16,971	94.2%
北秋田	71,635	59,067	82.5%
山本	53,054	44,261	83.4%
秋田	360,269	353,416	98.1%
由利	51,159	51,088	99.9%
仙北	51,451	50,783	98.7%
平鹿	44,666	43,650	97.7%
雄勝	28,521	25,102	88.0%
県計	678,765	644,338	94.9%

地域振興局別 整備率グラフ

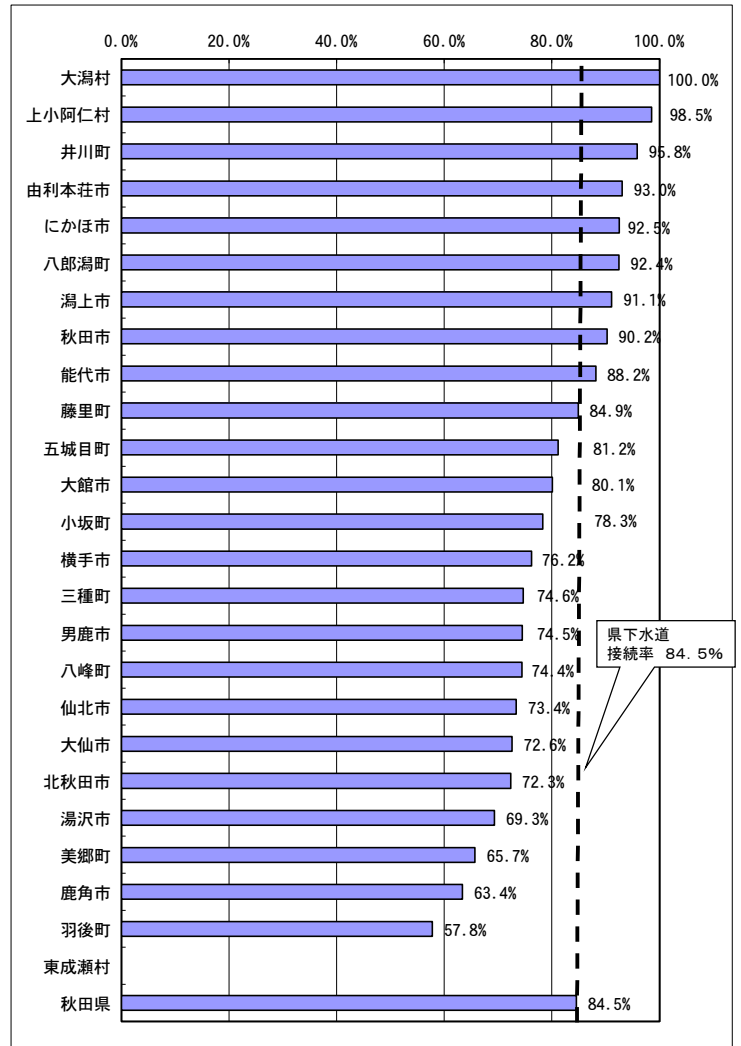


# ④ 令和3年度末 下水道接続率

(令和4年 3月31日現在 25市町村)

順位	市町村名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	接続済人口	接続率	供用年度
1	大潟村	2,994	2,994	2,994	100.0%	S44.5
2	上小阿仁村	2,092	854	841	98.5%	H13.8
3	井川町	4,469	4,331	4,150	95.8%	H2.4
4	由利本荘市	73,548	35,036	32,595	93.0%	H3.4
5	にかほ市	23,323	16,052	14,853	92.5%	H10.4
6	八郎潟町	5,457	5,386	4,978	92.4%	H2.10
7	潟上市	31,963	30,088	27,408	91.1%	S61.4
8	秋田市	301,573	285,559	257,620	90.2%	S45.4
9	能代市	50,012	26,272	23,167	88.2%	S59.10
10	藤里町	2,971	2,265	1,923	84.9%	H15.3
11	五城目町	8,530	6,660	5,405	81.2%	H5.10
12	大館市	68,728	42,284	33,870	80.1%	H4.4
13	小坂町	4,748	3,597	2,817	78.3%	H3.4
14	横手市	85,253	43,650	33,264	76.2%	H1.4
15	三種町	15,250	11,154	8,326	74.6%	H4.5
16	男鹿市	25,264	18,398	13,699	74.5%	H4.5
17	八峰町	6,603	4,570	3,402	74.4%	H14.3
18	仙北市	24,480	9,455	6,938	73.4%	S61.6
19	大仙市	77,299	37,587	27,291	72.6%	S63.4
20	北秋田市	29,847	15,929	11,521	72.3%	H9.4
21	湯沢市	42,120	18,895	13,102	69.3%	H8.4
22	美郷町	18,434	3,741	2,458	65.7%	H10.4
23	鹿角市	28,933	13,374	8,480	63.4%	H7.4
24	羽後町	13,869	6,207	3,587	57.8%	H16.3
25	東成瀬村	2,404				
	秋田県計	950,164	644,338	544,689	84.5%	

接続率グラフ

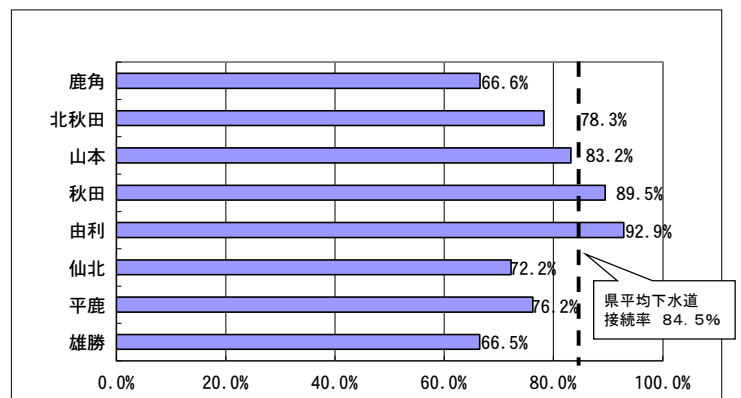


$$\text{接続率} = \frac{\text{処理区域内人口の内、接続済人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100\%$$

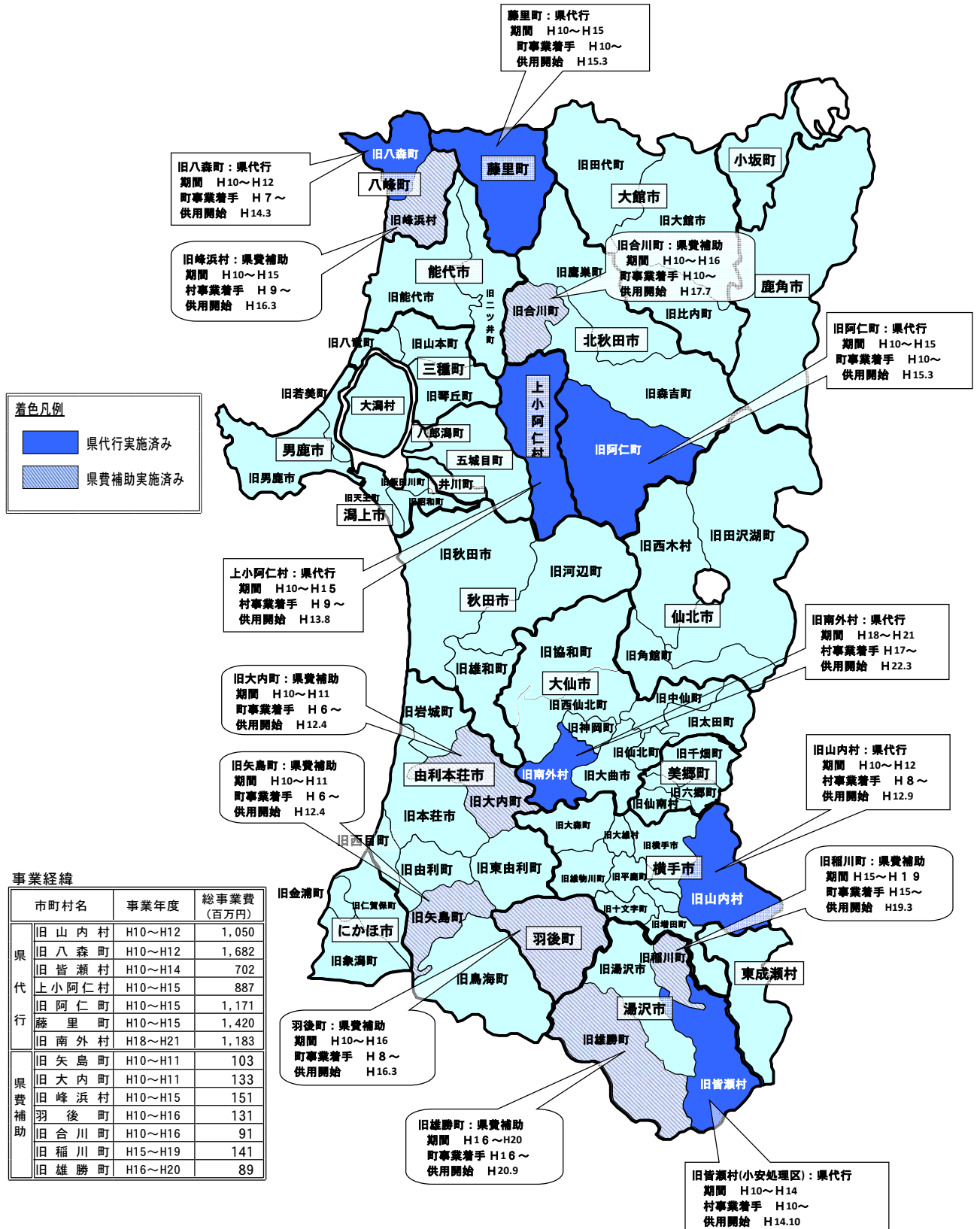
地域振興局別 下水道接続率

振興局名	処理区域内人口	接続済人口	R3末接続率
鹿角	16,971	11,297	66.6%
北秋田	59,067	46,232	78.3%
山本	44,261	36,818	83.2%
秋田	353,416	316,254	89.5%
由利	51,088	47,448	92.9%
仙北	50,783	36,687	72.2%
平鹿	43,650	33,264	76.2%
雄勝	25,102	16,689	66.5%
県計	644,338	544,689	84.5%

地域振興局別 接続率グラフ



## ⑤ 県代行・県費補助の実施状況



### ○公共下水道県代行事業（県代行）とは

ある一定の条件を満たす過疎市町村に対し、県が市町村に代わり、下水道事業の一部（処理場、幹線管渠）を代行して整備する事業。財政力及び技術力に乏しい過疎市町村の下水道整備を支援するため、平成10年度から事業化が図られ、現在まで7町村に対し実施しています。

### ○公共下水道県費補助事業（県費補助）とは

平成10年度時点で、未着手又は未供用の市町村に対し、県が供用開始までの各年度事業費に対し10%を補助する制度。ただし、県代行実施市町村は、事業対象外である。  
下水道整備が立ち後れている市町村を支援するため、県代行事業と同様、平成10年度から事業化が図られ、現在まで7町村に対し実施しています。



## 4) 下水道終末処理場の概要

(令和4年3月31日現在)

市町村名	処理場名	処理区名	処理方式	処理開始年月	水処理能力(日最大)			流入水量		池数			水処理方式
					全体(m <sup>3</sup> /日)	認可(m <sup>3</sup> /日)	現有(m <sup>3</sup> /日)	日最大(m <sup>3</sup> /日)	日平均(m <sup>3</sup> /日)	全体	認可	現有	
秋田県 (流域下水道)	秋田臨海処理センター	臨海	分流	S57.4	131,000	163,000	143,000	176,752	113,259	6	6	4	標準活性汚泥法
	大曲処理センター	大曲	分流	S63.4	18,000	18,000	16,200	14,856	10,174	4	4	3	標準活性汚泥法
	横手処理センター	横手	分流	H1.4	24,600	24,600	24,600	16,849	11,484	3	3	3	標準活性汚泥法
	大館処理センター	大館	分流	H4.4	20,000	18,000	15,000	12,726	9,146	4	3	2	標準活性汚泥法
	鹿角処理センター	鹿角	分流	H7.4	8,200	8,200	8,200	5,218	4,050	2	2	2	標準活性汚泥法
流域下水道計 (5処理場)					201,800	231,800	207,000	226,401	148,113	19	18	14	
秋田市	羽川浄化センター	羽川	分流	H1.4	380	380	380	402	218	4	4	4	接触ばっ気法
	仁別浄化センター	太平山	分流	H3.8	2,300	2,300	1,150	477	248	4	4	2	OD法
能代市	能代終末処理場	能代	分流 (一部合流)	S59.10	17,700	17,700	17,700	13,698	8,599	3	3	3	標準活性汚泥法
横手市	山内浄化センター	相野々	分流	H12.9	-	-	780	627	393	4	3	3	土壌被覆型曝気接触酸化法 ※R5横手処理区に統合予定
湯沢市	湯沢浄化センター	湯沢	分流	H8.4	8,800	8,800	6,600	4,396	3,366	4	4	3	OD法
	小安浄化センター	小安	分流	H14.10	600	600	600	289	202	1	1	1	POD法
	皆瀬浄化センター	皆瀬	分流	H18.3	230	230	230	74	56	1	1	1	土壌被覆型接触酸化法
	稲川浄化センター	稲川	分流	H19.3	850	850	850	610	532	1	1	1	OD法
	院内浄化センター	院内	分流	H20.9	600	600	600	182	145	1	1	1	POD法
鹿角市	湯瀬浄化センター	湯瀬	分流	H22.4	800	400	340	46	20	2	2	1	OD法
由利本荘市	水林浄化センター	本荘	分流	H3.4	18,600	13,400	8,200	5,052	4,440	5	4	3	標準活性汚泥法
	西目浄化センター	西目	分流	H7.9	-	-	2,200	1,424	1,320	3	3	2	POD法 ※本荘処理区に統合予定
	矢島浄化センター	矢島	分流	H12.4	2,600	2,600	2,600	1,129	680	2	2	2	OD法
	道川浄化センター	道川	分流	H4.4	1,900	1,900	1,900	1,861	874	5	5	5	接触ばっ気法
	前郷浄化センター	前郷	分流	H7.4	1,330	1,330	887	1,432	445	3	3	2	接触ばっ気法
	岩谷浄化センター	岩谷	分流	H12.3	2,300	2,300	1,600	1,996	945	3	3	2	OD法
大仙市	協和中央浄化センター	協和	分流	H9.3	1,330	1,330	1,330	637	501	2	2	2	OD法
	刈和野浄化センター	刈和野	分流	H10.4	1,700	1,700	1,700	820	503	2	2	2	POD法
	強首浄化センター	強首	分流	H10.4	380	380	380	153	95	1	1	1	POD法
	南外浄化センター	南外	分流	H22.3	1,000	1,000	1,000	168	88	1	1	1	POD法
北秋田市	米内沢浄化センター	米内沢	分流	H9.4	2,320	1,740	1,740	1,402	651	4	3	3	OD法
	鷹巣浄化センター	鷹巣	分流	H10.4	5,200	5,200	3,720	4,318	3,432	5	5	3	OD法
	阿仁合浄化センター	阿仁合	分流	H15.3	1,100	1,100	550	311	246	2	2	1	OD法
	合川浄化センター	合川	分流	H17.7	1,100	1,100	1,100	955	444	4	4	4	土壌被覆型曝気接触酸化法
にかほ市	笹森クリーンセンター	にかほ	分流	H10.4	12,000	12,000	7,150	5,232	4,255	8	8	5	OD法
仙北市	田沢湖浄化センター	田沢湖	分流	S61.6	3,300	3,300	3,300	2,482	1,502	6	6	6	接触ばっ気法
上小阿仁村	沖田面浄化センター	沖田面	分流	H13.8	800	800	800	404	220	1	1	1	POD法
藤里町	藤里浄化センター	藤里	分流	H15.3	1,600	1,600	1,600	1,037	636	2	2	2	OD法
八峰町	八森浄化センター	八森	分流	H14.3	1,700	1,700	1,700	955	533	2	2	2	OD法
	沢目浄化センター	沢目	分流	H16.3	1,200	1,200	1,200	700	395	2	2	2	OD法
羽後町	西馬音内浄化センター	西馬音内	分流	H16.3	3,600	2,200	2,200	1,327	1,040	3	2	2	OD法
単独公共下水道計 (31処理場)					97,320	89,740	76,087	54,596	37,025	91	87	73	
合計					299,120	321,540	283,087	280,997	185,138	110	105	87	

# 5) 下水汚泥の状況

令和3年度 年間実績

## ① 下水汚泥の処理処分状況

下水道管理者	処理場名	流入水		処理水		発生汚泥量		汚泥処分		備考	
		水量 (千m3)	BOD (mg/L)	水量 (千m3)	BOD (mg/L)	発生汚泥量 (ton, m3)	含水率 (%)	処分形態	処分地		
秋田県	流域下水道	秋田臨海処理センター	41,339	160	41,339	5.3	22,528.3	81.7	焼却	秋田県環境保全センター	濃縮-消化 -脱水(BP, SP)-焼却
		大曲処理センター	3,713	150	3,713	5.2	2,654.7	76.8	炭化	炭化製品	濃縮-消化-脱水(SP) -炭化
		横手処理センター	4,192	120	4,192	4.0	3,085.1	76.6	炭化	炭化製品	浮上濃縮-脱水(RP) -炭化(大館T)
		大館処理センター	3,338	207	3,338	5.9	2,543.3	78.2	炭化	資源化製品	濃縮-脱水(遠)-炭化
		鹿角処理センター	1,478	177	1,478	5.7	967.0	76.3	炭化	資源化製品	濃縮-脱水(BP, 遠) -炭化(大館T)
	特環公共	十和田湖水きらきらセンター(秋田県分)	57				17.6	82.8	コンポスト	県南環境保全センター(株)(青森県)	脱水(遠)
流域下水道 計		54,060 千m3				脱水ケーキ 34,780.9 ton					
						濃縮汚泥 0.0 m3					
秋田市	羽川浄化センター	81	257	81	4.7				※濃縮汚泥515m3	-	汚泥はR2 8月末まで八橋 で一括処理 R2 9月以降 増化のため臨 海処理センターで処理
	仁別浄化センター	94	27	94	6.0	-	-	※汚泥発生なし	-	-	-
能代市	能代終末処理場	4,421	159	4,421	1.9	1,168.9	89.0	炭化	資源化製品	濃縮-消化-脱水(SP) -炭化(大館T)	
横手市	山内浄化センター	144	208	144	4.2	421.0	97.4	●濃縮-(焼却)	横手市衛生センター	濃縮汚泥(m3)	
湯沢市	湯沢浄化センター					420.4	81.9	焼却	UBE三菱セメント(株)	濃縮-脱水(遠)	
						436.8	81.9	コンポスト	岩手コンポスト(株)	濃縮-脱水(遠)	
	小安浄化センター	73	114	73	1.6	2.6	13.1	乾燥(肥料)	緑地還元	濃縮-脱水(SP)-乾燥	
	皆瀬浄化センター	20	139	20	5.0			※濃縮汚泥84m3		汚泥は小安で一括処理	
	稲川浄化センター						127.5	81.3	コンポスト	ジャパンサイクル(株)	脱水(SP)
							10.1	81.3	焼却	UBE三菱セメント(株)	脱水(SP)
院内浄化センター	52	171	52	2.4	31.1	81.3	コンポスト	ジャパンサイクル(株)	脱水(SP)		
鹿角市	湯瀬浄化センター	7	127	7	1.9	3.1	83.1	炭化	資源化製品	脱水(多)-炭化(大館T)	
由利本荘市	水林浄化センター	1,601	248	1,601	6.1	1,278.7	76.9	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(BP)	
	矢島浄化センター	557	225	557	3.3	185.8	89.4	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(遠)	
	道川浄化センター	318	222	318	9.1	208.0	84.0	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(多)	
	前郷浄化センター	162	230	162	3.8	692.9	98.0	●濃縮-(焼却)	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)	
	岩谷浄化センター	345	218	345	5.3	2,640.1	98.4	●濃縮-(焼却)	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)	
	西目浄化センター	481	225	481	10.5	3,490.1	98.5	●濃縮-(焼却)	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)	
大仙市	刈和野浄化センター	203	195	184	1.3	21.6	11.4	乾燥(肥料)	緑地還元	脱水(多)-乾燥	
	強首浄化センター	40	151	37	2.2	2.7	6.5	乾燥(肥料)	緑地還元	脱水(多)-乾燥	
	協和中央浄化センター					31.5	84.0	陸上埋立	秋田県環境保全センター	濃縮-脱水(遠)	
						150.0	84.0	コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	濃縮-脱水(遠)	
南外浄化センター	32	153	32	1.4	17.1	83.1	コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	濃縮-脱水(多)		
北秋田市	鷹巣浄化センター	1,252	179	1,252	5.3	947.6	83.5	焼却	北秋田市クリーンサイクルセンター	濃縮-脱水(遠)	
	米内沢浄化センター	238	126	238	1.7	160.9	83.8	焼却	北秋田市クリーンサイクルセンター	濃縮-脱水(遠)	
	阿仁合浄化センター	89	146	89	1.3	77.6	88.9	焼却	北秋田市クリーンサイクルセンター	濃縮-脱水(遠)	
	合川浄化センター	162	176	162	3.1	75.6	84.6	焼却	北秋田市クリーンサイクルセンター	濃縮-脱水(遠)	
にかほ市	笹森クリーンセンター	1,553	102	1,553	2.1	913.8	82.6	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(遠)	
仙北市	田沢湖浄化センター	572	121	572	4.8	129.3	73.8	焼却	大曲仙北広域北部ごみ処理センター	脱水(BP)	
上小阿仁村	沖田面浄化センター	80	217	80	2.1	16.1	60.2	コンポスト	実験利用	濃縮-脱水(遠)-乾燥	
藤里町	藤里浄化センター	232	195	232	1.9	31.7	18.7	炭化	資源化製品	脱水(多)-乾燥 -炭化(大館T)	
八峰町	八森浄化センター	195	240	195	1.6	148.8	86.2	炭化	資源化製品	濃縮-脱水(遠) -炭化(大館T)	
	沢目浄化センター	144	175	144	3.6	139.0	88.6	炭化	資源化製品	濃縮-脱水(多) -炭化(大館T)	
羽後町	西馬音内浄化センター	386	260	386	2.8	256.2	82.3	陸上埋立	秋田県環境保全センター	反応槽直接脱水(多)	
単独公共下水道 計		15,146 千m3				脱水ケーキ 6,992.5 ton					
						濃縮汚泥 7,244.1 m3		●濃縮汚泥			
合 計 (十和田湖水きらきらセンター除く)		69,206 千m3				脱水ケーキ 41,773.4 ton					
						濃縮汚泥 7,244.1 m3					BP : ベルトプレス SP : スクリュープレス RP : ローリープレス 遠 : 遠心 多 : 多重円盤

## ② 下水汚泥の現状

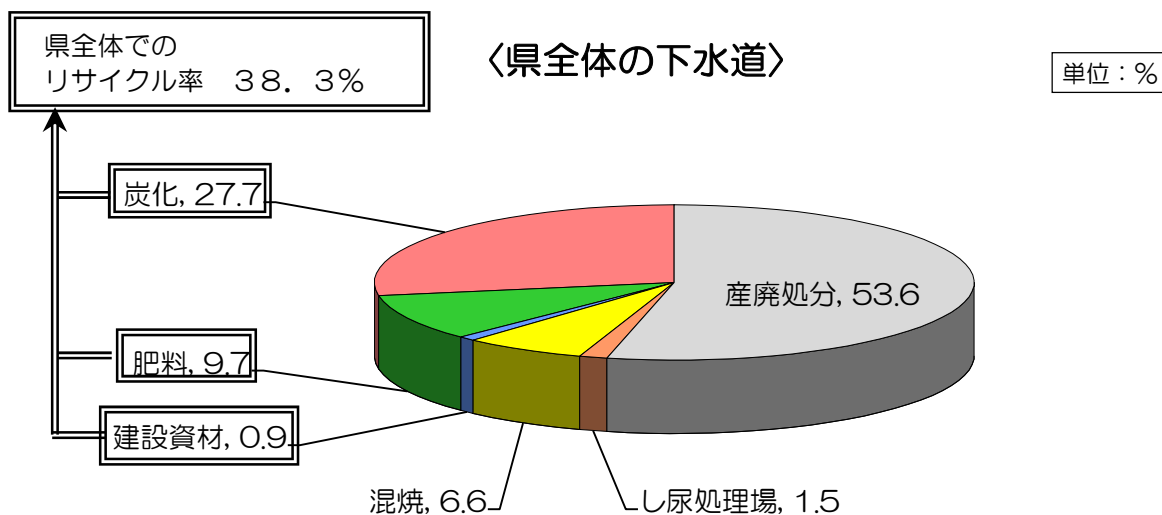
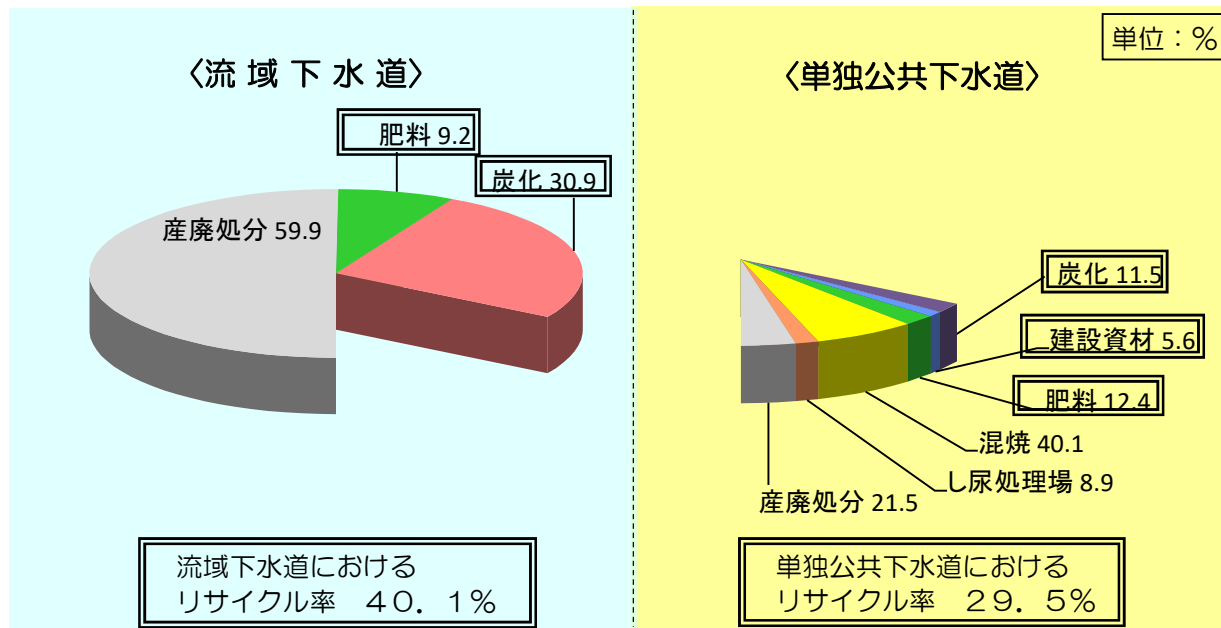
### イ) 県内の発生状況（令和3年度実績）

<b>49,018 WT-ton/年</b> ※8,223 DS-ton/年(100%)	
<b>〈流域下水道〉</b> 34,781 WT-ton/年 ※6,875 DS-ton/年 (83.6)%	<b>〈単独公共下水道〉</b> 14,237 WT-ton/年 ※1,349 DS-ton/年 (16.4)%

※WT-tonは、汚泥搬出時における実態の汚泥量(脱水汚泥、濃縮汚泥等)

※DS-tonは、下水汚泥発生時における汚泥中の水分を控除した固形物量

### ロ) 令和3年度汚泥処理処分状況（構成比率）



### (3) 全国の汚水処理人口普及状況

(令和3年度末)

処 理 施 設 名	汚 水 処 理 人 口		普 及 率
公 共 下 水 道	10,118	万人	80.6%
農 業 集 落 排 水 施 設 等	310	"	2.5%
合 併 処 理 浄 化 槽	1,176	"	9.4%
浄化槽市町村整備推進事業等分	83	"	0.7%
浄化槽設置整備事業分	620	"	4.9%
上記以外分	473	"	3.8%
コ ミ ュ ニ テ ィ ・ プ ラ ン ト	17	"	0.1%
合 計	11,621	万人	92.6%
総 人 口 (住 民 基 本 台 帳 人 口)	12,554	万人	

(注)1. 処理人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

2. 令和3年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村（大熊町、双葉町）を除いた値を公表している。

#### 1) 都道府県別普及状況 (%)

(令和3年度末)

都 道 府 県 名	汚水処理全体	うち公共下水道	都 道 府 県 名	汚水処理全体	うち公共下水道
北 海 道	96.2%	91.8%	大 阪 府	98.2%	96.5%
青 森 県	81.5%	62.3%	兵 庫 県	99.0%	93.8%
岩 手 県	84.4%	62.7%	奈 良 県	90.3%	82.4%
宮 城 県	93.2%	83.3%	和 歌 山 県	68.4%	28.9%
<b>秋 田 県</b>	<b>88.9%</b>	<b>67.8%</b>	鳥 取 県	95.5%	73.7%
山 形 県	93.9%	78.4%	島 根 県	82.6%	51.3%
福 島 県	85.3%	55.0%	岡 山 県	88.2%	69.6%
茨 城 県	86.8%	64.1%	広 島 県	89.8%	76.8%
栃 木 県	88.8%	68.9%	山 口 県	88.8%	68.1%
群 馬 県	83.1%	55.4%	徳 島 県	66.0%	18.7%
埼 玉 県	93.6%	82.9%	香 川 県	80.3%	46.3%
千 葉 県	90.1%	76.6%	愛 媛 県	82.1%	56.7%
東 京 都	99.8%	99.6%	高 知 県	77.0%	41.2%
神 奈 川 県	98.3%	97.0%	福 岡 県	93.9%	83.7%
新 潟 県	89.4%	77.7%	佐 賀 県	86.3%	63.4%
富 山 県	97.6%	86.7%	長 崎 県	83.2%	64.0%
石 川 県	95.0%	85.2%	熊 本 県	88.8%	70.1%
福 井 県	97.1%	82.2%	大 分 県	80.5%	53.3%
山 梨 県	85.8%	68.1%	宮 崎 県	88.4%	61.2%
長 野 県	98.2%	84.9%	鹿 児 島 県	84.0%	43.2%
岐 阜 県	93.7%	77.7%	沖 縄 県	87.1%	72.4%
静 岡 県	84.3%	65.3%			
愛 知 県	92.3%	80.6%			
三 重 県	88.2%	58.9%	全 国 計	92.6%	80.6%
滋 賀 県	99.1%	92.1%	<b>秋 田 県 順 位</b>	<b>88.9%</b>	<b>67.8%</b>
京 都 府	98.5%	95.2%		<b>23位</b>	<b>29位</b>

令和3年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村（大熊町、双葉町）を除いた値を公表している。



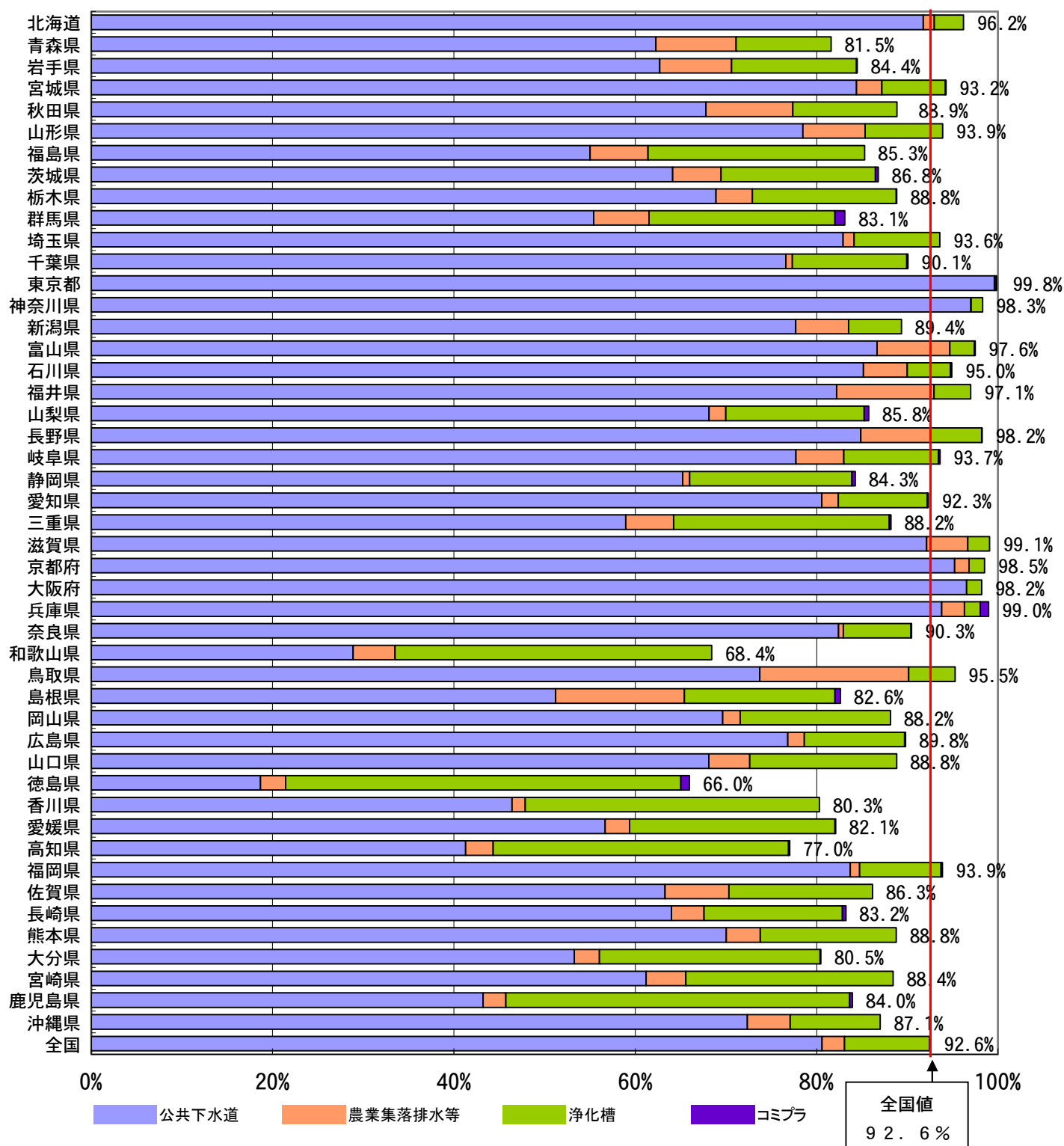
## 2) 都道府県別汚水処理人口普及状況

(令和3年度末)

都道府県名	汚水処理人口 普及率	総人口 (千人)	汚水処理 人口 計 (千人)	公共下水道 (千人)	農業集落 排水施設等 (千人)	浄化槽 (千人)	うち			コミュニティ ・プラント (千人)
							浄化槽市町 村整備推進 事業等分 (千人)	浄化槽設置 整備事業分 (千人)	左記以外分 (千人)	
北海道	96.2%	5,156	4,960	4,731	63	166	52	68	45	0
青森県	81.5%	1,233	1,005	768	109	129	11	41	76	0
岩手県	84.4%	1,198	1,012	751	95	165	39	97	29	1
宮城県	93.2%	2,260	2,106	1,883	63	158	41	80	38	2
秋田県	88.9%	950	844	644	91	109	19	68	23	0
山形県	93.9%	1,050	986	824	72	90	19	46	25	0
福島県	85.3%	1,814	1,548	998	116	433	37	261	136	0
茨城県	86.8%	2,883	2,502	1,849	153	491	14	210	267	9
栃木県	88.8%	1,935	1,718	1,333	78	307	6	243	57	1
群馬県	83.1%	1,936	1,609	1,073	118	397	24	254	119	21
埼玉県	93.6%	7,380	6,906	6,119	89	698	24	190	484	1
千葉県	90.1%	6,306	5,679	4,830	46	795	10	283	502	8
東京都	99.8%	13,802	13,778	13,747	2	27	5	8	14	2
神奈川県	98.3%	9,210	9,053	8,934	3	115	4	39	72	0
新潟県	89.4%	2,177	1,946	1,691	127	127	14	40	74	0
富山県	97.6%	1,034	1,009	896	83	28	1	18	9	1
石川県	95.0%	1,119	1,063	953	54	53	10	12	31	2
福井県	97.1%	764	741	628	82	31	2	24	5	0
山梨県	85.8%	813	697	554	15	124	8	50	67	4
長野県	98.2%	2,049	2,012	1,739	157	115	15	82	18	1
岐阜県	93.7%	1,987	1,860	1,544	105	207	9	135	63	4
静岡県	84.3%	3,645	3,071	2,378	28	652	15	402	236	13
愛知県	92.3%	7,515	6,938	6,054	137	737	22	240	475	10
三重県	88.2%	1,778	1,568	1,048	94	423	17	226	180	3
滋賀県	99.1%	1,412	1,399	1,301	64	34	0	14	20	0
京都府	98.5%	2,502	2,465	2,382	40	43	11	23	9	0
大阪府	98.2%	8,782	8,623	8,477	1	145	4	17	123	0
兵庫県	99.0%	5,470	5,413	5,130	137	95	9	61	25	51
奈良県	90.3%	1,330	1,202	1,096	7	99	4	35	60	1
和歌山県	68.4%	931	636	269	43	325	13	198	113	0
鳥取県	95.5%	548	524	404	90	28	4	13	11	0
島根県	82.6%	662	547	339	94	110	28	51	31	4
岡山県	88.2%	1,871	1,650	1,303	36	310	17	206	87	0
広島県	89.8%	2,777	2,494	2,133	51	307	15	157	135	3
山口県	88.8%	1,333	1,183	908	60	216	6	135	74	0
徳島県	66.0%	723	477	135	20	315	15	172	128	7
香川県	80.3%	959	770	445	14	311	13	247	51	0
愛媛県	82.1%	1,334	1,095	756	36	302	24	168	110	1
高知県	77.0%	688	530	284	21	224	13	135	76	1
福岡県	93.9%	5,095	4,782	4,265	52	458	53	273	132	8
佐賀県	86.3%	809	698	512	57	128	48	61	19	0
長崎県	83.2%	1,311	1,091	839	47	200	14	147	39	5
熊本県	88.8%	1,739	1,545	1,219	65	261	33	176	51	0
大分県	80.5%	1,126	906	600	31	274	12	178	84	1
宮崎県	88.4%	1,072	947	656	47	245	18	184	42	0
鹿児島県	84.0%	1,594	1,338	689	40	604	44	429	131	5
沖縄県	87.1%	1,479	1,288	1,070	70	147	13	6	129	0
全国計	92.6%	125,540	116,213	101,181	3,103	11,758	831	6,203	4,725	171

- (注) 1. 整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。  
 2. 令和3年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村（大熊町、双葉町）を除いた値を公表している。  
 3. 福島県については、上記市町村以外でも東日本大震災に伴う避難の影響により人口が流動していることに留意する必要がある。

### 3) 都道府県別 生活排水処理人口普及率 (令和3年度末)



・全国生活排水処理人口普及率：92.1% (R2) → 92.6% (R3)  
 ≪普及率は0.5%UP≫

・都道府県の普及水準に大きな格差 (66.0%~99.8%)  
 → 早急な生活排水処理施設の普及促進による未普及人口・地域間格差の解消が必要。

※令和3年度末は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村(大熊町、双葉町)を除いた値を公表している。

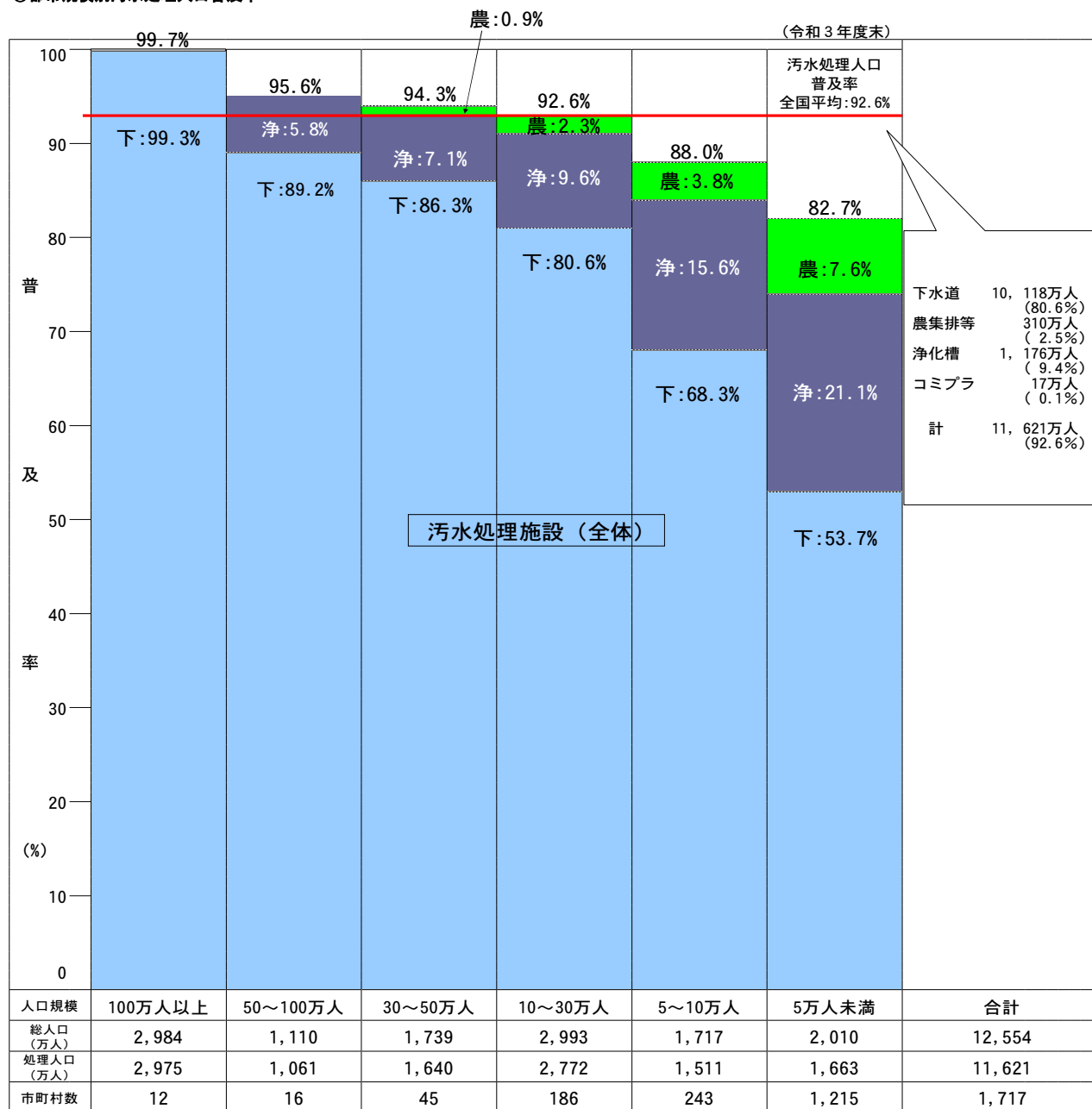
#### 4) 人口規模別生活排水処理普及状況

人口5万人未満の中小市町村では普及率82.7%にすぎない。  
(全国平均 - 9.9%)

人口5～10万人の市町村においても普及率は88.0%にすぎない。  
(全国平均 - 4.6%)

#### 都市規模別で見た生活排水処理普及状況

○都市規模別汚水処理人口普及率



(注) 1. 総市町村数1,717の内訳は、市 793、町 741、村 183 (東京都区部は市数に1市として含む)  
 2. 総人口、処理人口は1万人未満を四捨五入した。  
 3. 都市規模別の各汚水処理施設の普及率が0.5%未満の数値は表記していないため、合計値と内訳が一致しないことがある。  
 4. 令和3年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村(大熊町、双葉町)を除いた値を公表している。

# 4. 下水道使用料・負担金・助成金の制定状況

## (1) 下水道使用料

令和4年4月現在

団体名 使用料条例施行 ・供用開始団体	使用料体系						基本 水量 (m <sup>3</sup> /月)	基本 使用料 (円/月)	使用料 体系 消費税	1ヶ月 20m <sup>3</sup> ・ (3人) 当り料金 消費税込 (円/20m <sup>3</sup> )			
	(区分水量)	は基本水量(基本使用料)の区分線		は水量毎の単価の区分線									
秋田市	0 8 10 20 25 30 50 100 200 300 500 1,000 2,000 3,000 5,000	10	181	226	249	305	352	427	10	1,020	税抜き	3,113	
能代市	0 5 10 20 30 50 100	500	82	150	164	177	205		0	500	税抜き	3,401	
横手市	0 5 10 20 30 40 50 100	700	140	149	158	167	176	185	194	5	700	税抜き	3,179
大館市	0 10 20 50 100	1,400	150	160	190	210			10	1,400	税抜き	3,190	
男鹿市	0 10 20 50 100	1,650	165	176	209	231			10	1,650	税込み	3,300	
湯沢市	0 6 20 50 100	1,327	174	185	195	205	(公衆浴場等 超過料金 6㎡超 一律86円)		6	1,327	税込み	3,763	
	0 6 20 50 100	4,527	174	185	195	205	(公衆浴場等 超過料金 6㎡超 一律86円)		6	4,527	税込み	6,963	
鹿角市	0 10 20 50 100	1,650	176	187	198	209			10	1,650	税込み	3,410	
由利本荘市	0 10 20 50 100	523	125	156	177	198	220		0	523	税込み	3,333	
潟上市	0 10 20 30 50 100	1,320	176	198	209	242			10	1,320	税込み	3,080	
大仙市	0 10 30 50 100	1,540	168	178	210	242			10	1,540	税込み	3,220	
	(基本使用料1戸当り1,540円) + (人員割世帯人員1人につき 546円)									-	1,540	税込み	3,178
北秋田市	0 10 20 30 40 50 100	1,430	154	165	176	187	198	209	10	1,430	税込み	2,970	
にかほ市	0 10 20 50 100	1,100	130	150	170	200			10	1,100	税抜き	2,640	
仙北市	0 5 10 20 30 40 50 100	770	110	143	154	165	176	187	198	5	770	税込み	2,750
小坂町	0 5 10 20 50 100	750	170	190	200	210	220		5	750	税抜き	3,850	
上小阿仁村	(基本料金1戸当り1,715円) + ((世帯割り1人につき572円【水洗便所有】)または(世帯割り1人につき524円【水洗便所無】))									-	1,715	税抜き	3,774
藤里町	0 10	1,200	120						10	1,200	税抜き	2,640	
三種町	0 10 100 500 1,000	1,540	154.0	143	132	121			10	1,540	税込み	3,080	
八峰町	0 10	1,650	165						10	1,650	税込み	3,300	
五城目町	0 10 30 100	1,100	110	120	130				10	1,100	税抜き	2,420	
八郎潟町	0 5	750	150						5	750	税抜き	3,300	
井川町	0 10	1,570	157						10	1,570	税込み	3,140	
大潟村	0 10	2,175	217						10	2,175	税抜き	4,779	
美郷町	0 10	1,361	156						10	1,361	税込み	2,921	
羽後町	0 10 20 50 100	1,650	165	176	198	220			10	1,650	税込み	3,300	
県・十和田湖	0 10 30 50	900	110	160	250				10	900	税抜き	2,200	

## (2) 受益者負担金

令和4年4月現在

市町村名	供用開始	負担(分担)区	単位負担金額 (円/㎡)			徴収時期	徴収方法			延滞金の率 (%)	報奨金 制度等	備考	
			対象事業費	負担率	金額		分割 年数	単年度 納入回数	納入月				
秋田市	昭和45.4	旧秋田市全域	末端管渠費	1/5	335	申告書提出後	3	12	毎月	分担金に限り14.5% (督促状発送した10日以前 は、7.25%)			
	平成5.4	旧河辺町全域			335								
	平成4.4	旧雄和町全域			335								
能代市	昭和59.10	港町	末端管渠費	1/3	40	供用開始と同時	5	4	6,9,11,2	14.5			
		出戸第1,浜通第1		1/5	370								
		長崎,出戸第2, 浜通第2,向能代, 中川原,東能代		1/5	480								
横手市	平成元.4	横手公共第1	末端管渠費	1/3	400	供用開始と同時	5	3	7,10,1	14.5 (1ヶ月まで7.25)			
		横手公共第2		1/3	480								
		横手公共第3		1/3	420								
	平成元.4	増田公共	末端管渠費	1/2	(合算)								
			戸数割り 面積割り		50,000 280								
	平成元.4	平鹿公共	末端管渠費	100%	340								
	平成元.4	雄物川公共			(合算)								
					1戸当たり 面積当たり								
		十文字公共	末端管渠費	30%									380
													山内公共
平成元.4	大雄公共	末端管渠費	100%	330									
大館市	平成4.4	旧大館市全域 (真中地区を除く)	末端管渠費	1/4	420	供用開始と同時	5	4	6,9,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)	負担金 負担総額 の 1年目5% 2年目4% 3年目3% 4年目2% 5年目1%		
	平成6.4	旧比内町全域		1/5	390								
	平成7.4	旧田代町全域		1/4	350								
令和4.4	旧大館市 真中地区全域			戸数当たり 200,000円	使用時と同時	1	1	使用時			なし		
男鹿市	平成元.4	男鹿第1,2	末端管渠費	30%	400	供用開始と同時	5	4	5,9,11,2	14.5		500m2を 超える面 積は猶予	
		男鹿第3		1/4	410								
	平成4.4	旧若美町全域			200㎡未満					200			
					200~350㎡未満 350~500㎡未満 500㎡以上					300 400 500			
湯沢市	平成8.4	湯沢第1	末端管渠費	1/3	440	供用開始と同時	5	4	6,9,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)	負担金 の10%		
	平成18.3 平成19.3	大谷 稲川	総事業費	2.6%	140,000								
			一般用(1戸当たり) 団体用1種(1箇所当たり) 団体用2種(1箇所当たり) 営業用(1箇所当たり)										
	平成20.9	院内	総事業費	4.3%	160,000								
			一般用 団体用 営業用	(1戸当たり) (1箇所当たり)									
	平成14.10 平成18.3	小安 皆瀬	総事業費	1.9%	160,000								
一般・団体 営業用(人員割り20人以下定額) 営業用(人員割り50人以下人数割り) 営業用(人員割り50人超人数割り)				200,000 10,000 5,000									
鹿角市	平成7.4	全域	末端管渠費	1/5	480	供用開始と同時	5	4	6,8,10,1	特例基準割合に7.3%加算した割合。ただし、上限14.5% (1ヶ月までは、特例基準割合に1.0%を加算した割合。 ただし、上限7.25%)	負担金 の6%		
由利本荘市	平成3.4	本荘第1~5	末端管渠費	1/4	420	供用開始と同時	5	4	6,8,10,1	14.5			
	平成12.4	旧矢島町全域	末端管渠費	10%	30,000								
	平成4.4	旧岩城町全域	戸数割り		100								
			末端管渠費	1/3									
	平成7.4	旧由利町全域	汚水工事費	15%以内	350,000								
			戸数割り										
	平成12.3	旧大内町全域	1戸当たり事業費	4%	200,000								
平成7.9	旧西目町全域	末端管渠費	1/5	200,000									
		戸数割り											

市町村名	供用開始	負担(分担)区	単位負担金額 (円/㎡)			徴収時期	徴収方法			延滞金の率 (%)	報奨金制度等	備考	
			対象事業費	負担率	金額		分割年数	単年度納入回数	納入月				
湯上市	昭和61.4	全域	末端管渠費	1/4	325	供用開始日の翌年度初め	5	4	5,8,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)			
大仙市	昭和63.4	全域	末端管渠費	30%	395	供用開始と同時に同時	3	4	6,9,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)			
					398								
					390								
					410								
					430								
					430								
					430								
平成19.3	神岡		1基当たり	150,000	供用開始と同時に同時	3	1	12	14.6 (1ヶ月まで7.3)				
平成3.10	中仙第1~9	末端管渠費	100%	330	5	4	6,9,11,2						
平成9.3	協和		1戸当たり	150,000	5	1	3						
平成8.6	仙北		1受益者当たり	360,000	5	1	12						
平成10.4	西仙北		1受益者当たり	150,000	5	1	12						
平成22.3	南外		1基当たり	150,000	3	1	12						
北秋田市	平成10.4	鷹巣北部 鷹巣中部 鷹巣南部	末端管渠整備費	1/5	430	供用開始と同時に同時	5	4	6,8,10,12	14.5	負担金の6%		
	平成9.4	森吉	末端管渠費	1/5	340	供用開始と同時に同時	5	4	6,8,10,1	14.5	負担金の5%		
	平成15.3	阿仁		1戸当たり	100,000	供用開始と同時に同時	2~3	1	6	14.5			
	平成17.7	旧合川町地区	受益者負担金制度なし										
にかほ市	平成10.4	第1	末端管渠費 戸数割り	1/3	110,000	供用開始と同時に同時	5	4	6,8,10,1	14.5	負担金の9.5%		
仙北市	平成6.4	角館第1~4	末端管渠費	1/2	410	供用開始と同時に同時	5	4	7,9,11,1	14.6	負担金の2~20%	過誤納の還付あり	
	平成23.4	角館第5	末端管渠費	100%	255								
	昭和61.6	武蔵野	末端管渠費	1/3	277								
					320								
		宿	390										
		潟前	総事業費	3/10	340								
	春山	1/10	290										
平成18.3	生保内北部	末端管渠費	1/3	290									
小坂町	平成10.4	全域	末端管渠費 戸数割り 面積割り	1/3	(合算) 105,000 100	供用開始と同時に同時	5	4	6,9,11,1	14.5			
上小阿仁村	平成13.10	受益者負担金制度なし											
藤里町	平成15.3	全域			1戸当たり	150,000	下水道接続時	1	一括納付のみ				
三種町	平成4.5	旧琴丘町全域	末端管渠費	75%	1㎡当たり350円 (上限450㎡)	供用開始と同時に同時	5	4	5,8,11,2	14.6 (1ヶ月まで7.3)	負担金の6%		
	平成7.4	旧山本町全域	総事業費	5~6%									
	平成8.4	旧八竜町全域	戸数割り		150,000								
八峰町	平成14.3	旧八森町全域	末端管渠費			供用開始日の翌年度初め	5	4	5,8,11,2	14.5	分担金の5%		
	平成16.3	(旧峰浜村)第1期 第2期(一部)		1受益地当たり	120,000 180,000	供用開始と同時に同時							
五城目町	平成5.10	全域	末端管渠費 戸数割り	68%	170,000	供用開始と同時に同時	5	4	5,8,11,2	14.5			
八郎潟町	平成2.10	全域	末端管渠費	1/3	370	供用開始と同時に同時	5	4	5,8,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)			
井川町	平成2.4	全域	末端管渠費	30%	(合算額)	供用開始と同時に同時	5	4	5,8,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)	分担金の6%		
					面積割り(330㎡上限)								100
					世帯人口割り								11,000
					戸数割り								83,000
大潟村	昭和44.5	受益者負担金制度なし											
美郷町	平成10.4	六郷第1	総事業費	5.7%	(合算)	供用開始日の翌年度初め	5	4	6,8,10,12	14.6(督促状を發して10日を経過した日から) 7.3(督促状を發する前の期間及び督促状を發した日から10日まで)			
					個別均等割り								64,000
					面積割(宅地面積当り)								119
羽後町	平成16.4	西馬音内			1戸当たり	200,000	供用開始と同時に同時	5	4	7,9,11,2	14.6 7.3(督促状を發した日から10日まで)	分担金の10%	
県・十和田湖	平成3.4	受益者負担金制度なし											

### (3) 水洗化助成・貸付制度

令和4年4月現在

市町村名	助成制度		貸付制度					
	汲取便所 1世帯当り	し尿浄化槽 1世帯当り	汲取便所			し尿浄化槽		
			貸付金	償還方法	貸付利子	貸付金	償還方法	貸付利子
秋田市	・ 供用開始の日から3年以内は4万円、3年経過後は2万円 ・ 貸家等で便槽の数が2槽以上の場合、最高5槽まで ・ 住宅リフォーム補助5万円(中心市街地区域10万円) ※対象は工事費50万円以上	汲取便所と同様	・ 1戸70万円以内 ・ 貸家等で便槽の数が2槽以上の場合、1槽につき60万円以内、300万円限度	70ヶ月以内の元金均等償還	市負担	・ 1戸30万円以内 ・ 貸家等で浄化槽の数が2槽以上の場合、1槽につき25万円以内125万円限度	30ヶ月以内の元金均等償還	市負担
能代市	住宅リフォーム補助 ①一般制度 工事費の10%、限度額20万円 ②多世代同居 工事費の10%、限度額20万円 ③多子世帯 工事費の10%、限度額20万円 ④空き家 工事費の10%、限度額20万円 ※②～④は、各々加算	汲取便所と同様	対象工事1件当り100万円以内	50ヶ月以内元金均等償還	3年以内：市負担 3年超～：1/2市負担	汲取便所と同様		
横手市			1世帯当り120万円 供用開始後3年を過ぎた世帯は80万円	72ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様		
大館市	住宅リフォーム支援(いずれも工事費30万円以上) ①一般補助 工事費の5%、限度額10万円 ②子育て支援 工事費の10%、限度額20万円 ③三世代同居 工事費の10%、限度額30万円 ④空き家リフォーム・市内在住 工事費の10%、限度額30万円 ⑤空き家リフォーム・市外から転入 工事費の20%、限度額50万円 ⑥移住者支援 工事費の15%、限度額40万円	汲取便所と同様	1戸当り80万円以内 2個以上の場合 限度額150万円	60ヶ月以内元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
男鹿市			便槽1個当り80万円 2個以上の場合 1個50万円  限度額200万円 対象は供用開始3年以内	50ヶ月均等償還	市負担			
湯沢市			工事1件当り100万円以内 2個以上の場合 1個50万円以内 限度額200万円 供用開始後3年まで	72ヶ月均等償還	全額市負担	汲取便所と同様		
鹿角市	いずれも工事費が10万円以上(税込) および市内業者が施工する工事 ①住環境向上対策事業：補助対象額の20%、上限10万円 ②下水道加入促進事業：18歳未満の子がいる世帯が対象で、補助対象額の50%、上限30万円	汲取便所と同様	1世帯当り80万円  法人以外のアパート等の場合は1部屋につき30万円以内で限度額150万円	50ヶ月以内元金均等毎月償還	市負担	汲取便所と同様		
由利本荘市	住宅リフォーム補助 工事費の15% (工事費50万円以上) 限度額15万円	汲取便所と同様						
湯上市	住宅リフォーム補助 工事費の10～30% (工事費50万円以上に限る) 限度額8～50万円 ※補助率・限度額は対象世帯により異なる。	汲取便所と同様	1戸当り70万円以内 貸家アパート等は1戸25万円以内 限度額100万円	60ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様		
大仙市	下水道接続促進補助金 供用開始から3年以内の区域に限り、新規の接続工事に2万円の補助金  住宅リフォーム支援事業 子育て世帯の場合：工事費の20%、補助上限額30万円 ①多子世帯(18歳以下2子以上と同居) ②三世代同居世帯(18歳以下の1人以上の子と親と祖父母等が同居) 子育て世帯以外の場合：工事の10%、補助上限額15万円	単独処理浄化槽 汲取便所と同様  合併処理浄化槽 新規の接続工事に5万円の補助金		(貸付制度なし)		(貸付制度なし)		

市 町 村 名	助 成 制 度		貸 付 制 度					
	汲取便所 1世帯当り	し尿浄化槽 1世帯当り	汲 取 便 所			し 尿 浄 化 槽		
			貸 付 金	償 還 方 法	貸 付 利 子	貸 付 金	償 還 方 法	貸 付 利 子
北 秋 田 市	生活扶助世帯及び準ずる世帯を対象に改造費の40%以内、限度額24万円 住宅リフォーム補助 一般世帯 工事費の10% 限度額10万円 子育て世帯 工事費の15% 限度額30万円 中古住宅購入 工事費の20% 限度額40万円 移住者加算 上記補助金に加え 工事費の15% 限度額30万円 下水道接続工事加算 上記補助金に加え、定額5万円	汲取便所と同様	1世帯当り100万円 供用開始から3年 超えたら50万円	60ヶ月元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
に か ほ 市	・ 供用開始より3年以内の区域で新規接続申請の場合 2万円以内 ・ 住宅リフォーム補助 一般型 工事費5%又は最大10万円 子育て持ち家型 工事費10%又は最大20万円 子育て空き家購入型 工事費15%又は最大30万円 空家購入型 工事費10%又は最大20万円	・ 供用開始より3年以内の区域で新規接続申請の場合 1万円以内 ・ 住宅リフォーム補助 ※条件同左	(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
仙 北 市	住宅リフォーム補助 工事費の5%、最大5万円 子育て世帯は10%最大20万円 水洗化の場合は上乗せ5万円	汲取便所と同様	1世帯当り100万円以内	50ヶ月均等償還	全額市負担	汲取便所と同様		
小 坂 町	住宅リフォーム補助 工事費の20% 上限：20万円	汲取便所と同様	1世帯当り60万円 貸家7 <sup>th</sup> 等 1戸30万円 限度額150万円	60ヶ月均等償還	町負担	汲取便所と同様		
上 小 阿 仁 村	宅地内配管費補助 1戸当り 2万円 住宅リフォーム補助 工事費の10% (下限工事費：50万円) 上限：20万円		1戸当り30万円以内	30ヶ回以内 元金均等償還	限度額以内の利子 の1%分を負担	汲取便所と同様		
藤 里 町	・ 加入奨励金 3～7万円 ・ 積立奨励金 1～3万円 ・ 資金対策助成金 1～4万円 ・ 環境浄化促進助成金 (配管、樹、便器に助成)							
三 種 町	住宅リフォーム補助 工事費の10% (下限工事費：20万円) 上限：15万円	汲取便所と同様	1戸当り100万円 2箇所以上の場合は 2箇所目から1箇所40万円、 限度額200万円 3年超は上記の1/2	50ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		
八 峰 町 (旧八森町地区)	八峰町住まいづくり応援事業 (住宅リフォーム補助) ・ 下水道新規加入の場合 100,000円 (リフォーム支援補助に加算する)		1対象工事当り70万円 2箇所以上の場合は、 1箇所につき30万円以内 を増額できる 限度額100万円	50ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		
八 峰 町 (旧峰浜村地区)								
五 城 目 町	住宅リフォーム補助※汲取便所・し尿浄化槽共通 子育て世帯(持家)…工事費の10% 上限：20万円 子育て世帯(中古住宅購入)…工事費の15% 上限：30万円 移住定住(定着回帰型)…工事費の10% 上限：20万円 移住定住(中古住宅購入型)…工事費の20% 上限：30万円		1戸当り100万円 便所2か所以上の場合は 1か所当たり50万円 限度額150万円	60ヶ月均等償還	町負担	汲取便所と同様		
八 郎 潟 町	住宅リフォーム補助※汲取便所・し尿浄化槽共通 対象：子育て世帯、移住・定住世帯 要件：補助対象工事費50万円以上(消費税込み) 子育て世帯(持家型)…工事費の15% 上限：30万円 子育て世帯(空き家購入型 町内在住)…工事費の20% 上限：40万円 子育て世帯(空き家購入型 町外在住)…工事費の30% 上限：60万円 移住定住(定着回帰型)…工事費の15% 上限：30万円 移住定住(空き家購入型)…工事費の20% 上限：40万円		1世帯当り100万円 貸家7 <sup>th</sup> 等 1戸40万円 限度額160万円	60ヶ月均等償還	町負担	汲取便所と同様		
井 川 町	一世帯当り10万円の助成 (世帯収入が300万円以下の場合20万円の助成)		1世帯当り100万円 貸家7 <sup>th</sup> 等 1戸25万円 限度額125万円	60ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		
美 郷 町	下水道接続費補助金 上限20万円		令和2年度より廃止					
羽 後 町	1年目水洗化5万円 2年目水洗化3万円 3年目水洗化2万円	汲取便所と同様	1世帯当り90万円以内 2個以上の場合は 限度額120万円	60ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		
東 成 瀬 村	1. 住宅リフォーム等促進事業補助金 工事費の10% 上限20万円 2. 子育て住宅リフォーム等促進事業補助金 工事費の20% 上限30万円							



## 5. 水質の規制状況

### (1) 処理場流入水に対する規制（排除基準）

下水道法		除害施設の 設置基準	特定事業場からの排除基準		
			第12条第1項	第12条の2第3項	
対象物質又は項目		第12条第1項 第9条	第12条の2第1項 第9条の4第1項	第12条の2第3項 第9条の5第1項	第9条の5第2項
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量				380mg/L未満	125mg/L未満
水素イオン濃度	海 域	5以下9以上		5超～9未満	5.7超～8.7未満
	そ の 他				
生物化学的酸素要求量（BOD）				600mg/L未満	300mg/L未満
浮遊物質質量（SS）				600mg/L未満	300mg/L未満
温 度		45℃以上			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	イ・ 鉱 油 類	5mg/L超		5	
	ロ・ 動植物油脂類	30mg/L超		30	
沃 素 消 費 量		220mg/L以上			
カドミウム及びその化合物			0.03		
シアン化合物			1(0.1)		
有機磷化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）			1(0.5)		
鉛 及 び そ の 化 合 物			0.1		
六 価 ク ロ ム 化 合 物			0.5(0.2)		
砒 素 及 び そ の 化 合 物			0.1		
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物			0.005		
アルキル水銀化合物			検出されないこと		
ポリ塩化ビフェニル			0.003		
トリクロロエチレン			0.1		
テトラクロロエチレン			0.1		
ジクロロメタン			0.2		
四 塩 化 炭 素			0.02		
1, 2 - ジクロロエタン			0.04		
1, 1 - ジクロロエチレン			1		
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン			0.4		
1, 1, 1 - トリクロロエタン			3		
1, 1, 2 - トリクロロエタン			0.06		
1, 3 - ジクロロプロペン			0.02		
テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）			0.06		
2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン（別名シマジン）			0.03		
S-4-クロロベンジル-N-N-ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）			0.2		
ベ ン ゼ ン			0.1		
セレン及びその化合物			0.1		
ほう素及びその化合物	海 域		230		
	そ の 他		10		
ふつ素及びその化合物	海 域		15		
	そ の 他		8		
1, 4 - ジオキサンフェノール類			0.5		
銅 及 び そ の 化 合 物			5(0.5)		
銅 及 び そ の 化 合 物			3(1.0)		
亜鉛及びその化合物			2		
鉄及びその化合物（溶解性）			10		
マンガン及びその化合物（溶解性）			10		
クロム及びその化合物			2		
ダイオキシン類			10pg-TEQ/L		

1 ( ) は秋田県公害防止条例による上乗せ基準

2 単位は水素イオン濃度、温度及びダイオキシン類を除きすべてmg/L以下

## (2) 放流水に対する規制（排水基準）

対象物質または項目	法 令	水質汚濁防止法 第3条第1項 による排水基準	水質汚濁防止法第3条第3項に基づく県条例 第40条別表第2による上乗せ排水基準		
			第1種水域	第2種水域	第3種水域
カドミウム及びその化合物		0.03			
シアン化合物		1	0.1	0.1	0.1
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）		1	0.5	0.5	
鉛及びその化合物		0.1			
六価クロム化合物		0.5	0.2	0.2	
砒素及びその化合物		0.1			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005			
アルキル水銀化合物		検出されないこと			
ポリ塩化ビフェニル		0.003			
トリクロロエチレン		0.1			
テトラクロロエチレン		0.1			
ジクロロメタン		0.2			
四塩化炭素		0.02			
1, 2 - ジクロロエタン		0.04			
1, 1 - ジクロロエチレン		1			
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン		0.4			
1, 1, 1 - トリクロロエタン		3			
1, 1, 2 - トリクロロエタン		0.06			
1, 3 - ジクロロプロペン		0.02			
チウラム		0.06			
シマジン		0.03			
チオベンカルブ		0.2			
ベンゼン		0.1			
セレン及びその化合物		0.1			
ほう素及びその化合物	海 域	230			
	そ の 他	10			
ふっ素及びその化合物	海 域	15			
	そ の 他	8			
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		100			
1, 4 - ジオキサン		0.5			
水素イオン濃度	海 域	5.0~9.0			
	そ の 他	5.8~8.6			
生物化学的酸素要求量（B O D）		160(120)	(30)	(60)	
化学的酸素要求量（C O D）		160(120)	(30)	(60)	
浮遊物質質量（S S）		200(150)	(70)	(120)	
ノルマルヘキサニル抽出物質含有量	イ．鉱油類	5			
	ロ．動植物油脂類	30			
フェノール類含有量		5	0.5	0.5	2.0
銅含有量		3	1.0	1.0	2.0
亜鉛含有量		2			
溶解性鉄含有量		10			
溶解性マンガン含有量		10			
クロム含有量		2			
大腸菌群数		(3000)個/cm3			
ダイオキシン類		10pg-TEQ/L			

1 ( ) は日間平均値

2 単位は水素イオン濃度、大腸菌群数及びダイオキシン類を除きすべてmg/L

3 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

4 ダイオキシン類の基準は水質汚濁防止法ではなく、ダイオキシン類対策特別措置法で対象施設となる場合に適用

### (3) 上乘せ排水基準に係る水域の区分

( 県公害防止条例第40条別表第2付表 )

第一種水域	河川	第二種水域及び第三種水域以外の公共用水域（湖沼及び海域を除く。）
	湖沼	天然湖沼及び人工湖
	海域	第二種水域及び第三種水域以外の海域
第二種水域	河川	旭川（添川橋下流）、草生津川、新城川（新城橋下流）、土買川（心像川合流点上流）、丸子川（田茂木橋下流）、横手川（本郷橋下流）、白子川、安久谷川、瀬の沢川、金山川（大館市の区域内）、大湯津内沢川、荒瀬川、豊川及び比詰川（田中橋下流）並びにこれらの河川に流入する公共用水域（第三種水域並びに太平川（松崎橋上流）、猿田川、福部内川（東川橋上流）、窪堰川（杉本橋上流）、厨川、横手大戸川、横手杉沢川及び吉沢川を除く。）第二種水域の海域に流入する公共用水域（河川にあつては、子吉川（東日本旅客鉄道株式会社羽越線鉄橋下流）及び大沢川（にかほ市の区域内）に限る。）米代川（檜山川合流点から大湯川合流点まで）及びこれに流入する公共用水域（河川にあつては、引欠川（長内沢川合流点下流）、長木川（下町橋下流）及び別所川に限る。）引欠川（長内沢川合流点下流）、長木川（下町橋下流）、別所川、小坂川、子吉川（東日本旅客鉄道株式会社羽越線鉄橋下流）及び大沢川（にかほ市の区域内）に流入する公共用水域（第三種水域並びに大森川（花岡川合流点上流）、下内川（長面橋上流）及び芋川を除く。）
	海域	能代港の港湾区域（米代川本流を除く。）、本荘港の港湾区域（子吉川本流を除く。）及び戸賀避難港の港湾区域並びに漁港の区域
第三種水域	河川	入見内川（入見内橋上流）、米代川（檜山川合流点下流）、檜山川、引欠川（長内沢川合流点上流）、猿間川及び旧大森川並びにこれらの河川に流入する公共用水域 第三種水域の海域に流入する公共用水域（河川にあつては、雄物川（秋田大橋下流）に限る。）旧雄物川（港大橋上流）及びこれに流入する公共用水域（河川にあつては、旭川及び草生津川を除く。）小坂川及びこれに流入する公共用水域（河川にあつては、古遠部川に限る。）雄物川（秋田大橋下流）及び古遠部川に流入する公共用水域
	海域	秋田港の港湾区域（港大橋上流を除く。）及び船川港の港湾区域並びに旧雄物川河口から雄物川河口までの海域

#### 計画放流水質

- 処理施設の構造の技術上の基準（下水道法第7条・同法施行令第5条の5・同法施行規則第4条の2）

方 法	生物化学的 酸素要求量 (単位 mg/l・5日間)	窒素含有量 (単位 mg/l)	磷含有量 (単位 mg/l)
(令)下水を処理する構造 (例)標準活性汚泥法	10を超え15以下	—	—
(規則)計画放流水質	15以下	20以下	3以下

\* 下水の放流先の河川その他の公共の水域等の状況を考慮して下水道管理者が定める

- 放流水の水質の技術上の基準（下水道法第8条・同法施行令第6条）

	水素イオン 濃 度 (pH)	浮遊物質量 (単位 mg/l)	大腸菌群数 (単位 1cm <sup>3</sup> につき個)
(令)放流水の水質	5.8以上～8.6以下	40以下	3,000以下

\* 令第5条の5第2項に規定する計画放流水に適合する数値

## 6. 農業集落排水施設

### (1) 農業集落排水施設整備のあゆみ

昭和57年 由利本荘市(旧由利町)<sup>イカツテ</sup>五十土地区、潟上市(旧飯田川町)<sup>イモカワ</sup>妹川地区 着手。

昭和59年 由利本荘市(旧由利町)五十土地区、  
秋田市(旧河辺町)岩見三内中央地区 供用開始

令和3年 事業着手 201地区、供用済み 201地区

#### ○農業集落排水施設整備の経緯

年 度	事業着手 地区数	供 用 地区数	供 用 処理場数	統合・下水道 接続による 廃止処理場数	汚水処理人口普及率(%)	
					農業集落 排水施設	全 体
S57	2	0	0		0.0	6.8
S58	7	0	0		0.0	7.1
S59	3	2	2		0.1	8.3
S60	2	1	1		0.1	9.1
S61	2	2	2		0.1	9.9
S62	3	3	3		0.1	10.9
S63	4	5	4		0.8	12.6
H 1	6	1	1		0.9	13.8
H 2	5	5	5		1.0	15.5
H 3	8	2	1		1.1	17.1
H 4	9	13	12		2.0	19.1
H 5	16	5	5		1.9	21.1
H 6	15	10	9		2.4	24.0
H 7	14	13	13		3.4	29.4
H 8	15	14	14		4.1	32.7
H 9	16	17	17		4.7	36.8
H10	14	12	12		5.5	40.6
H11	8	14	14		6.5	45.2
H12	10	14	14		7.4	49.7
H13	8	8	8		8.1	53.8
H14	7	10	8		8.6	57.6
H15	4	8	8		9.0	61.6
H16	5	9	8		9.4	67.1
H17	5	2	2		9.5	69.7
H18	6	3	3		9.6	72.5
H19	3	3	3		10.1	74.5
H20	1	7	5		10.3	76.7
H21	1	5	6		10.8	78.5
H22	0	5	5	1	10.7	79.9
H23	1	4	5	1	10.8	81.3
H24	1	0	1	5	10.6	82.7
H25	0	2	1	2	10.5	83.7
H26	0	0	0		10.3	84.5
H27	0	1	1		10.4	85.4
H28	0	0	0	1	10.3	86.1
H29	0	1	0	4	10.2	86.7
H30	0	0	0	3	10.1	87.4
R1	0	0	0	1	10.0	88.0
R2	0	0	0	6	9.6	88.4
R3	0	0	0	3	9.3	88.9
累 計	201	201	193	27		

\*1 供用地区には、公共下水道接続の18地区を含む。

\*2 処理場を持たない地区や複数の処理場を持つ地区があるため、供用地区数は供用処理場数とは一致しない。

\*3 分割採択地区は1地区として計上。

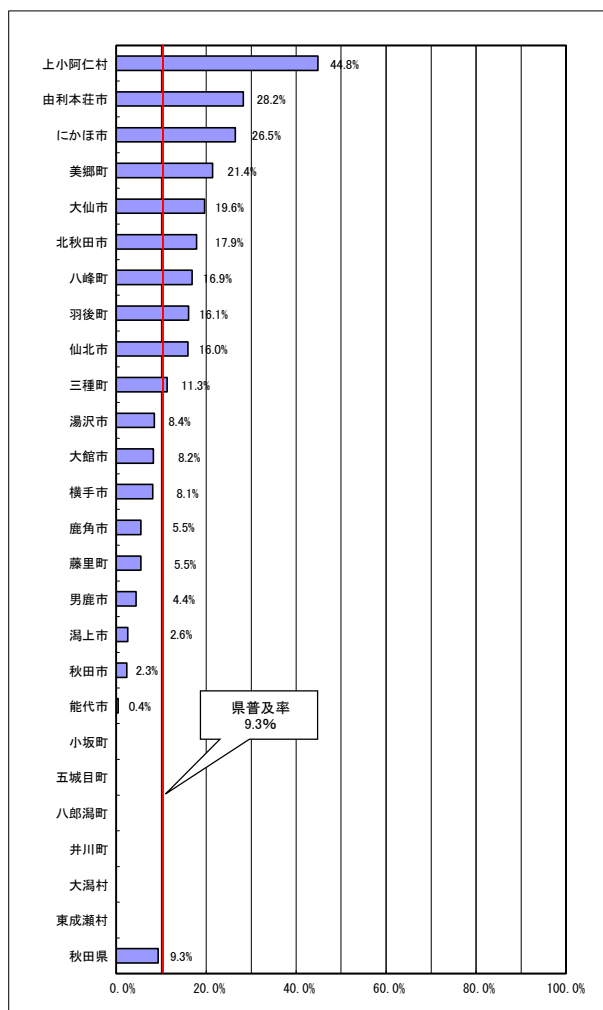


### (3) 令和3年度末 農業集落排水施設 処理人口普及率

(令和4年3月31日現在)

順位	市町村名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	R3末普及率	着手年度	供用年月	備考
1	上小阿仁村	2,092	938	44.8%	H 2	H 4. 7	
2	由利本荘市	73,548	20,763	28.2%	S57	S59. 6	
3	にかほ市	23,323	6,183	26.5%	H 1	H 4. 5	
4	美郷町	18,434	3,946	21.4%	S58	S61. 11	
5	大仙市	77,299	15,168	19.6%	H1	H4. 6	
6	北秋田市	29,847	5,330	17.9%	S58	S61. 1	
7	八峰町	6,603	1,114	16.9%	H10	H12. 12	
8	羽後町	13,869	2,229	16.1%	S63	H 4. 4	
9	仙北市	24,480	3,907	16.0%	H 6	H 9. 8	
10	三種町	15,250	1,718	11.3%	S58	S62. 4	
11	湯沢市	42,120	3,546	8.4%	S62	H 2. 4	
12	大館市	68,728	5,663	8.2%	H 4	H 6. 11	
13	横手市	85,253	6,872	8.1%	S58	S63. 4	
14	鹿角市	28,933	1,588	5.5%	H11	H14. 12	
15	藤里町	2,971	163	5.5%	H10	H13. 4	
16	男鹿市	25,264	1,104	4.4%	H 6	H 9. 12	
17	潟上市	31,963	817	2.6%	S58	S59. 6	
18	秋田市	301,573	7,014	2.3%	S59	S64. 1	
19	能代市	50,012	194	0.4%	H 9	H11. 8	
	小坂町	4,953					
	五城目町	8,745			H 7	H11. 5	全地区公共下水道接続
	八郎潟町	5,562			S63	H 3. 3	全地区公共下水道接続
	井川町	4,554			H 5	H 7. 4	全地区公共下水道接続
	大潟村	3,054					
	東成瀬村	2,483					
	秋田県計	950,913	88,257	9.3%			

普及率グラフ



\*1 処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続の18地区を除く。但し、着手年度、供用年月は上記の地区を含む。

\*2 処理区域内人口、接続人口はH28年度策定整備構想の農業排水区域内(但し、R4.3.31時点で集排水施設として運営されている地区を含む)の人口である。

\*3 分割採択地区は1地区として計上。

$$\text{普及率 (\%)} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100$$

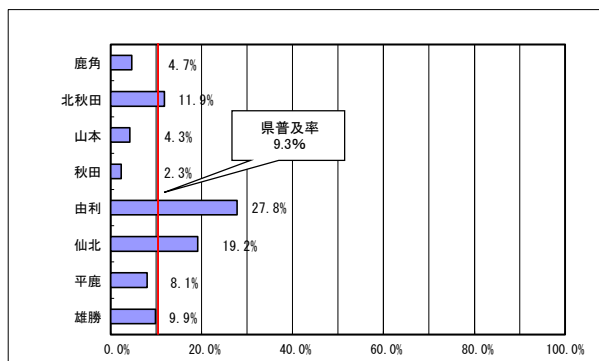
農業集落排水施設 処理人口普及率推移

項目	年度	H26末	H27末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末
普及率		10.3%	10.4%	10.3%	10.2%	10.1%	10.0%	9.6%	9.3%

地域振興局別 農業集落排水処理人口普及率

振興局名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	R3末普及率
鹿角	33,886	1,588	4.7%
北秋田	100,667	11,931	11.9%
山本	74,836	3,189	4.3%
秋田	380,715	8,935	2.3%
由利	96,871	26,946	27.8%
仙北	120,213	23,021	19.2%
平鹿	85,253	6,872	8.1%
雄勝	58,472	5,775	9.9%
県計	950,913	88,257	9.3%

地域振興局別 普及率グラフ



\*1 公共下水道接続の18地区を除く。

\*2 処理区域内人口は、H28年度策定整備構想の農業排水区域内(但し、R4.3.31時点で農業排水施設として運営されている地区を含む)の人口である。

# (4) 令和3年度末 農業集落排水施設 整備率

(令和4年3月31日現在)

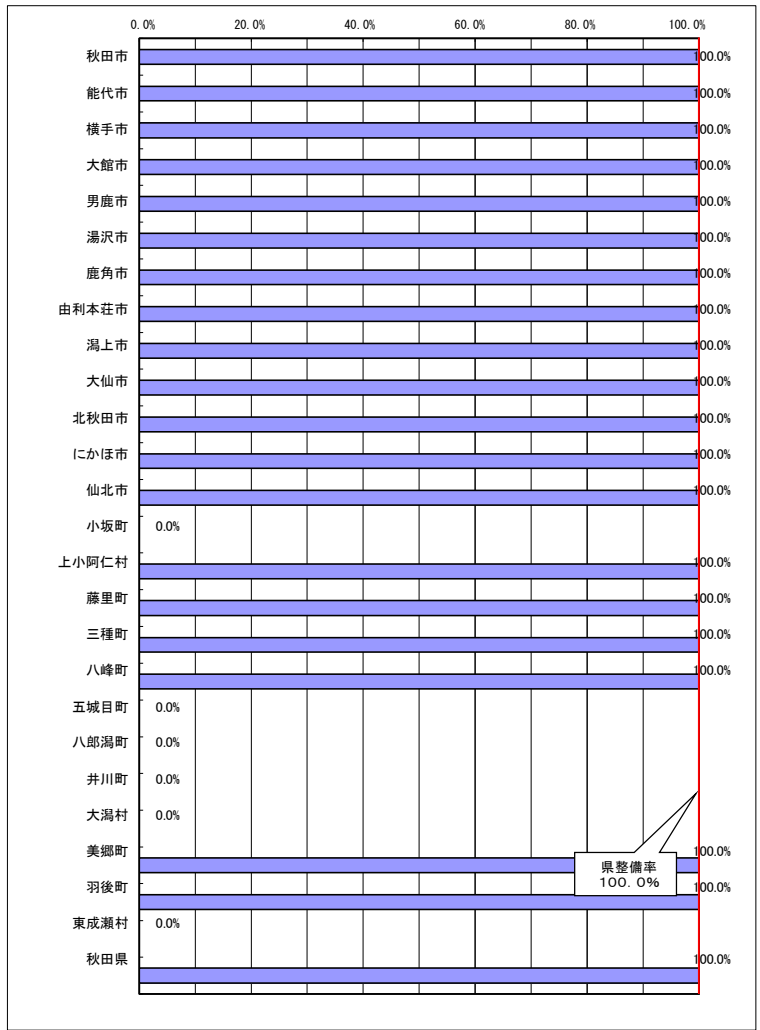
順位	市町村名	計画区域内人口	処理区域内人口	整備率
1	秋田市	7,014	7,014	100.0%
1	能代市	194	194	100.0%
1	横手市	6,899	6,899	100.0%
1	大館市	5,663	5,663	100.0%
1	男鹿市	1,104	1,104	100.0%
1	湯沢市	3,546	3,546	100.0%
1	鹿角市	1,588	1,588	100.0%
1	由利本荘市	20,763	20,763	100.0%
1	潟上市	817	817	100.0%
1	大仙市	15,188	15,188	100.0%
1	北秋田市	5,330	5,330	100.0%
1	にかほ市	6,183	6,183	100.0%
1	仙北市	3,907	3,907	100.0%
	小坂町			
1	上小阿仁村	938	938	100.0%
1	藤里町	163	163	100.0%
1	三種町	1,718	1,718	100.0%
1	八峰町	1,114	1,114	100.0%
	五城目町			
	八郎潟町			
	井川町			
	大潟村			
1	美郷町	3,899	3,899	100.0%
1	羽後町	2,229	2,229	100.0%
	東成瀬村	0	0	
	秋田県計	88,257	88,257	100.0%

\*1 公共下水道接続の18地区を除く。

\*2 計画区域内人口、処理区域内人口、接続人口は、H28年度策定整備構想の農業排水区域内(但し、R4.3.31時点で集排水施設として運営されている地区を含む)の人口である。

$$\text{整備率(\%)} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{計画区域内人口}} \times 100$$

整備率グラフ



農業集落排水施設 整備率推移

項目	年度	H26末	H27末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末
整備率		91.1%	96.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

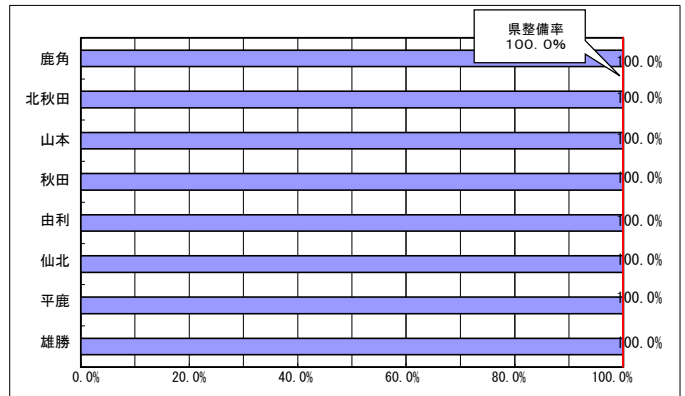
地域振興局別 農業集落排水施設 整備率

振興局名	計画区域内人口	処理区域内人口	R3末整備率
鹿角	1,588	1,588	100.0%
北秋田	11,931	11,931	100.0%
山本	3,189	3,189	100.0%
秋田	8,935	8,935	100.0%
由利	26,946	26,946	100.0%
仙北	22,994	22,994	100.0%
平鹿	6,899	6,899	100.0%
雄勝	5,775	5,775	100.0%
県計	88,257	88,257	100.0%

\*1 公共下水道接続の18地区を除く。

\*2 処理区域内人口は、H28年度策定整備構想の農業排水区域内(但し、R4.3.31時点で農業排水施設として運営されている地区を含む)の人口である。

地域振興局別 整備率グラフ



# (5) 令和3年度末 農業集落排水施設 接続率

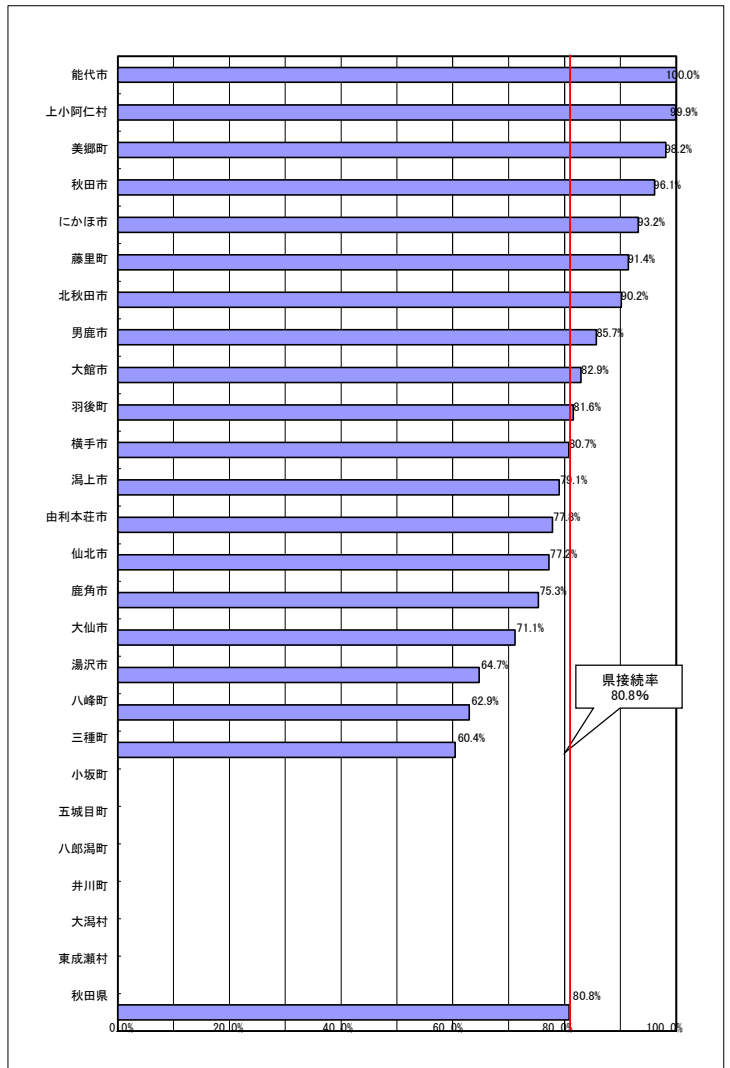
(令和4年3月31日現在)

順位	市町村名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	接続人口	接続率	着手年度	供用年月
1	能代市	50,012	194	194	100.0%	H 9	H11. 8
2	上小阿仁村	2,092	938	937	99.9%	H 2	H 4. 7
3	美郷町	18,434	3,946	3,873	98.2%	S58	S59. 6
4	秋田市	301,573	7,014	6,742	96.1%	S58	S61. 11
5	にかほ市	23,323	6,183	5,761	93.2%	H 1	H 4. 5
6	藤里町	2,971	163	149	91.4%	H11	H14. 12
7	北秋田市	29,847	5,330	4,805	90.2%	S58	S61. 1
8	男鹿市	25,264	1,104	946	85.7%	H 6	H 9. 12
9	大館市	68,728	5,663	4,697	82.9%	S62	H 2. 4
10	羽後町	13,869	2,229	1,818	81.6%	S57	S59. 6
11	横手市	85,253	6,872	5,549	80.7%	S58	S63. 4
12	潟上市	31,963	817	646	79.1%	S59	S64. 1
13	由利本荘市	73,548	20,763	16,160	77.8%	H 6	H 9. 8
14	仙北市	24,480	3,907	3,017	77.2%	S63	H 4. 4
15	鹿角市	28,933	1,588	1,196	75.3%	H10	H13. 4
16	大仙市	77,299	15,168	10,792	71.1%	H 1	H 4. 6
17	湯沢市	42,120	3,546	2,294	64.7%	H 4	H 6. 11
18	八峰町	6,603	1,114	701	62.9%	H10	H12. 12
19	三種町	15,250	1,718	1,038	60.4%	S58	S62. 4
	小坂町	4,953					
	五城目町	8,745					
	八郎潟町	5,562					
	井川町	4,554					
	大潟村	3,054					
	東成瀬村	2,483					
	秋田県計	950,913	88,257	71,315	80.8%		

\*1 処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続の18地区を除く。  
 但し、地区数、着手年度、供用年月は上記の地区を含む。  
 \*2 処理区域内人口、接続人口はH28年度策定整備構想の農業集排水区域内(但し、R4.3.31時点で集排水施設として運営されている地区を含む)の人口である。  
 \*3 分割採択地区は1地区として計上。

$$\text{接続率(\%)} = \frac{\text{接続人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$$

接続率グラフ



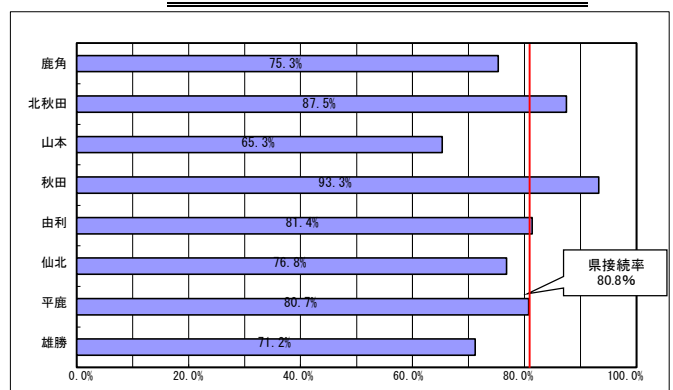
農業集落排水施設 接続率推移

年度	H26末	H27末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末
接続率	77.6%	77.6%	78.7%	79.5%	80.0%	81.1%	81.2%	80.8%

地域振興局別 農業集落排水施設 接続率

振興局名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	接続人口	R3末接続率
鹿角	33,886	1,588	1,196	75.3%
北秋田	100,667	11,931	10,439	87.5%
山本	74,836	3,189	2,082	65.3%
秋田	380,715	8,935	8,334	93.3%
由利	96,871	26,946	21,921	81.4%
仙北	120,213	23,021	17,682	76.8%
平鹿	85,253	6,872	5,549	80.7%
雄勝	58,472	5,775	4,112	71.2%
県計	950,913	88,257	71,315	80.8%

地域振興局別 接続率グラフ



\*1 公共下水道接続の18地区を除く。  
 \*2 処理区域内人口、接続人口は、H28年度策定整備構想の農業集排水区域内(但し、R4.3.31時点で集排水施設として運営されている地区を含む)の人口である。



## (6) 農業集落排水施設 使用料

令和4年4月現在

団体名 使用料条例施行 ・供用開始団体	使用料体系		基本 水量 (m <sup>3</sup> /月)	基本 使用料 (円/月)	使用料 体系 消費税	1ヶ月 20m <sup>3</sup> ・ (3人) 当り料金 消費税込 (円/20m <sup>3</sup> )	
	(区分水量)	は基本水量(基本使用料)の区分線 は水量毎の単価の区分線					
鹿角市	0 8 10 20 25 30 50 100 200 300 500 1,000 2,000 3,000 5,000	(基本料1世帯当たり2,189円) + (人員割料世帯人員1人当たり616円)	-	2,189	税込み	4,037	
※大館市	0 10 20 50 100	1,540 165.0 176 209 231.0	10	1,540	税込み	3,190	
北秋田市	旧鷹巣町地区 旧森吉町地区 旧合川町地区	(基本料1世帯当たり1,500円) + (人員割料世帯人員1人当たり400円)	-	1,500	税抜き	2,970	
	旧阿仁町地区	0 10 20 30 40 50 100	1,300 140 150.0 160 170.0 180 190	10	1,300	税抜き	2,970
※上小阿仁村		(基本料1世帯当たり1,715円) + (人員割料世帯人員1人当たり572円)	-	1,715	税抜き	3,774	
能代市		(基本料1世帯当たり1,830円) + (人員割料世帯人員1人当たり470円)	-	1,830	税抜き	3,564	
※藤里町	0 10 20 30 40 50 100	1,320 132	10	1,320	税込み	2,640	
※八峰町	0 10 20 30 40 50 100	1,650 165	10	1,650	税込み	3,300	
※三種町	0 10 20 30 40 50 100 500 1,000	1,540 154.0 143.0 132.0 121.0	10	1,540	税込み	3,080	
※秋田市	0 10 20 30 40 50 100 500 1,000	1,020 181 226 249 305 352 427	10	1,020	税抜き	3,113	
※男鹿市	0 10 20 30 40 50 100	1,650 165 176 209 231	10	1,650	税込み	3,300	
※湯上市 (旧昭和町地区)	0 10 20 30 40 50 100	1,320 176 198 209 242	10	1,320	税込み	3,080	
※由利本荘市	0 10 20 30 40 50 100	125 156 177 198 220	-	523	税込み	3,333	
にかほ市	0 10 20 30 40 50 100	1,100 110	10	1,100	税抜き	2,420	
大仙市	※従量制	0 10 20 30 40 50 100	1,540 168 178 210 242	10	1,540	税込み	3,220
	定額制 (旧大曲市)	(基本使用料1戸当たり2,520円) + (人員割料世帯人員1人につき546円)	-	2,520	税込み	4,158	
	※定額制 (旧大曲市を除く)	(基本使用料1戸当たり1,540円) + (人員割料世帯人員1人につき546円)	-	1,540	税込み	3,178	
※仙北市	0 5 10 20 30 40 50 100	770 110 143.0 154.0 165 176.0 187.0 198.0	5	770	税込み	2,750	
美郷町	0 5 10 20 30 40 50 100	550 143	5	550	税込み	2,695	
※横手市	0 5 10 20 30 40 50 100	700 140 149 158 167 176 185 194	5	700	税抜き	3,179	
※湯沢市	0 6 10 20 30 40 50 100	1,327 174 185 195 205	6	1,327	税込み	3,763	
羽後町		(基本料1世帯当たり1,425円) + (人員割料世帯人員1人当たり544円)	-	1,425	税込み	3,057	

※ 公共下水道使用料と同じ

## (7) 農業集落排水施設 水洗化助成・貸付制度

令和4年4月現在

市町村名	助成制度		貸付制度					
	汲取便所 1世帯当り	し尿浄化槽 1世帯当り	汲取便所			し尿浄化槽		
			貸付金	償還方法	貸付利率	貸付金	償還方法	貸付利率
※鹿角市	いずれも工事費が10万円以上(税込)および市内業者が施工する工事 ①住環境向上対策事業:補助対象額の20%、上限10万円 ②下水道加入促進事業:18歳未満の子がいる世帯が対象で、補助対象額の50%、上限30万円		1世帯当り80万円以内 法人以外のアパート等の場合は1部屋につき30万円以内で限度額150万円	50ヶ月以内 元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
大館市	住宅リフォーム支援事業(下水道・農集・浄化槽への接続工事も対象) ・対象工事費30万円以上:対象工事費の上限20% 上限50万円		(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
北秋田市	住宅リフォーム支援事業(30万円以上の工事で、工事費の10%。ただし、補助金が10万円を超えるときは、10万円)		1世帯当り100万円 供用開始から3年を超えたら50万円	60ヶ月以内 元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
上小阿仁村	宅地内配管費補助 1戸当り 2万円		1戸当り30万円以内	30ヶ月以内 元金均等償還	限度額以内の利率の1%分を村が負担	(貸付制度なし)		
能代市	住宅リフォーム支援事業 ・対象工事費30万円以上:対象工事費の10%(ただし、補助金が20万円を超えるときは、20万円)		対象工事1件当たり100万円以内	50ヶ月以内の 元金均等償還	市負担 (供用開始3年以内)	汲取便所と同様		
※藤里町	・加入奨励金:3~7万円 ・積立奨励金:1~3万円 ・資金対策助成金:1~4万円 ・環境浄化促進助成金(配管、樹、便器、既設便槽解体に助成)		(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
※三種町	住宅リフォーム助成事業(下限工事費20万円以上対象) ・対象工事費用の10% ・上限15万円		1戸当たり100万円 2箇所以上の場合は2箇所目から1箇所40万円(限度額200万円) 供用開始3年超は上記の1/2	50ヶ月以内元金均等償還	町負担	汲取便所と同様		
八峰町	八峰町住まいづくり応援事業(下水道・農集・浄化槽への接続工事も対象) ・対象工事費の15%を上限(上限30万円) ・下水道新規接続の場合は一律10万円上乗せ		1世帯当り70万円以内 2個以上のトイレを水洗化した場合は100万円以内	50ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		
秋田市	・一戸2万円 ・貸家等で便槽の数が2槽以上の場合、最高5槽まで ・住宅リフォーム補助5万円 ※対象は工事費90万円以上	汲取便所と同様	・1戸70万円以内 ・貸家等で便槽の数が2槽以上の場合、1槽につき60万円以内、300万円限度	70ヶ月以内の元金均等償還	市負担	・1戸30万円以内 ・貸家等で浄化槽の数が2槽以上の場合、1槽につき25万円以内 125万円限度	30ヶ月以内の元金均等償還	市負担
男鹿市			(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
※潟上市	・住宅リフォーム補助(工事費50万円以上対象) 工事費の10~30%(限度額8~50万円)		1戸当り70万円以内 貸家アパート等は1戸25万円以内(限度額100万円)	60ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様		
由利本荘市	・住宅リフォーム資金助成事業 工事費の15%補助、上限15万円 条件:工事費総額が50万円以上であること。		(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
にかほ市	住宅リフォーム推進事業補助金 ・一般型 工事費5%又は最大10万円 ・子育て持ち家型 工事費10%又は最大20万円 ・子育て空き家購入型 工事費15%又は最大30万円 ・空き家購入型 工事費10%又は最大20万円		(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
※大仙市	下水道接続促進補助金 供用開始から3年以内の区域に限り、新規の接続工事に2万円の補助金	下水道接続促進補助金 ・単独処理浄化槽 汲取便所と同様 ・合併処理浄化槽 新規の接続工事に5万円の補助金	(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
	住宅リフォーム支援事業 子育て世帯の場合:工事費の20%、補助上限額30万円 ①多子世帯(18歳以下2人以上同居) ②三世帯同居世帯(18歳以下の1人以上の子と祖父母等が同居) 子育て世帯以外の場合:工事の10%、補助上限額15万円							
※仙北市	・住宅リフォーム補助 工事費の5%、最大5万円 子育て世帯は10%、最大20万円		仙北市水洗便所等改造資金 融資あっせん制度(上限100万円)	50か月以内、元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
※美郷町	既存住宅が新規に接続する際、美郷町内業者が施工する下水道接続工事の場合、接続工事費の1/2以内(補助限度額20万円)を助成		(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
※横手市			供用開始後3年以内 1世帯当り 120万円 供用開始後3年超 1世帯当り 80万円	最大72ヶ月までの均等償還	市負担	汲取便所と同様		
※湯沢市			(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
羽後町	・高齢者世帯排水設備工事費助成 限度額 40万円(条件:65歳以上のみの世帯、分担金減免基準該当、個人負担 5万円/人) ・身体障害者世帯排水設備工事費助成 限度額 30万円(条件:1又は2級、3級1種及び4級1種の障害認定者が同居している世帯) ・住環境リフォーム助成 助成金額 30万円(条件:排水設備工事を含む住宅の増改築工事を実施。工事総額が100万円以上であること。)		1世帯当り 90万円以内 2個以上の場合は限度額120万円	60ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		
	浄化槽廃止助成(条件:浄化槽を廃止し農集排水施設に接続する世帯) ・設置後10年以上の合併浄化槽又は単独浄化槽を所有 10万円							

※ 公共下水道の助成・貸付制度と同じ

## 7. 漁業集落排水施設・林業集落排水施設・簡易小規模排水処理施設等

### (1) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 処理区(地区)一覽表

実施主体 市町村名	旧市町村名	処理区名 (地区名)	計画人口 (人)	事業期間		供用開始 年 月	摘 要	
				着手	完了			
<b>【漁業集落排水施設】</b>								
男鹿市	男鹿市	入道崎	266	H10	H13	H14.1		
		門前	93	H21	H24	H25.4		
	若美町	(若美)	—	H13	H21	H18.3	H18.3 公共下水道へ接続	
	(市計)	2処理区	359					
由利本荘市	本荘市	松ヶ崎第一	862	H7	H14	H10.6		
	西目町	出戸	234	H2	H7	H8.4		
	(市計)	2処理区	1,096					
八峰町	八森町	岩館	660	H11	H20	H18.3		
[漁集施設 計]		5処理区	2,115					
<b>【林業集落排水施設】</b>								
横手市	大森町	武道	48	H8	H10	H10.12		
仙北市	西木村	中里	89	H12	H15	H15.3		
		相内潟	18	H9	H10	H11.3		
	(市計)	2処理区	107					
[林集施設 計]		3処理区	155					
<b>【簡易排水処理施設】</b>								
由利本荘市	岩城町	雪川	29	H5	H5	H6.4		
		下黒川	39	H11	H11	H12.4		
		六呂田	42	H12	H12	H13.4		
		泉田	20	H12	H12	H13.4		
		福俣	35	H13	H13	H14.4		
	(市計)	5処理区	165					
仙北市	西木村	潟尻	17	H11	H12	H13.3		
[簡易排水施設 計]		6処理区	182					
<b>【小規模集合排水処理施設】</b>								
横手市	大森町	矢走	14	H6	H6	H7.4		
由利本荘市	岩城町	下蛇田	35	H14	H14	H15.4		
		由利町	二夕子	21	H8	H8	H9.6	
		田代	20	H8	H8	H9.6		
	(市計)	3処理区	76					
にかほ市	仁賀保町	水沢	33	H7	H7	H8.5		
		上坂	39	H8	H8	H9.5		
		下坂	18	H11	H11	H12.5		
	(市計)	3処理区	90					
[小規模排水施設 計]		7処理区	180					
<b>漁集・林集・簡易・小規模 排水処理施設 合計</b>		<b>21処理区</b>	<b>2,632</b>				<b>(公共下水道接続地区を除く。)</b>	

\*1 H28年度策定「秋田県生活排水処理構想」での計画処理区と漁集事業で整備された公共下水道接続地区を表記。

\*2 計画人口は、R4.3.31時点の計画処理人口である。

\*3 公共下水道接続地区は地区名を( )書きで表記。

## (2) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 整備率・接続率

(令和4年3月31日現在)

市町村名	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率	接続人口(人)	接続率	計画地区数	着手済地区数	供用済地区数
横手市	62	62	100.0%	61	98.4%	2	2	2
男鹿市	359	359	100.0%	315	87.7%	3	3	3
由利本荘市	1,337	1,337	100.0%	1,165	87.1%	10	10	10
にかほ市	90	90	100.0%	84	93.3%	3	3	3
仙北市	116	116	100.0%	86	74.1%	3	3	3
八峰町	660	660	100.0%	442	67.0%	1	1	1
計	2,624	2,624	100.0%	2,153	82.1%	22	22	22

\*1 計画区域内人口、処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続地区(男鹿市1地区)を除く。  
但し、地区数は公共下水道接続地区を含む。

$$\text{整備率(\%)} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{計画区域内人口}} \times 100$$

$$\text{接続率(\%)} = \frac{\text{接続人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$$

(参考 事業区分別 整備率・接続率)

(令和4年3月31日現在)

市町村名	漁業集落排水					林業集落排水					簡易排水施設					小規模施設				
	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)
横手市						48	48	100	47	98						14	14	100	14	100
男鹿市	359	359	100	315	87.7															
由利本荘市	1,096	1,096	100	958	87.4						165	165	100	136	0.8	76	76	100	71	0.9
にかほ市																90	90	100	84	93.3
仙北市						100	100	100	71	71.0	16	16	100	15	93.8					
八峰町	660	660	100	442	67.0															
県合計	2,115	2,115	100	1,715	81.1	148	148	100	118	79.7	181	181	100	151	83.4	180	180	100	169	93.9

## 6. 農業集落排水施設

### (1) 農業集落排水施設整備のあゆみ

昭和57年 由利本荘市(旧由利町)<sup>イカツテ</sup>五十土地区、潟上市(旧飯田川町)<sup>イモカワ</sup>妹川地区 着手。

昭和59年 由利本荘市(旧由利町)五十土地区、  
秋田市(旧河辺町)岩見三内中央地区 供用開始

令和3年 事業着手 201地区、供用済み 201地区

#### ○農業集落排水施設整備の経緯

年 度	事業着手 地区数	供 用 地区数	供 用 処理場数	統合・下水道 接続による 廃止処理場数	汚水処理人口普及率(%)	
					農業集落 排水施設	全 体
S57	2	0	0		0.0	6.8
S58	7	0	0		0.0	7.1
S59	3	2	2		0.1	8.3
S60	2	1	1		0.1	9.1
S61	2	2	2		0.1	9.9
S62	3	3	3		0.1	10.9
S63	4	5	4		0.8	12.6
H 1	6	1	1		0.9	13.8
H 2	5	5	5		1.0	15.5
H 3	8	2	1		1.1	17.1
H 4	9	13	12		2.0	19.1
H 5	16	5	5		1.9	21.1
H 6	15	10	9		2.4	24.0
H 7	14	13	13		3.4	29.4
H 8	15	14	14		4.1	32.7
H 9	16	17	17		4.7	36.8
H10	14	12	12		5.5	40.6
H11	8	14	14		6.5	45.2
H12	10	14	14		7.4	49.7
H13	8	8	8		8.1	53.8
H14	7	10	8		8.6	57.6
H15	4	8	8		9.0	61.6
H16	5	9	8		9.4	67.1
H17	5	2	2		9.5	69.7
H18	6	3	3		9.6	72.5
H19	3	3	3		10.1	74.5
H20	1	7	5		10.3	76.7
H21	1	5	6		10.8	78.5
H22	0	5	5	1	10.7	79.9
H23	1	4	5	1	10.8	81.3
H24	1	0	1	5	10.6	82.7
H25	0	2	1	2	10.5	83.7
H26	0	0	0		10.3	84.5
H27	0	1	1		10.4	85.4
H28	0	0	0	1	10.3	86.1
H29	0	1	0	4	10.2	86.7
H30	0	0	0	3	10.1	87.4
R1	0	0	0	1	10.0	88.0
R2	0	0	0	6	9.6	88.4
R3	0	0	0	3	9.3	88.9
累 計	201	201	193	27		

\*1 供用地区には、公共下水道接続の18地区を含む。

\*2 処理場を持たない地区や複数の処理場を持つ地区があるため、供用地区数は供用処理場数とは一致しない。

\*3 分割採択地区は1地区として計上。

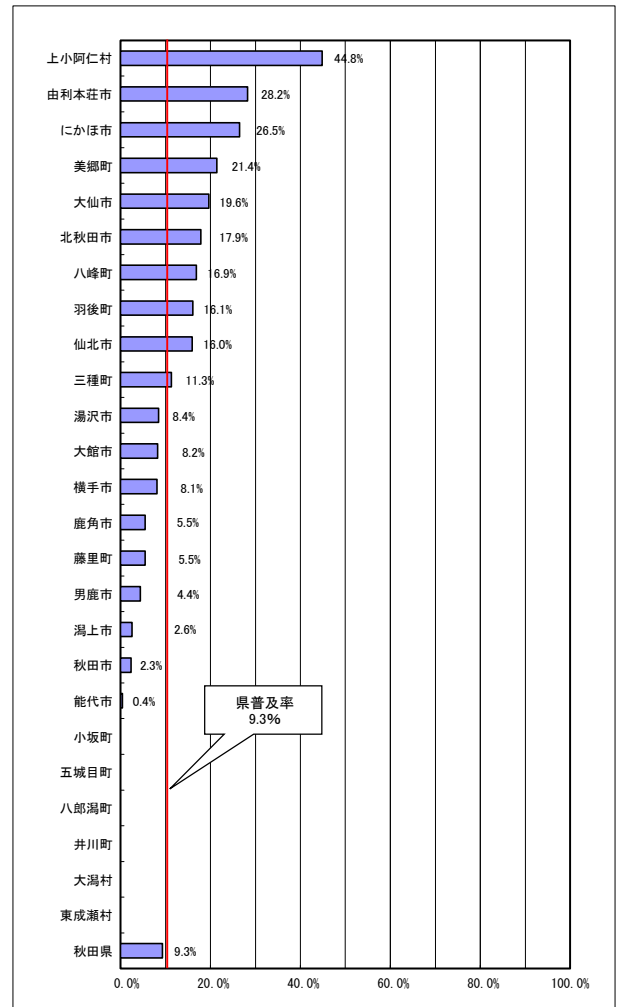


### (3) 令和3年度末 農業集落排水施設 処理人口普及率

(令和4年3月31日現在)

順位	市町村名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	R3末普及率	着手年度	供用年月	備考
1	上小阿仁村	2,092	938	44.8%	H 2	H 4. 7	
2	由利本荘市	73,548	20,763	28.2%	S57	S59. 6	
3	にかほ市	23,323	6,183	26.5%	H 1	H 4. 5	
4	美郷町	18,434	3,946	21.4%	S58	S61. 11	
5	大仙市	77,299	15,168	19.6%	H1	H4. 6	
6	北秋田市	29,847	5,330	17.9%	S58	S61. 1	
7	八峰町	6,603	1,114	16.9%	H10	H12. 12	
8	羽後町	13,869	2,229	16.1%	S63	H 4. 4	
9	仙北市	24,480	3,907	16.0%	H 6	H 9. 8	
10	三種町	15,250	1,718	11.3%	S58	S62. 4	
11	湯沢市	42,120	3,546	8.4%	S62	H 2. 4	
12	大館市	68,728	5,663	8.2%	H 4	H 6. 11	
13	横手市	85,253	6,872	8.1%	S58	S63. 4	
14	鹿角市	28,933	1,588	5.5%	H11	H14. 12	
15	藤里町	2,971	163	5.5%	H10	H13. 4	
16	男鹿市	25,264	1,104	4.4%	H 6	H 9. 12	
17	潟上市	31,963	817	2.6%	S58	S59. 6	
18	秋田市	301,573	7,014	2.3%	S59	S64. 1	
19	能代市	50,012	194	0.4%	H 9	H11. 8	
	小坂町	4,953					
	五城目町	8,745			H 7	H11. 5	全地区公共下水道接続
	八郎潟町	5,562			S63	H 3. 3	全地区公共下水道接続
	井川町	4,554			H 5	H 7. 4	全地区公共下水道接続
	大湯村	3,054					
	東成瀬村	2,483					
	秋田県計	950,913	88,257	9.3%			

普及率グラフ



\*1 処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続の18地区を除く。但し、着手年度、供用年月は上記の地区を含む。

\*2 処理区域内人口、接続人口はH28年度策定整備構想の農業排水区域内(但し、R4.3.31時点で集排水施設として運営されている地区を含む)の人口である。

\*3 分割採択地区は1地区として計上。

$$\text{普及率 (\%)} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100$$

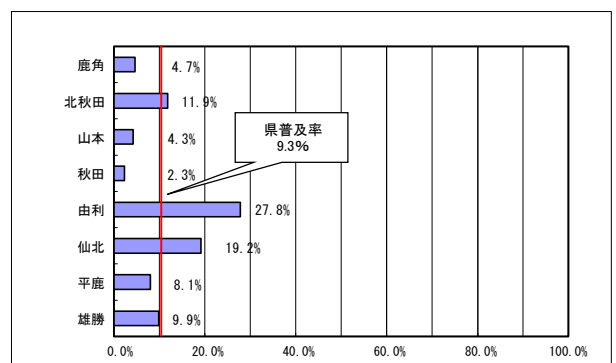
農業集落排水施設 処理人口普及率推移

項目	年度	H26末	H27末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末
普及率		10.3%	10.4%	10.3%	10.2%	10.1%	10.0%	9.6%	9.3%

地域振興局別 農業集落排水処理人口普及率

振興局名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	R3末普及率
鹿角	33,886	1,588	4.7%
北秋田	100,667	11,931	11.9%
山本	74,836	3,189	4.3%
秋田	380,715	8,935	2.3%
由利	96,871	26,946	27.8%
仙北	120,213	23,021	19.2%
平鹿	85,253	6,872	8.1%
雄勝	58,472	5,775	9.9%
県計	950,913	88,257	9.3%

地域振興局別 普及率グラフ



\*1 公共下水道接続の18地区を除く。

\*2 処理区域内人口は、H28年度策定整備構想の農業排水区域内(但し、R4.3.31時点で農業排水施設として運営されている地区を含む)の人口である。

# (4) 令和3年度末 農業集落排水施設 整備率

(令和4年3月31日現在)

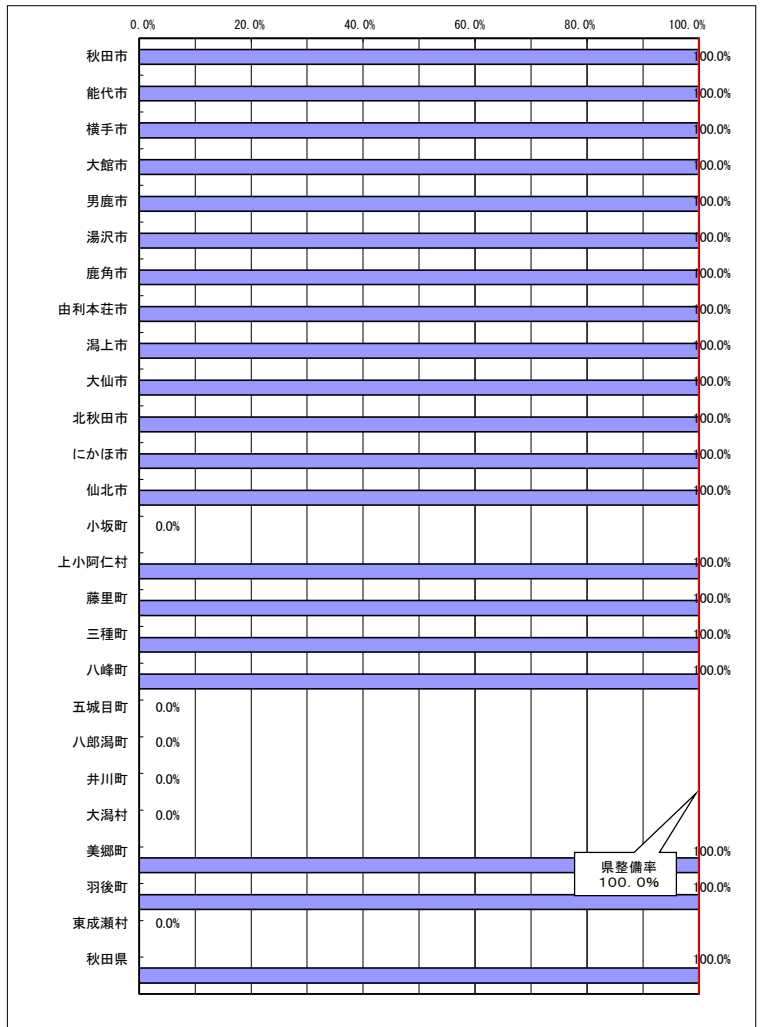
順位	市町村名	計画区域内人口	処理区域内人口	整備率
1	秋田市	7,014	7,014	100.0%
1	能代市	194	194	100.0%
1	横手市	6,899	6,899	100.0%
1	大館市	5,663	5,663	100.0%
1	男鹿市	1,104	1,104	100.0%
1	湯沢市	3,546	3,546	100.0%
1	鹿角市	1,588	1,588	100.0%
1	由利本荘市	20,763	20,763	100.0%
1	潟上市	817	817	100.0%
1	大仙市	15,188	15,188	100.0%
1	北秋田市	5,330	5,330	100.0%
1	にかほ市	6,183	6,183	100.0%
1	仙北市	3,907	3,907	100.0%
	小坂町			
1	上小阿仁村	938	938	100.0%
1	藤里町	163	163	100.0%
1	三種町	1,718	1,718	100.0%
1	八峰町	1,114	1,114	100.0%
	五城目町			
	八郎潟町			
	井川町			
	大潟村			
1	美郷町	3,899	3,899	100.0%
1	羽後町	2,229	2,229	100.0%
	東成瀬村	0	0	
	秋田県計	88,257	88,257	100.0%

\*1 公共下水道接続の18地区を除く。

\*2 計画区域内人口、処理区域内人口、接続人口は、H28年度策定整備構想の農業排水区域内(但し、R4.3.31時点で集排水施設として運営されている地区を含む)の人口である。

$$\text{整備率(\%)} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{計画区域内人口}} \times 100$$

整備率グラフ



農業集落排水施設 整備率推移

項目	年度	H26末	H27末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末
整備率		91.1%	96.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

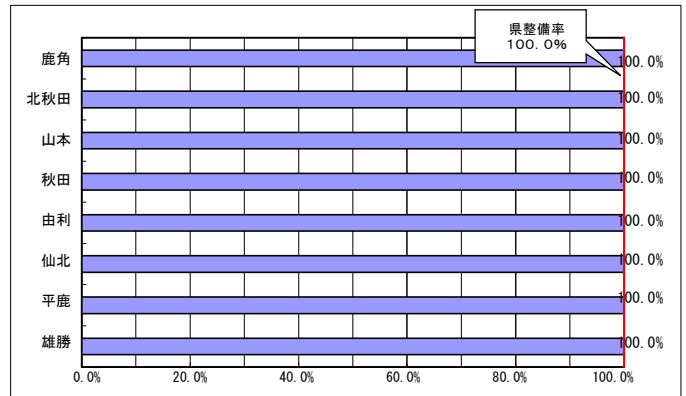
地域振興局別 農業集落排水施設 整備率

振興局名	計画区域内人口	処理区域内人口	R3末整備率
鹿角	1,588	1,588	100.0%
北秋田	11,931	11,931	100.0%
山本	3,189	3,189	100.0%
秋田	8,935	8,935	100.0%
由利	26,946	26,946	100.0%
仙北	22,994	22,994	100.0%
平鹿	6,899	6,899	100.0%
雄勝	5,775	5,775	100.0%
県計	88,257	88,257	100.0%

\*1 公共下水道接続の18地区を除く。

\*2 処理区域内人口は、H28年度策定整備構想の農業排水区域内(但し、R4.3.31時点で農業排水施設として運営されている地区を含む)の人口である。

地域振興局別 整備率グラフ





# (5) 令和3年度末 農業集落排水施設 接続率

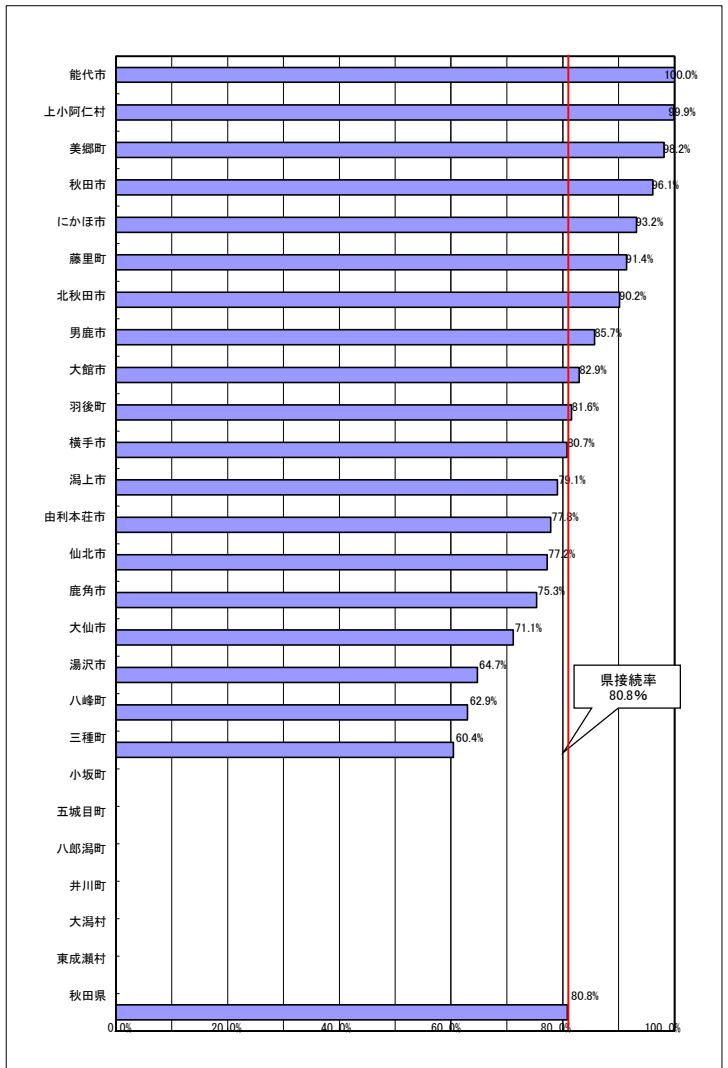
(令和4年3月31日現在)

順位	市町村名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	接続人口	接続率	着手年度	供用年月
1	能代市	50,012	194	194	100.0%	H 9	H11. 8
2	上小阿仁村	2,092	938	937	99.9%	H 2	H 4. 7
3	美郷町	18,434	3,946	3,873	98.2%	S58	S59. 6
4	秋田市	301,573	7,014	6,742	96.1%	S58	S61. 11
5	にかほ市	23,323	6,183	5,761	93.2%	H 1	H 4. 5
6	藤里町	2,971	163	149	91.4%	H11	H14. 12
7	北秋田市	29,847	5,330	4,805	90.2%	S58	S61. 1
8	男鹿市	25,264	1,104	946	85.7%	H 6	H 9. 12
9	大館市	68,728	5,663	4,697	82.9%	S62	H 2. 4
10	羽後町	13,869	2,229	1,818	81.6%	S57	S59. 6
11	横手市	85,253	6,872	5,549	80.7%	S58	S63. 4
12	潟上市	31,963	817	646	79.1%	S59	S64. 1
13	由利本荘市	73,548	20,763	16,160	77.8%	H 6	H 9. 8
14	仙北市	24,480	3,907	3,017	77.2%	S63	H 4. 4
15	鹿角市	28,933	1,588	1,196	75.3%	H10	H13. 4
16	大仙市	77,299	15,168	10,792	71.1%	H 1	H 4. 6
17	湯沢市	42,120	3,546	2,294	64.7%	H 4	H 6. 11
18	八峰町	6,603	1,114	701	62.9%	H10	H12. 12
19	三種町	15,250	1,718	1,038	60.4%	S58	S62. 4
	小坂町	4,953					
	五城目町	8,745					
	八郎潟町	5,562					
	井川町	4,554					
	大潟村	3,054					
	東成瀬村	2,483					
	秋田県計	950,913	88,257	71,315	80.8%		

\*1 処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続の18地区を除く。  
 但し、地区数、着手年度、供用年月は上記の地区を含む。  
 \*2 処理区域内人口、接続人口はH28年度策定整備構想の農業集排水区域内(但し、R4.3.31時点で集排水施設として運営されている地区を含む)の人口である。  
 \*3 分割採択地区は1地区として計上。

$$\text{接続率(\%)} = \frac{\text{接続人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$$

接続率グラフ



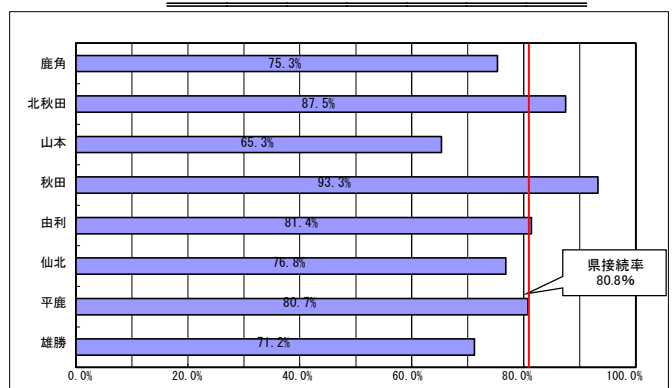
農業集落排水施設 接続率推移

年度	H26末	H27末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末
接続率	77.6%	77.6%	78.7%	79.5%	80.0%	81.1%	81.2%	80.8%

地域振興局別 農業集落排水施設 接続率

振興局名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	接続人口	R3末接続率
鹿角	33,886	1,588	1,196	75.3%
北秋田	100,667	11,931	10,439	87.5%
山本	74,836	3,189	2,082	65.3%
秋田	380,715	8,935	8,334	93.3%
由利	96,871	26,946	21,921	81.4%
仙北	120,213	23,021	17,682	76.8%
平鹿	85,253	6,872	5,549	80.7%
雄勝	58,472	5,775	4,112	71.2%
県計	950,913	88,257	71,315	80.8%

地域振興局別 接続率グラフ



\*1 公共下水道接続の18地区を除く。  
 \*2 処理区域内人口、接続人口は、H28年度策定整備構想の農業集排水区域内(但し、R4.3.31時点で集排水施設として運営されている地区を含む)の人口である。

## (6) 農業集落排水施設 使用料

令和4年4月現在

団 体 名 使用料条例施行 ・供用開始団体	使 用 料 体 系		基本 水量 (m <sup>3</sup> /月)	基 本 使用料 (円/月)	使用料 体系 消費税	1ヶ月 20m <sup>3</sup> ・ (3人) 当り料金 消費税込 (円/20m <sup>3</sup> )
	(区分水量)	は基本水量(基本使用料)の区分線   は水量毎の単価の区分線				
鹿角市	0   8   10   20   25   30   50   100   200   300   500   1,000   2,000   3,000   5,000 (基本料1世帯当たり2,189円) + (人員割料世帯人員1人当たり616円)		-	2,189	税込み	4,037
※大館市	0   10   20   50   100 1,540   165.0   176   209   231.0		10	1,540	税込み	3,190
北 秋 田 市	旧 鷹 巣 町 地 区 旧 森 吉 町 地 区 旧 合 川 町 地 区 (基本料1世帯当たり1,500円) + (人員割料世帯人員1人当たり400円)		-	1,500	税抜き	2,970
	旧 阿 仁 町 地 区 0   10   20   30   40   50   100 1,300   140   150.0   160   170.0   180   190		10	1,300	税抜き	2,970
※上小阿仁村	(基本料1世帯当たり1,715円) + (人員割料世帯人員1人当たり572円)		-	1,715	税抜き	3,774
能代市	(基本料1世帯当たり1,830円) + (人員割料世帯人員1人当たり470円)		-	1,830	税抜き	3,564
※藤里町	0   10   100 1,320   132		10	1,320	税込み	2,640
※八峰町	0   10   100 1,650   165		10	1,650	税込み	3,300
※三種町	0   10   100   500   1000 1,540   154.0   143.0   132.0   121.0		10	1,540	税込み	3,080
※秋田市	0   10   30   50   100   500   1,000 1,020   181   226   249   305   352   427		10	1,020	税抜き	3,113
※男鹿市	0   10   20   50   100 1,650   165   176   209   231		10	1,650	税込み	3,300
※湯上市 (旧昭和町地区)	0   10   30   50   100 1,320   176   198   209   242		10	1,320	税込み	3,080
※由利本荘市	0   10   20   50   100 125   156   177   198   220		-	523	税込み	3,333
にかほ市	0   10   100 1,100   110		10	1,100	税抜き	2,420
大 仙 市	※ 従 量 制 0   10   30   50   100 1,540   168   178   210   242		10	1,540	税込み	3,220
	定 額 制 (旧大曲市) (基本使用料1戸当たり 2,520円) + (人員割世帯人員1人につき 546円)		-	2,520	税込み	4,158
	※ 定 額 制 (旧大曲市を除く) (基本使用料1戸当たり 1,540円) + (人員割世帯人員1人につき 546円)		-	1,540	税込み	3,178
※仙北市	0   5   10   20   30   40   50   100 770   110   143.0   154.0   165   176.0   187.0   198.0		5	770	税込み	2,750
美郷町	0   5   100 550   143		5	550	税込み	2,695
※横手市	0   5   10   20   30   40   50   100 700   140   149   158   167   176   185   194		5	700	税抜き	3,179
※湯沢市	0   6   20   50   100 1,327   174   185   195   205		6	1,327	税込み	3,763
羽後町	(基本料1世帯当たり1,425円) + (人員割料世帯人員1人当たり544円)		-	1,425	税込み	3,057

※ 公共下水道使用料と同じ

## (7) 農業集落排水施設 水洗化助成・貸付制度

令和4年4月現在

市町村名	助成制度		貸付制度					
	汲取便所 1世帯当り	し尿浄化槽 1世帯当り	汲取便所			し尿浄化槽		
			貸付金	償還方法	貸付利率	貸付金	償還方法	貸付利率
※鹿角市	いずれも工事費が10万円以上(税込)および市内業者が施工する工事 ①住環境向上対策事業:補助対象額の20%、上限10万円 ②下水道加入促進事業:18歳未満の子がいる世帯が対象で、補助対象額の50%、上限30万円		1世帯当り80万円以内 法人以外のアパート等の場合は1部屋につき30万円以内で限度額150万円	50ヶ月以内 元金均等償還	市負担		汲取便所と同様	
大館市	住宅リフォーム支援事業(下水道・農集・浄化槽への接続工事も対象) ・対象工事費30万円以上:対象工事費の上限20% 上限50万円		(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
北秋田市	住宅リフォーム支援事業(30万円以上の工事で、工事費の10%。ただし、補助金が10万円を超えるときは、10万円)		1世帯当り100万円 供用開始から3年を超えたら50万円	60ヶ月以内 元金均等償還	市負担		汲取便所と同様	
上小阿仁村	宅地内配管費補助 1戸当り 2万円		1戸当り30万円以内	30ヶ月以内 元金均等償還	限度額以内の利率の1%分を村が負担		(貸付制度なし)	
能代市	住宅リフォーム支援事業 ・対象工事費30万円以上:対象工事費の10%(ただし、補助金が20万円を超えるときは、20万円)		対象工事1件当たり100万円以内	50ヶ月以内の 元金均等償還	市負担 (供用開始3年以内)		汲取便所と同様	
※藤里町	・加入奨励金:3~7万円 ・積立奨励金:1~3万円 ・資金対策助成金:1~4万円 ・環境浄化促進助成金(配管、樹、便器、既設便槽解体に助成)		(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
※三種町	住宅リフォーム助成事業(下限工事費20万円以上対象) ・対象工事費用の10% ・上限15万円		1戸当たり100万円 2箇所以上の場合は2箇所目から1箇所40万円(限度額200万円) 供用開始3年超は上記の1/2	50ヶ月以内元金均等償還	町負担		汲取便所と同様	
八峰町	八峰町住まいづくり応援事業(下水道・農集・漁集・浄化槽への接続工事も対象) ・対象工事費の15%を上限(上限30万円) ・下水道新規接続の場合は一律10万円上乗せ		1世帯当り70万円以内 2個以上のトイレを水洗化した場合は100万円以内	50ヶ月以内均等償還	町負担		汲取便所と同様	
秋田市	・一戸2万円 ・貸家等で便槽の数が2槽以上の場合、最高5槽まで ・住宅リフォーム補助5万円 ※対象は工事費90万円以上	汲取便所と同様	・1戸70万円以内 ・貸家等で便槽の数が2槽以上の場合、1槽につき60万円以内、300万円限度	70ヶ月以内の元金均等償還	市負担	・1戸30万円以内 ・貸家等で浄化槽の数が2槽以上の場合、1槽につき25万円以内125万円限度	市負担	
男鹿市			(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
※潟上市	・住宅リフォーム補助(工事費50万円以上対象) 工事費の10~30%(限度額8~50万円)		1戸当り70万円以内 貸家アパート等は1戸25万円以内(限度額100万円)	60ヶ月均等償還	市負担		汲取便所と同様	
由利本荘市	・住宅リフォーム資金助成事業 工事費の15%補助、上限15万円 条件:工事費総額が50万円以上であること。		(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
にかほ市	住宅リフォーム推進事業補助金 ・一般型 工事費5%又は最大10万円 ・子育て持ち家型 工事費10%又は最大20万円 ・子育て空き家購入型 工事費15%又は最大30万円 ・空き家購入型 工事費10%又は最大20万円		(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
※大仙市	下水道接続促進補助金 供用開始から3年以内の区域に限り、新規の接続工事に2万円の補助金	下水道接続促進補助金 ・単独処理浄化槽 汲取便所と同様 ・合併処理浄化槽 新規の接続工事に5万円の補助金	(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
	住宅リフォーム支援事業 子育て世帯の場合:工事費の20%、補助上限額30万円 ①多子世帯(18歳以下2子以上同居) ②三世帯同居世帯(18歳以下の1人以上の子と祖父母等が同居) 子育て世帯以外の場合:工事の10%、補助上限額15万円		(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
※仙北市	・住宅リフォーム補助 工事費の5%、最大5万円 子育て世帯は10%、最大20万円		仙北市水洗便所等改造資金 融資あっせん制度(上限100万円)	50か月以内、元金均等償還	市負担		汲取便所と同様	
※美郷町	既存住宅が新規に接続する際、美郷町内業者が施工する下水道接続工事の場合、接続工事費の1/2以内(補助限度額20万円)を助成		(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
※横手市			供用開始後3年以内 1世帯当り 120万円 供用開始後3年超 1世帯当り 80万円	最大72ヶ月までの均等償還	市負担		汲取便所と同様	
※湯沢市			(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
羽後町	・高齢者世帯排水設備工事費助成 限度額 40万円(条件:65歳以上のみの世帯、分担金減免基準該当、個人負担 9万円/人) ・身体障害者世帯排水設備工事費助成 限度額 30万円(条件:1又は2級、3級1種及び4級1種の障害認定者が同居している世帯) ・住環境リフォーム助成 助成金額 30万円(条件:排水設備工事を含む住宅の増改築工事を実施。工事総額が100万円以上であること。)		1世帯当り 90万円以内 2個以上の場合は限度額120万円	60ヶ月以内均等償還	町負担		汲取便所と同様	
		浄化槽廃止助成(条件:浄化槽を廃止し農集排水施設に接続する世帯) ・設置後10年以上の合併浄化槽又は単独浄化槽を所有 10万円	(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		

※ 公共下水道の助成・貸付制度と同じ

## 7. 漁業集落排水施設・林業集落排水施設・簡易小規模排水処理施設等

### (1) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 処理区(地区)一覽表

実施主体 市町村名	旧市町村名	処理区名 (地区名)	計画人口 (人)	事業期間		供用開始 年 月	摘 要
				着手	完了		
<b>【漁業集落排水施設】</b>							
男鹿市	男鹿市	入道崎	266	H10	H13	H14.1	
		門前	93	H21	H24	H25.4	
	若美町	(若美)	—	H13	H21	H18.3	H18.3 公共下水道へ接続
	(市計)	2処理区	359				
由利本荘市	本荘市	松ヶ崎第一	862	H7	H14	H10.6	
	西目町	出戸	234	H2	H7	H8.4	
	(市計)	2処理区	1,096				
八峰町	八森町	岩館	660	H11	H20	H18.3	
[漁集施設 計]		5処理区	2,115				
<b>【林業集落排水施設】</b>							
横手市	大森町	武道	48	H8	H10	H10.12	
仙北市	西木村	中里	89	H12	H15	H15.3	
		相内潟	18	H9	H10	H11.3	
	(市計)	2処理区	107				
[林集施設 計]		3処理区	155				
<b>【簡易排水処理施設】</b>							
由利本荘市	岩城町	雪川	29	H5	H5	H6.4	
		下黒川	39	H11	H11	H12.4	
		六呂田	42	H12	H12	H13.4	
		泉田	20	H12	H12	H13.4	
		福俣	35	H13	H13	H14.4	
	(市計)	5処理区	165				
仙北市	西木村	潟尻	17	H11	H12	H13.3	
[簡易排水施設 計]		6処理区	182				
<b>【小規模集合排水処理施設】</b>							
横手市	大森町	矢走	14	H6	H6	H7.4	
由利本荘市	岩城町	下蛇田	35	H14	H14	H15.4	
		由利町	二夕子	21	H8	H8	H9.6
	田代	20	H8	H8	H9.6		
	(市計)	3処理区	76				
にかほ市	仁賀保町	水沢	33	H7	H7	H8.5	
		上坂	39	H8	H8	H9.5	
		下坂	18	H11	H11	H12.5	
	(市計)	3処理区	90				
[小規模排水施設 計]		7処理区	180				
<b>漁集・林集・簡易・小規模 排水処理施設 合計</b>		<b>21処理区</b>	<b>2,632</b>				<b>(公共下水道接続地区を除く。)</b>

\*1 H28年度策定「秋田県生活排水処理構想」での計画処理区と漁集事業で整備された公共下水道接続地区を表記。

\*2 計画人口は、R4.3.31時点の計画処理人口である。

\*3 公共下水道接続地区は地区名を( )書きで表記。

## (2) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 整備率・接続率

(令和4年3月31日現在)

市町村名	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率	接続人口(人)	接続率	計画地区数	着手済地区数	供用済地区数
横手市	62	62	100.0%	61	98.4%	2	2	2
男鹿市	359	359	100.0%	315	87.7%	3	3	3
由利本荘市	1,337	1,337	100.0%	1,165	87.1%	10	10	10
にかほ市	90	90	100.0%	84	93.3%	3	3	3
仙北市	116	116	100.0%	86	74.1%	3	3	3
八峰町	660	660	100.0%	442	67.0%	1	1	1
計	2,624	2,624	100.0%	2,153	82.1%	22	22	22

\*1 計画区域内人口、処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続地区(男鹿市1地区)を除く。  
但し、地区数は公共下水道接続地区を含む。

$$\text{整備率(\%)} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{計画区域内人口}} \times 100$$

$$\text{接続率(\%)} = \frac{\text{接続人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$$

(参考 事業区分別 整備率・接続率)

(令和4年3月31日現在)

市町村名	漁業集落排水					林業集落排水					簡易排水施設					小規模施設				
	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)
横手市						48	48	100	47	98						14	14	100	14	100
男鹿市	359	359	100	315	87.7															
由利本荘市	1,096	1,096	100	958	87.4						165	165	100	136	82.4	76	76	100	71	93.4
にかほ市																90	90	100	84	93.3
仙北市						100	100	100	71	71.0	16	16	100	15	93.8					
八峰町	660	660	100	442	67.0															
県合計	2,115	2,115	100	1,715	81.1	148	148	100	118	79.7	181	181	100	151	83.4	180	180	100	169	93.9

## 8. 合併処理浄化槽整備事業

### (1) 合併処理浄化槽整備事業概要

#### 《事業目的》

合併処理浄化槽整備事業の目的は、公共用水域の環境保全及び快適な生活環境の確保のために、公共下水道などの集合処理施設（下水道、集落排水）の整備によりがたい地域において、合併処理浄化槽の整備を促進し生活排水処理施設を普及させることである。

#### 《事業内容》

##### ○浄化槽設置整備事業（国庫補助事業 S62～、県費補助 H3～） 個人設置型

###### 住居単位で設置、個人管理

個人で浄化槽を設置しようとする者に対し市町村が助成を行う場合に、その助成費用の一部を市町村に対して補助するもの。

##### ○浄化槽市町村整備推進事業（国庫補助事業 H6～、県費補助なし） 市町村設置型

###### 集落単位を市町村で整備、市町村管理

市町村自ら設置主体となって浄化槽の面的整備を図るものであり、個人設置型の事業とは異なり、市町村予算と国庫補助で事業が行われることから、住民負担の軽減が図られる仕組みとなっている。

### 令和3年度 合併処理浄化槽整備事業概要

No	事業主体 市町村名	市町村設置型 個人設置型	循環型社会形成 推進交付金	地方創生污水 処理施設整備 推進交付金	設置 基数	人槽別内訳 上段:市町村設置型 下段:個人設置型											
						5人槽	6～	8～	11～	16～	21～	26～	31～	41～	51～		
						5人槽	6～	8～	11～		21～		31～		51～		
1	秋田市	市町村設置型	○														
2	能代市	市町村設置型	○		47	41	6										
		個人設置型	○		19	18	1										
3	横手市	個人設置型	○		105	89	15	1									
4	大館市	個人設置型	○		40	32	8										
5	男鹿市	個人設置型	○		7	7											
6	湯沢市	個人設置型	○		32	25	6	1									
7	鹿角市	個人設置型	○		31	26	4	1									
8	由利本荘市	個人設置型	○		70	66	4										
9	潟上市	個人設置型	○		4	4											
10	大仙市	個人設置型	○		78	69	8	1									
11	北秋田市	個人設置型	○		24	22	2										
12	にかほ市																
13	仙北市	個人設置型	○		28	22	6										
14	小坂町	個人設置型	○		1	1											
15	上小阿仁村	個人設置型	○														
16	藤里町																
17	三種町	個人設置型	○		5	5											
18	八峰町	個人設置型	○		1	1											
19	五城目町	個人設置型	○		2	1	1										
20	八郎潟町																
21	井川町	個人設置型	○		1	1											
22	大潟村																
23	美郷町	個人設置型	○		22	20	1	1									
24	羽後町	個人設置型	○		13	12	1										
25	東成瀬村	市町村設置型	○		3	3											
計		市町村設置型		3市村(2市1村)	50	44	6										
		個人設置型		19市町村(11市7町1村)	483	421	57	5									
合 計				21市町村(12市7町2村)	533	465	63	5									

### 合併処理浄化槽整備事業経緯

		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
個人設置型	実施市町村	17	17	19	19	20	20	21	20	20	20	19	19	19	19
	設置基数	935	932	930	828	797	860	637	708	710	664	610	543	468	483
市町村設置型	実施市町村	11	11	9	8	5	4	4	3	4	3	3	2	3	3
	設置基数	374	274	213	139	172	120	119	51	68	52	44	47	54	50
浄化槽 整備事業計	設置基数	1,309	1,206	1,143	967	969	980	756	759	778	716	654	590	522	533

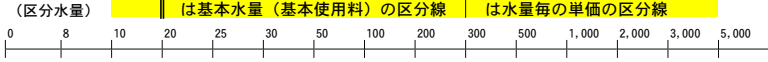
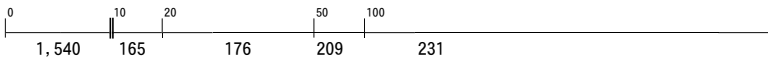
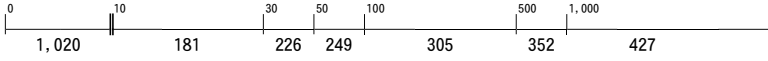
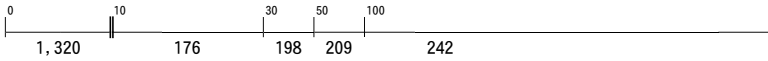
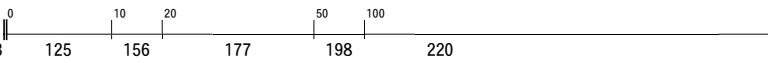
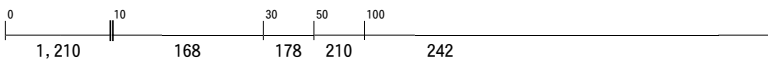
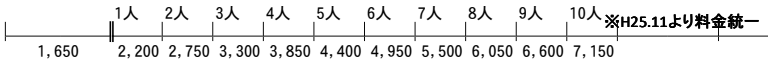
\* 市町村合併 H17末 25市町村

\* 緑越は、事業実施年度に計上



(3) 合併処理浄化槽施設 使用料【市町村設置型】

令和4年4月現在

団 体 名 使用料条例施行 ・供用開始団体	使 用 料 体 系 (区分水量)  は基本水量（基本使用料）の区分線  は水量毎の単価の区分線	基本 水量 (m3/月)	基 本 使用料 (円/月)	使用料 体系 消費税	1ヶ月	設 置 基 数 (国庫補助)
					20m3・ (3人) 当り料金 消費税込 (円/20m3)	
大 館 市 (住 家 : 人 数 制)	(1人6㎡で算定した量に相当する従量制の金額。ただし、1人は、基本使用料 1,540円。)	-	1,540	税込み	2,860	301
大 館 市 (非住家 : 従量制) ※公共下水道使用料と同じ		10	1,540	税込み	3,190	
北 秋 田 市 (専 用 ・ 併 用 住 宅)	(月額使用料 : 5人槽 2,970円)	-	2,970	税込み	2,970	233
北 秋 田 市 (事 業 所 等)	(月額使用料 : 5人槽 3,505円)	-	3,505	税込み	3,505	
能 代 市 (専 用 ・ 併 用 住 宅)	(月額使用料 : 5人槽 2,600円)	-	2,600	税抜き	2,860	1,897
能 代 市 (事 業 所 等)	(月額使用料 : 5人槽 3,800円)	-	3,800	税抜き	4,180	
藤 里 町	(月額使用料 : 5人槽 2,662円)	-	2,662	税込み	2,662	141
八 峰 町	(月額使用料 : 5人槽 3,140円)	-	3,140	税込み	3,140	20
秋 田 市 ※公共下水道使用料と同じ		10	1,020	税抜き	3,113	198
湯 上 市 ※公共下水道使用料と同じ		10	1,320	税込み	3,080	88
由 利 本 荘 市 ※公共下水道使用料と同じ		0	523	税込み	3,333	134
大 仙 市 (旧西仙北町・旧協和町地区)		10	1,210	税込み	2,890	387
仙 北 市	 ※H25.11より料金統一	-	1,650	税込み	3,300	789
横 手 市	(月額使用料 : 5人槽 5,500円)	-	5,500	税込み	5,500	517
湯 沢 市 (旧福川町・旧皆瀬村地区)	(月額使用料 : 5人槽 3,480円)	-	3,480	税込み	3,480	1,526
東 成 瀬 村	(月額使用料 : 5人槽 2,200円)	-	2,200	税抜き	2,420	679



## (4) 合併処理浄化槽 補助金制度

令和4年4月現在

市町村名	補助金交付限度額		補助金の対象
	個別処理計画区域内	集合処理計画区域内	
鹿角市		5人槽 351,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円	・専用住宅
小坂町	5人槽 717,000円 6～7人槽 939,000円 8～10人槽 1,330,000円		・専用住宅
大館市		5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円	・専用住宅
北秋田市		5人槽 469,000円 6～7人槽 588,000円 8～10人槽 784,000円	・専用住宅
上小阿仁村		5人槽 429,000円 6～7人槽 534,000円 8～10人槽 706,000円	・専用住宅
能代市		5人槽 442,000円 6～7人槽 561,000円 8～10人槽 738,000円	・専用・併用住宅 (10人槽以下の合併処理浄化槽)
藤里町	5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円		・専用住宅 (10人槽以下の合併処理浄化槽)
三種町		5人槽 547,000円 6～7人槽 673,000円	・専用住宅 (高度処理浄化槽のみ対象)
八峰町		5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円	・専用・併用住宅
男鹿市		5人槽 352,000円(408,000円) 6～7人槽 441,000円(492,000円) 8～10人槽 588,000円(627,000円) ※( )「八郎湖にかかる湖沼水質保全計画」にかかる指定地域内において高度処理浄化槽を設置しようとする者	・専用住宅
湯上市		5人槽 352,000円(408,000円) 6～7人槽 441,000円(492,000円) 8～10人槽 588,000円(627,000円) ※( )「八郎湖にかかる湖沼水質保全計画」にかかる指定地域内において高度処理浄化槽を設置しようとする者	・専用住宅及び店舗等併用住宅
五城目町		5人槽 408,000円 6～7人槽 492,000円 8～10人槽 627,000円	・専用住宅 (高度処理浄化槽のみ対象)
八郎湯町		5人槽 408,000円 6～7人槽 492,000円 8～10人槽 627,000円	・高度処理浄化槽のみ対象 ・既存単独処理浄化槽を撤去した場合、撤去に要した費用のうち90,000円を超えない範囲の額を加算する
井川町		5人槽 408,000円 6～7人槽 492,000円 8～10人槽 627,000円	・専用住宅 (高度処理浄化槽のみ対象)
由利本荘市	5人槽 560,000円(352,000円) 6～7人槽 701,000円(441,000円) 8～10人槽 949,000円(588,000円) (11～20人槽 1,002,000円) (21～30人槽 1,545,000円) (31～50人槽 2,129,000円) (51人槽以上 工事費の20%とし、5,000,000円上限) ※( )内は事業所等に対する補助金	5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円	・専用住宅 ・事業所等
にかほ市		5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円 又は上記人槽の工事費の40%のいずれか小さい額	・専用住宅(処理対象人員5人以上10人槽以下の合併処理浄化槽)
大仙市		5人槽 352,000円(411,000円) 6～7人槽 441,000円(514,000円) 8～10人槽 588,000円(686,000円) ※( )市内の業者が施工する場合であって、汲み取り便槽又は単独処理浄化槽から転換するもの	・専用住宅
仙北市		5人槽 402,000円 6～7人槽 491,000円 8～10人槽 638,000円	・専用住宅
美郷町	5人槽 402,000円(422,000円) 6～7人槽 491,000円(511,000円) 8～10人槽 638,000円(658,000円) ※( )町内業者による施工の場合		・専用住宅等 (50人槽以下の合併処理浄化槽)
横手市	5人槽 452,000円 6～7人槽 541,000円 8～10人槽 688,000円	5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円	・専用住宅
湯沢市		5人槽 484,000円 6～7人槽 606,000円 8～10人槽 814,000円	・専用住宅
羽後町		5人槽 352,000円(652,000円) 6～7人槽 441,000円(741,000円) 8～10人槽 588,000円(888,000円) ※( )身体障害者世帯及び高齢者世帯	・専用住宅

※1 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、その限度額は、上記表のとおりである。

※2 交付対象は下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可を受けた区域、農業集落排水事業等の事業採択を受けた区域及び個別排水処理施設整備事業対象区域を除いた地域。

※3 高度処理浄化槽:窒素除去能力を有するもの(放流水の総窒素濃度が20mg/L以下の機能を有するもの)をいう。

※4 12市町村で独自の嵩上げ補助を行っている。



高 質 な 田 舎  
AKITAVISION

「あきたの下水道」 ～資料編～

令和4年10月

編集・発行 秋田県 建設部 下水道マネジメント推進課

〒018-8570 秋田市山王4丁目1番1号

TEL 018(860) 2461 (調整・広域・共同推進班)  
2465 (経理班)  
2463 (流域土木班)  
2464 (流域設備班)

FAX 018(860) 3813  
E-mail gesuido@pref.akita.lg.jp